

産後ケア事業の実施に係る 自治体の取組事例集

令和8年3月

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
「産後ケア事業の実施に関する調査研究事業」

目次

• 本事例集の位置づけ	……………2	7. 三重県桑名市	……………55
• 本事例集における用語の定義	……………3	8. 大阪府大阪市	……………63
• 事例集の構成	……………5	9. 奈良県奈良市	……………72
– 事例集に掲載している自治体・取組の特徴		10. 福岡県中間市	……………85
– トピック毎の取組状況早見表		11. 福岡県久留米市	……………91
– 自治体の取組の掲載項目一覧		12. 沖縄県豊見城市	……………94
• 各自治体の取組事例		13. 宮城県	……………109
1. 岩手県奥州市	……………14	14. 兵庫県	……………115
2. 福島県郡山市	……………27	15. 鳥取県	……………125
3. 新潟県見附市	……………33		
4. 長野県東御市	……………36		
5. 東京都東久留米市	……………38		
6. 京都府京都市	……………45		

本事例集の位置づけ

背景

- 産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものとされています。令和元年の母子保健法^{※1}改正により法定事業化され、令和3年母子保健法の施行においては支援の対象者が出産後4か月から1年以内の母子に拡大されるとともに、事業の実施が市町村の努力義務とされました。令和6年度時点で1,644市町村（94.4%）において実施されています。
- 国において、産後ケア事業のユニバーサル化やさらなる実施体制強化に向けて、様々な取組が行われてきました。その中で、令和6年度にはケアの内容の充実や安全に関する記載を追加する等、産後ケア事業ガイドライン^{※2}の改定が行われ、特に市町村においてケアの質や安全性の担保に資するマニュアルを作成することが求められています。一方、マニュアルを作成状況については、産後ケア事業の実施主体である市町村間で差が生じている状況です。

事例集の趣旨

- 本書では市町村や都道府県において、産後ケア事業の体制整備に係る工夫や、ユニバーサルサービスの提供に係る取組、マニュアルの作成をはじめとした安全性・質の担保に資する取組の状況を取りまとめ、自治体ごとに事例を示すことにしました。
- 市町村、ならびに都道府県の産後ケア事業担当者の皆様におかれましては、本書を参照いただき、自自治体の事業体制整備に関する取組を進めていただければ幸いです。また各事例に付属する参考資料には事例自治体のマニュアルの内容も含まれておりますので、マニュアル作成時の一助となれば幸いです。結びに、本書の作成にあたり、事例調査にご協力いただきました市町村、都道府県のご担当者各位に厚く御礼を申し上げます。

※1：・母子保健法（◆昭和40年08月18日法律第141号）

※2：【参考】産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン（改定箇所下線）

本事例集における用語の定義

事業類型※1

✓ ショートステイ型（短期入所型）

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する形態を指します。

✓ デイサービス型（通所型）

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する形態を指します。

✓ アウトリーチ型（居宅訪問型）

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する形態を指します。

対象者

- ✓ 産後ケア事業ガイドライン※2においては、出産後1年以内の母子であり、産後ケアを必要とする者とされています。また、里帰り出産をしている母親や、流産や死産等を経験された方についても、対象者に含まれています。その他、妊娠・出産を経ない養親や里親、父親・パートナー等市町村において支援が必要と認められる場合には事業の対象者として対応することとされています。

※上記に該当する場合でも、母子のいずれかが感染性疾患に罹患している場合や、母親に入院加療の必要がある場合、心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親においては、支援の対象とならない場合があります。

実施事業所

- ✓ 産後ケア事業の実施主体は市町村ですが、産後ケア事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる事業者等に産後ケア事業を委託することが可能とされています。
- ✓ 実施事業所としては、病院、診療所、助産所その他、厚生労働省令で定める施設として、事業実施基準を満たし市町村長が適当と認める施設（産後ケアセンター、こども家庭センター、市町村保健センター、その他市町村長が適当と認める施設）※3が該当します。

※1：【通知】産後ケア事業の実施について

※2：【参考】産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン（改定箇所下線）

※3：母子保健法施行規則（◆昭和40年12月28日厚生省令第55号）

本事例集における用語の定義

広域連携

- ✓ 本事例集において、広域連携とは“市町村を超えて産後ケア事業所を利用できる仕組み”を指します。
- ✓ 市町村単独で他市町村の実施事業所に委託契約を行う場合、複数市町村間で連携して実施事業所との委託契約（集合契約等）を行う場合、その他都道府県が中心となり実施事業所との委託契約（集合契約等）を取りまとめて実施する場合等が該当します。

委託先事業所選定基準

- ✓ 本事例集に掲載した自治体においては、自治体が産後ケア事業の委託契約を締結する上で、実施事業所が満たしておくべき基準を指します。
- ✓ 本事例集に掲載した自治体においては、自治体で独自に作成されており、安全に関する項目等をリスト化し、委託契約時の確認等に使用されています。

マニュアル

- ✓ 本事例集に掲載している自治体、ならびに実施事業所において産後ケア事業を運営する上で参照できる文書を指します。
- ✓ 産後ケア事業ガイドラインでは、ケアの質を保つため市町村でマニュアルを作成すること、事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意点、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応について、市町村においてマニュアルを策定し、市町村と事業者双方において、内容の確認・共有をすることとなっています。

事例集の構成

各取組事例ページの構成

読み方

事例冒頭



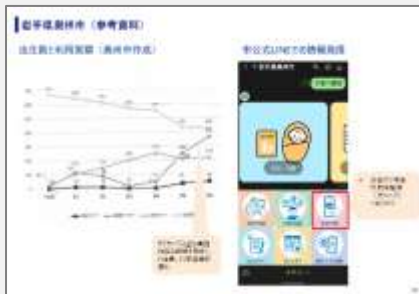
- ✓ 最上部に、当該自治体の取組のポイントを記載しています。
- ✓ 冒頭に、自治体の産後ケア事業実施に係る基本情報を掲載しています。

事例詳細ページ（市町村、都道府県）



- ✓ 項目ごとに当該自治体での実施事項が記載されています。
- ✓ 事例冒頭において、取組のポイントに掲載している事項については、以降の詳細ページにおいてもセル全体をハイライトしています。
(市町村は水色、都道府県はオレンジ)
- ✓ また上記のハイライト以外にも、特徴的な取組については文字が太字・色付きで強調されています。
(市町村は青、都道府県は赤)

参考資料



- ✓ 各取組事例の終わりには、掲載されている取組に関連した参考資料を添付しています。

事例集に掲載している自治体・取組の特徴

自治体名	人口※1 (出生数) ※2 (人)	取組の特徴
1. 岩手県奥州市	111,632 (458)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 病院、助産所以外の施設を活用して市の助産師を派遣し産後ケア事業を拡大 ✓ 公式SNSを活用した週1回の情報発信、電子申請の導入が利用率向上の一因に ✓ 連携会議を通じて、市と事業所の助産師が意見交換。また、他課に配置されている助産師とも密に情報連携
2. 福島県郡山市	317,486 (1,884)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民のニーズを捉え、アウトリーチ型を開始・拡大 ✓ 市公式SNSを活用し、子育てに関する相談支援を通じた産後ケア事業の利用促進
3. 新潟県見附市	39,045 (219)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アウトリーチ型の実施により、市内に産後ケア事業実施事業所がない中でも利用者の移動負担を軽減 ✓ 産科医療機関において、サポートが少ない母子等をピックアップ。アウトリーチ型を委託する助産師とも密に情報共有を行い、サポートの少ない母子やメンタルの状態が不安定な方を適切なケアに連携
4. 長野県東御市	29,557 (152)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 母子健康手帳アプリで産後ケア事業の情報をプッシュ型で発信 ✓ 市立助産所の助産師を自治体担当課に派遣し、事業者間の円滑な情報連携が実現
5. 東京都東久留米市	116,839 (618)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業開始当初より、管理栄養士や理学療法士、保育士等の専門職が配置されている事業所と優先的に契約 ✓ 周知広報～申請のデジタル化により産後ケア事業の利用の利便性向上
6. 京都府京都市	1,385,190 (7,692)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市において独自に委託先事業者の「選定基準」を策定し、新規契約時に実地確認した上で契約締結 ✓ 市民調査により把握した事業のニーズへの対応としてアウトリーチ型の事業を開始予定 ✓ 宿泊施設と契約することにより4か月以降の受入施設を確保
7. 三重県桑名市	139,563 (740)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民の利便性に配慮し、他市の産後ケア実施と委託料等の契約内容を調整の上、個別契約を実施 ✓ 市で作成したマニュアルの内容を事業者を集めた会議体で共有し、継続的な見直しを実施

市
町
村

※1：令和5年度住民基本台帳より引用

※2：令和5年度人口動態調査より引用

事例集に掲載している自治体・取組の特徴

	自治体名	人口※1 (出生数) ※2 (人)	取組の特徴
市町村	8. 大阪府大阪市	2,741,587 (17,795)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アウトリーチの利用ニーズに対応 ✓ 市の求める実施基準を提示、施設・設備の状態を実地調査により確認 ✓ 府の様式を活用し、医療機関や他自治体と情報連携
	9. 奈良県奈良市	351,418 (1,770)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 4か月以降の児の受入に際し、設備や食事に関する市独自の安全基準を作成し、委託契約時に現地で確認 ✓ 利用者向けアンケートの内容を分析し、事業者への改善点のフィードバックや研修内容の充実に活用 ✓ 里帰りや流産や死産等を経験された方の利用も受入
	10. 福岡県中間市	39,912 (205)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近隣4自治体による協議会を開催し、集合契約の締結や様式の統一等を実施 ✓ 事業者との契約時に満たすべき要件のチェックリストの提出を求め、協議会で内容を確認することで施設の質担保を図る
	11. 福岡県久留米市	302,383 (2,170)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 精神科医療機関に産後ケア事業を委託 ✓ SNSを活用した個別相談、利用者アンケートを実施し事業の改善や質の向上に活用
	12. 沖縄県豊見城市	65,954 (663)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務委託契約書において提供するケアの内容を詳細に規定、委託先事業所選定基準について契約時に現地確認 ✓ 利用者アンケートの結果を実施事業所にフィードバック、改善に向けた提案を実施
都道府県	1. 宮城県	2,257,472 (12,328)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 集合契約締結に向け全市町村を集めた協議会を設置。集合契約締結にあたり、事業所の選定基準を作成 ✓ 協議会においてより円滑な合意形成に資するよう、下部組織として各圏域の関係団体等から成るワーキンググループを設定
	2. 兵庫県	5,459,867 (32,615)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町から契約締結の委任を受けた県と、事業所から契約締結の委任を受けた県医師会・助産師会で集合契約締結 ✓ 対象者やケア内容、契約金額、委託先事業所選定基準等を統一 ✓ 集合契約後、協議会を開催：協議会開催前に、市町や事業所に対し、複数回の調査を行い事前に合意形成
	3. 鳥取県	545,558 (3,263)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネットワーク会議を立ち上げ、集合契約に向けた、委託料の調整、安全管理等について議論する場としている ✓ 県独自に産後ケアコーディネーターを配置し市町村や産後ケア事業実施事業所支援を行うほか、利用者の相談にも対応 ✓ 県独自に、ヒヤリ・ハット報告様式等を掲載したマニュアルを作成し、県下の市町村に提示

※1：令和5年度住民基本台帳より引用

※2：令和5年度人口動態調査より引用

トピックごとの取組状況早見表

詳細を確認したい場合は、
●（リンク）を押下すると
該当ページへ遷移します。

トピック	岩手県 奥州市	福島県 郡山市	新潟県 見附市	長野県 東御市	東京都 東久留米市	京都府 京都市	三重県 桑名市	大阪府 大阪市	奈良県 奈良市	福岡県 中間市	福岡県 久留米市	沖縄県 豊見城市	宮城県	兵庫県	鳥取県	
実施体制の整備	産科医療機関・助産 所以外の施設活用	●				●										
	産科・小児科・精神科 との連携・事業実施			●				●			●					
	施設選定基準の 作成・運用					●		●	●	●		●	●	●		
	アウトリーチ型の 実施・拡大		●	●				●								
	他事業との連携															
	専門職の配置・活用					●										
	周知広報～予約申請 の利便性向上	●	●		●	●						●				
広域連携の実施	集合契約の締結									●			●	●		
	委託料・利用料の 統一に向けた調整						●						●	●	●	
	協議会・作業部会 ・WGの運営									●			●	●	●	
ユニバーサル サービス	里帰りしている母子								●							
	流産・死産等を 経験された方								●							
事業の質の 担保・向上	研修・勉強会の実施 事業所との意見交換	●			●				●							
	利用者アンケートの 実施・分析					●			●		●	●				
	マニュアル作成・ 事業者への周知						●								●	

自治体の取組の掲載項目一覧

各自治体から聴取した項目に○、特に他自治体も参照できると思われる項目に◎を記載。

掲載項目	岩手県奥州市	福島県郡山市	新潟県見附市	長野県東御市	東京都東久留米市	京都府京都市	
基本情報	人口（人）※1	111,632	317,486	39,045	29,557	116,839	1,385,190
	出生数（人）※2	458	1,884	219	152	618	7,692
実施体制の整備	実施事業所の確保・選定	◎	◎	◎	○		◎
	専門職配置		○			◎	○
	広域連携の構築					○	○
周知広報	自治体の保健師等による周知	○	○	○	○		○
	ホームページ・SNS・アプリ等による周知	◎	◎		◎	◎	○
申請・利用方法	申請	◎	○	○	○	◎	○
	予約方法	○	○	○	○	○	○
対象者・利用要件		○		○		○	
支援が必要な対象者の把握	把握方法	○	○		◎	○	○
	支援のための関係機関との情報連携	○	○	◎	○		○
配慮が必要な対象者の受入	きょうだい児・多胎児	○		○			○
	里帰りしている母子	○	○	○			
	流産や死産を経験された方・医療的ケア児、その他	○					○
研修の実施		◎	○	○		○	
評価指標の運用	評価指標・測定方法	○				○	
	評価結果の分析・活用	○					
マニュアル	マニュアルの作成・周知方法		○	○		○	
緊急時の連携機関の整備							

※1：令和5年度住民基本台帳より引用

※2：令和5年度人口動態調査より引用

自治体の取組の掲載項目一覧

掲載項目		三重県桑名市	大阪府大阪市	奈良県奈良市	福岡県中間市	福岡県久留米市	沖縄県豊見城市
基本情報	人口（人）※1	139,563	2,741,587	351,418	39,912	302,383	65,954
	出生数（人）※2	740	17,795	1,770	205	2,170	663
実施体制の整備	実施事業所の確保・選定		◎	◎	◎		◎
	専門職配置	○				◎	○
	広域連携の構築	◎	○	○	◎		
周知広報	自治体の保健師等による周知	○	○	○	○	○	○
	ホームページ・SNS・アプリ等による周知				○	◎	○
申請・利用方法	申請	○	○	○	○	○	○
	予約方法	○	○	○	○	○	
対象者・利用要件							○
支援が必要な対象者の把握	把握方法	○		○		○	○
	支援のための関係機関との情報連携	○	◎	○	○	○	○
配慮が必要な対象者の受入	きょうだい児・多胎児		○	○			○
	里帰りしている母子			◎			○
	流産や死産を経験された方・医療的ケア児、その他	○	○	◎	○	○	○
研修の実施		○		◎	○		
評価指標の運用	評価指標・測定方法	○	○	◎	○	◎	○
	評価結果の分析・活用				○	◎	
マニュアル	マニュアルの作成・周知方法	◎	○	○	○	○	○
緊急時の連携機関の整備			○	○			

※1：令和5年度住民基本台帳より引用

※2：令和5年度人口動態調査より引用

自治体の取組の掲載項目一覧

事例の観点		宮城県	兵庫県	鳥取県
基本情報	人口（人）※1	2,257,472	5,459,867	545,558
	出生数（人）※2	12,328	32,615	3,263
広域連携体制の構築	実施の背景・経緯	◎	◎	◎
	集合契約のスキーム		◎	
	集合契約の内容	◎	◎	
	連携体制構築の上での仕組み・体制	◎	◎	◎
	実施の上での工夫		◎	◎
事業実施状況の把握			○	○
関係機関との連携	情報連携体制の構築			○
	精神科医療機関との連携		○	○
その他市町村支援	委託先確保に向けた支援			○
	自治体伴走支援			◎
事業者の選定基準の提供	選定基準の内容	◎	◎	
	事業者選定の運用		◎	
マニュアルの作成・提供	マニュアルの作成方法・内容	○		◎
	マニュアルの周知方法	○		
研修の提供	対象者と実施体制		○	○
	研修の内容		○	○

※1：令和5年度住民基本台帳より引用

※2：令和5年度人口動態調査より引用

岩手県奥州市（1/5）

取組のポイント



- ✓ 病院、助産所以外の施設を活用して市の助産師を派遣し産後ケア事業を拡大
- ✓ 公式SNSを活用した週1回の情報発信、電子申請の導入が利用率向上に寄与
- ✓ 連携会議を通じて、市と事業所の助産師が意見交換。また、他課に配置されている助産師とも密に情報連携

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：111,632人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)*	出生数：458人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日)*	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：5か所	助産所数：2か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	医療機関：1か所（市内） 訪問専門助産院2か所	ホテル・旅館：3か所（市内）

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制の整備

★実施事業所の確保

【実施事業所】

- 市内3箇所の宿泊施設（ホテル・旅館）を活用したデイサービス型を実施
 - 市内に産科医療機関はあるが、令和4年以降分娩取扱産科医療機関がない
 - 平成30年からショートステイ型・デイサービス型を医療機関1施設で実施していたが、利用希望が増加
 - 上記の背景を受け、市民の産後ケア事業の利用ニーズに応えるためには事業所数を拡大する必要があり、宿泊施設を活用した産後ケア事業（デイサービス型）を令和6年度より実施
- 宿泊施設におけるデイサービス型においては、委託している**個人**の助産師1名＋市の正規職員の助産師、または保健師1名の2名体制でケアを実施
 - 委託している個人の助産師が体調不良等に対応できない場合などに備え、市の正規職員の助産師が待機する体制を整備
- 上記の取組の結果、令和5年度以降、デイサービス型の利用者数が増加しニーズに対応している(参考資料: 出生数と利用実績参照)
- 「離乳食が始まったことに伴う相談がしたい」、「児が動き出してからの方が大変であり、ケアを受けたい」等、生後5か月以降の母子のニーズに対応するため、助産師と看護師または保育士が在籍する保育所でのデイサービス型の実施を検討中

【委託先事業所選定基準】

- 下記要件を設定し、要件を満たした施設と契約
 - 居室: 母子へのケア用に個室1室（トイレ・入浴設備付）、児を預かるための個室1室、計2室の提供が可能
 - 食事: 母親のアレルギー等に配慮した食事提供が可能（食事提供または館内飲食）
 - 設備: 全天候型駐車場の確保、打ち合わせスペースなど施設内設備が利用可能である、窓が一定以上開かないなど安全面の配慮がある
 - 所在地: 市役所から半径2km以内（緊急時に市の担当者がすぐに駆け付けられる距離）
- 上記に加え、子育て支援企業（くるみん認定企業や、県の子育て応援の認定施設である等）であれば優先的に契約

岩手県奥州市（2/5）

<p>実施体制の整備</p>	<p>実施事業所の確保</p>	<p>【自治体職員の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦支援強化のため、令和5年度より市の正規職員として助産師を増員し、現在主管課に3名、児童福祉部門の課の職員1名（産後ケア事業も兼務）の計4名体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市の一般行政事務職員が事業の全体のマネジメントや予約調整を行い、市の正規職員の助産師が予約調整と緊急時のバックアップを担うなど市の職員の中でも役割分担をすることにより質の担保に寄与
<p>周知広報</p>	<p>自治体の保健師等による周知</p>	<p>【母子との面会時の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時、出生届出時は、チラシを手渡し説明。そのほか、妊娠8か月アンケート、新生児訪問時も説明し、計4回周知 <p>【関係機関での広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の産科医療機関、近隣市の分娩取扱機関にも周知を行い、チラシを送付
	<p>★ホームページ・SNS・アプリ等による周知</p>	<p>【SNSを活用した情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市の公式LINEを活用して子育て支援に関する情報を週1回発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産後ケア事業についても、市のホームページ上の事業概要を掲載したページや、利用申請フォームに遷移するページを掲載。オンライン申請によりいつでも申請可能となり、利便性が向上。電話をする必要がなくなったことも利用ハードルの軽減につながり、利用率向上の寄与(参考資料: 出生数と利用実績参照)
<p>申請・予約方法</p>	<p>★申請</p>	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用申請書をオンラインで市に提出する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市全体で導入している電子申請システムを活用（参考資料：市民が提出する利用申請書（申請画面）参照） ➢ 出産予定日の3か月前から申請可能 ● 利用者には出産後改めて市に電話連絡を入れてもらい、児の氏名と生年月日を確認 <p>【申請承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書に基づき審査した結果、決定通知書を発行する。申請後最短で翌日に利用者のもとに決定通知書が郵送される
	<p>予約方法</p>	<p>【予約方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請と同じ電子申請システムを活用し、市が全施設の予約を管理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 精神的に不安定な産婦や病院から急ぎの依頼があったケースに対応できるよう、「緊急枠」を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時は電話での申請や助産師訪問時にその場でオンライン申請を行ってもらい、対応 ➢ 緊急利用の枠を確保するため、即時予約ではなく申請者から希望施設を提示してもらい市で日程調整を実施

岩手県奥州市（3/5）

3.事業対象者の考え方

対象者・利用要件	【利用要件】 <ul style="list-style-type: none">● デイサービス型の実施場所として使用する宿泊施設は離乳食の提供が設備上難しい。また、居室のベッド等の配置状況を踏まえて安全性を考慮した結果、対象は生後5か月未満の母子に設定● 「アウトリーチ型」は1歳未満まで利用可能
支援が必要な対象者の把握	【他課との連携】 <ul style="list-style-type: none">● 他課に配置されている助産師から、新生児訪問で把握したハイリスク者について情報提供があった場合には必要に応じてその助産師が産後ケア事業を実施するなど連携を実施 【効果】 <ul style="list-style-type: none">● 新生児訪問などで他課助産師が把握した気になる母子の情報を産後ケア事業を担当する助産師に連携することで、継続的に母子の状況を把握することができ、支援の幅が拡大<ul style="list-style-type: none">➢ 日常の些細な悩みも含めて気軽に育児相談ができる場として母親たちの安心に寄与
支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">● メンタルに不調を抱える等のハイリスクな母親については、妊婦健診を行うクリニックや市外の分娩取扱施設など医療機関から退院前に市へ電話連絡や文書連絡が入るフォローを整理● 市外の分娩取扱医療機関3か所とは年数回連携会議を実施し、医療機関の助産師と市の助産師が対面で妊娠中から産後4か月までの母子の個別ケースについて情報交換し連携を強化
配慮が必要な対象者の受入	【きょうだい児】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業利用時にきょうだい児が一時預かりを利用した場合、1回につき5,000円計4回まで利用料の助成 【効果】 <ul style="list-style-type: none">● 一時預かりの助成があるため、上の子を預けた上で、安心して産後ケア事業をうけることができる。きょうだいがいるから利用をためらっていた人が安心して受けられる 【多胎児】 <ul style="list-style-type: none">● 全ての施設で受入可能で、委託料にも多胎児加算を設定
里帰りしている母子	【他自治体へ里帰りしている方】 <ul style="list-style-type: none">● 市民が他市に里帰りしている場合、償還払いで対応<ul style="list-style-type: none">➢ 助成額は奥州市の産後ケア事業の補助額まで➢ 回数は里帰り先、市内での利用併せ、市の上限回数（ショートステイ型：3回、デイサービス型・アウトリーチ型：7回）まで 【奥州市に里帰りしている方】 <ul style="list-style-type: none">● 他市の住民が奥州市に里帰りしている場合は、アウトリーチ型のみ利用可能

岩手県奥州市（4/5）

配慮が
必要な
対象者の
受入

流産や死産等
を経験された
方/医療的ケア
児、その他

【流産や死産等を経験された方】

- 1名がアウトリーチ型を利用した実績有
- 死産届を提出する際に産後ケア事業についても案内
 - 利用希望に応じて、ケア内容を調整。宿泊施設での日帰りケアを緊急利用として案内することもあり

4.安全と質の担保に資する取組

★研修の実施

【連携会議の実施】

- 産後ケア事業実施事業所の助産所の助産師と、市の正規職員の助産師で月1回のケース会議と年4回産後ケア意見交換会を実施
 - 「このケースではどのようなケアを行ったのか」「アセスメントは正しかったか」等事例検討を実施することにより、ケアの平準化や質の向上を図る

【産後ケア事業実施者向け研修】

- 市主催で産後ケア事業実施者の研修を年2回開催
 - 対象は、市の担当課の助産師・保健師、他課の助産師、産後ケア事業実施事業所の助産師
 - 参加者から意見をもらいながら安全管理に関する内容などテーマを検討
 - 令和7年度は市内の消防本部に研修を依頼し、安全管理研修として母子の心肺蘇生方法等について座学と実技練習を合わせて1時間半の研修会を実施
 - 令和8年度は安全管理研修と市外の産後ケア事業実施者を講師としたケアの質向上に資する研修会を予定

評価指標
の運用

評価指標・
測定方法

【評価指標】

- 利用率や満足度の他、利用のきっかけが改善したか、また利用したいと思うか等を指標に設定

【回答方法】

- 利用後に助産師から案内し、その場で二次元コードを読み込んでオンラインで回答。その結果、集計にかかる事務作業が軽減

マニ
ュ
ア
ル

マニュアルの
作成・周知方
法

【作成方法・内容】

- 国のガイドラインを参考に、市の担当者がマニュアルを作成（参考資料：産後ケア事業マニュアル参照）
 - 自治体内の事務処理手続きや運用フロー、安全管理基準や緊急時の対応フローを記載
- 産後ケア事業実施事業所との意見交換会の中で、マニュアルへ追記すべき内容や報告書に盛り込むべき項目について意見を聴取

【周知方法】

- 委託開始の契約時と改定時に周知している。安全管理については意見交換会で読み合わせも実施

コラム 宿泊施設を活用したデイサービス型の実施例

- 宿泊施設に2部屋の提供を依頼し（委託料1回16,500円）、市が委託している助産師1名と市職員の助産師または保健師1名の2名体制でデイサービス型を実施しています。
 - 母子や助産師等がそれぞれの部屋をすぐに行き来できるという観点から隣り合う2部屋を確保しています。
 - 児の預かりが必要な際は、1名が母親のケアを行い、もう1名が別室で児の預かり対応を行っています
 - 体重測定器やベビーカー、授乳クッションやおもちゃ等、ケアの提供に必要な備品は市で用意しています。
- ケアにおいては、助産師が母親と対話を重ねる時間を十分に確保して、育児に対する不安等を時間をかけて引き出しアセスメントを行います。アセスメントの結果を踏まえて、利用者個々のニーズに応じた支援を行っています。
- 児を預かり、母親が自室で一人休息をとる時も、母親に何かあればすぐに助産師が駆け付けられるよう、同意を得た上で部屋の鍵を預かっています
- 緊急時の対応については、医療機関の施設とは別に宿泊施設での体制をマニュアルに定めています。
- 利用者アンケートにおいて設備面での意見があった場合（部屋の清掃状況等）は、施設側に伝え、改善を求めています

▼隣り合う2部屋を確保

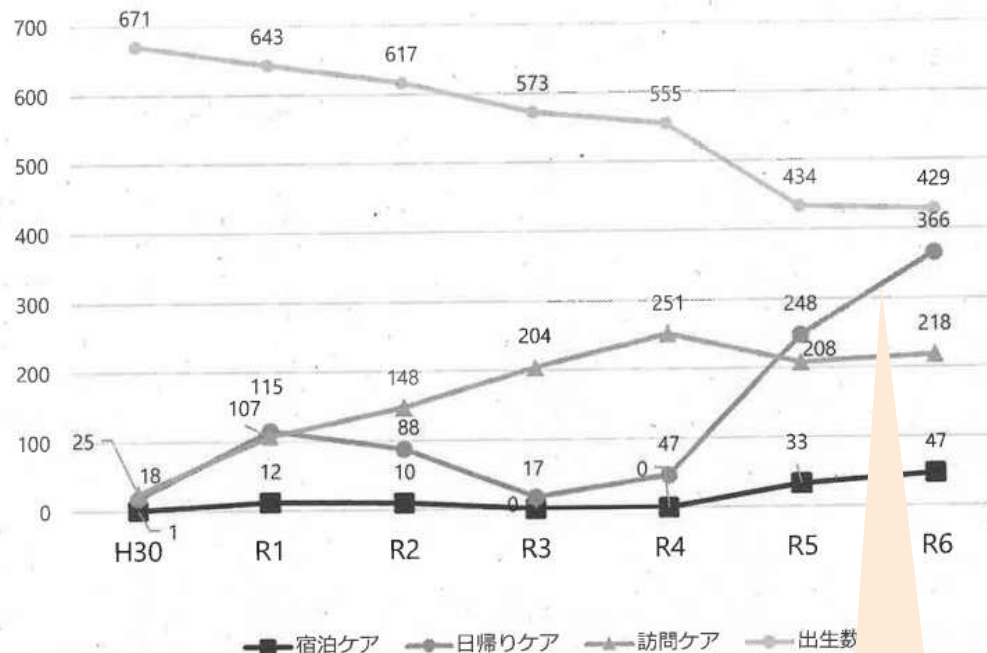


▼タイムスケジュール例

タイムスケジュール	
11時	チェックイン 相談内容の確認 育児相談 アロママッサージ 授乳
12時30分	お昼ご飯
13時	ママの入浴 お昼寝 授乳
16時	チェックアウト

岩手県奥州市（参考資料）

出生数と利用実績（奥州市作成）



デイサービス型の実施施設の体制を強化した結果、利用者数が増加

市公式LINEでの情報発信



✓ 産後ケア事業利用申請書（次ページ）へのリンク

岩手県奥州市（参考資料）

市民が提出する利用申請書（申請画面）

奥州市産後ケア事業利用申請書

こちらは、奥州市 産後ケア事業利用申請フォームです。
下記のご入力をお願いします。



Q1. 奥州市に住民登録がありますか？ 必須

はい いいえ

Q2. 奥州市産後ケア事業利用に関し、私の情報を市から委託先（委託先から市）へ情報提供、生活保護世帯の確認及び市町村民税の課税時確認に必要な範囲で私の課税台帳を閲覧することに同意します。

【注意！】産後ケアを利用される場合には、必ず同意が必要になります。 必須

同意する
 同意しない（同意しない場合は、産後ケアの申請、利用ができません。）

Q3. 申請受付は、出産予定日3か月前から産後5か月未満が対象となります。 必須

妊娠中
 出産後

Q4. 利用申請者（住所は、里帰り先などの住所ではなく、住民票に記載されている住所をご入力ください。電話番号は携帯電話をご入力ください。）

氏名

姓 必須 名 必須

氏フリガナ 必須 名フリガナ 必須

性別

郵便番号 必須 都道府県 必須

市区町村 必須 番町 必須

マンション・部屋番号

電話番号

電話番号 必須

生年月日

生年月日 必須

年齢 必須

初産・経産 必須

初産 経産

Q6. 出産（予定）医療機関 必須

Q8. アレルギーの有無 必須

あり なし

Q9. 生活保護世帯の申告（生活保護法による非保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付を受けていますか。 必須

はい
 いいえ

Q10. 利用承認通知書を、里帰り先の住所へ郵送希望される方は、住所を入力してください。

住所

郵便番号 都道府県

市区町村 番町

マンション・部屋番号

[→ 申請書面へ戻る](#) [入力内容を一時保存する](#)

資料2

奥州市産後ケア事業マニュアル

令和7年5月

1 事業目的

母親の身体的回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援すること。

2 実施主体 奥州市

3 対象者

奥州市に住所を有する原則産後4か月まで（5か月未満）の産婦（市長が特に必要と認めるときは、産後1年以内）で、身体または心理面の不調がある者、育児等に不安がある者など。ただし、病院等で行う医療的な処置が必要でない方。

*以下の場合には、産後ケアの対象から除外する。

- ・母子いずれかが学校保健安全法施行規則第18条に規定されている第一種、第二種、第三種感染症に罹患している。
- ・母子のいずれかが、発熱、下痢、嘔吐など感染症が疑われる症状を有している。
- ・母子のいずれかが、その他の感染症を有している。
- ・母子のいずれかに、入院加療が必要である心身の不調や疾患により医療介入が必要である。医師により、産後ケアにおいての対応が可能であると判断された場合はこの限りではない。

4 事業内容

(1) 宿泊ケア

奥州市病院事業（水沢病院）へ委託、利用者を宿泊させてケアを行う。宿泊ケア室で助産師等の職員等がこれにあたる。事前予約で1泊2日を1回とし、原則、3回以内の利用とする。

【毎週木～金曜日 1泊2日1組 利用時間9:00～翌16:00】

<ケアの内容>

- ① 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- ② 母親の心理的ケア
- ③ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- ④ 育児の手法についての具体的な指導及び相談
- ⑤ 生活の相談、支援

(2) 日帰りケア（病院）

奥州市病院事業（水沢病院）へ委託、個別または複数の利用者に対して、水沢病院に在所させてケアを行う。日帰りケア室で助産師等の職員等がこれにあたる。母親同士が不安や悩みを共有することで仲間づくりにもつながる。事前予約とし、宿泊施設の日帰りケアと合わせて、原則7日以内で概ね1日7時間の利用。

【毎週月曜日～金曜日 1日最大2組 利用時間9:00～16:00】

<ケアの内容>

上記①～⑤

(3) 日帰りケア（宿泊施設）

市助産師、委託助産師が、個別の利用者に対して、宿泊施設（水沢グランドホテル、プラザイン水沢、薬師堂温泉）に在所させてケアを行う。客室で健康増進助産師と補助職員がこれにあたる。また、一部を個人助産師へ委託する。事前予約とし、原則、水沢病院での日帰りケアと合わせて7日以内で概ね1日5時間（11:00～16:00）の利用。

- ・水沢グランドホテル 毎週水曜日、随時 1日1組
- ・プラザイン水沢 毎週火曜日 1日1組
- ・薬師堂温泉 月1回 1日1組

<ケアの内容>

上記①～⑤

(4) 訪問ケア

利用者の自宅を訪問し、助産師等による専門的な保健指導、ケアを行う。事前に予約をとり、健康増進助産師等の専門職がこれにあたる。また、一部を助産院に委託する。原則、平日7日以内、日中の概ね2時間の訪問とし、市内に限る。

<ケアの内容>

上記①～⑤

5 利用料

(1) 宿泊ケア<委託先：奥州市病院事業（総合水沢病院）>

1回当たり、7,560円。ただし、非課税世帯は1/2、生活保護世帯は無料とする。
※多胎の場合、2人目以降は1回につき1日1,400円を加算。

(2) 病院日帰りケア <委託先：奥州市病院事業（総合水沢病院）>

1回当たり、1,240円。ただし、非課税世帯は1/2、生活保護世帯は無料とする。
※多胎の場合、2人目以降は1人につき300円を加算。

(3) 宿泊施設日帰りケア <一部個人助産師へ委託 []>

1件当たり1,240円、多胎加算300円。ただし、非課税世帯は5割、生活保護世帯は無料。
委託料については別途契約。

※利用料について、国と県の利用促進事業費補助金交付により、無料とする。

(4) 訪問ケア <※一部、在宅助産師へ委託 []>

>利用料なし。

6 申し込み方法と利用の流れ

(1) 事前に申請、出産予定日の3か月前から申請が可能

支所は本庁担当に申請書送付

5か月以上の利用は、随時会議で利用の可否を検討する。（師長、事務補佐、産後ケア担当係長、産後ケア担当）

・Logoフォームによる申請

Logoフォームログイン+閲覧方法

①Microsoft Edge から Logo フォームに入る（Logo フォームは URL []）

[]

②メールアドレス： [] パスワード： []

産後ケア事業マニュアル（2/6）

フォーム管理→「奥州市産後ケア利用申請書」を選択

（緑色のタブの一番右）「回答一覧」を1回クリックすると申請書の内容が閲覧可能。

右上の帳票出力ボタンで、産後ケア申請書をクリックすると、PDFで産後ケア利用申請書が出力される。

グループウェアのメール内「こども家庭センター」→「受信箱」→「産後ケア利用申請書」の中に回答があった場合には通知が入る。

・台帳入力 <S¥00 本庁¥1055●健康子ども部健康増進課¥1000 母子保健係▼●基幹系フォルダへ移動するもの▼●産後ケア事業▼産後ケア事業台帳▼>

(2) 出産後、市へ電話連絡

・起案：担当係長、母子保健係長、事務補佐、師長決裁

支所の場合、健康かでの出生状況添付、申請者から出産後連絡がない場合、通知書送付を連絡。

・承認通知書郵送（持ち物等の説明書添付）

<接続系共有フォルダ本庁¥1055 健康福祉部健康増進課 ¥2000 母子保健係本庁▼母子保健（正規）▼産後ケア事業>

・課税状況確認し承認通知書に利用料入力：ミサリオで税務情報→宛名照会→F 9 検索個人住民→戻戻⇒非課税確認 生活保護世帯は [] 社会福祉士に確認

(3) 利用予約

・水沢病院（宿泊ケア、日帰りケア）

初回利用時、Logo フォームにて予約受付 <https://logoform.jp/form/cAix/845673>

または、利用前日の15時までに総合水沢病院、健診センター（25-3833）へ電話予約する。

・宿泊施設（日帰りケア）

Logo フォームにて予約受付をする。 <https://logoform.jp/form/cAix/555299>

回答確認し、ホテル利用希望者名簿に記入。受付先着順に予約決定とする。

予約台帳入力 <S¥00 本庁¥1055●健康子ども部健康増進課¥1000 母子保健係▼●基幹系フォルダへ移動するもの▼●産後ケア事業▼ホテル受付台帳>

Logo フォームの確認事項：氏名、連絡先、児の氏名・生年月日、希望の宿泊施設など
ブラザイン水沢、薬師堂温泉の利用可能日が確定後、グランドホテルと同時に該当者を決定し連絡する。（利用前月の10日まで。）

利用者への電話での確認事項（予約日、宿泊施設名、開始時間、持ち物、アレルギー、駐車場、水沢病院も含めて7回までの確認、キャンセルについて）

提出名簿入力<S¥00 本庁¥1055●健康子ども部健康増進課¥1000 母子保健係▼●基幹系フォルダへ移動するもの▼●産後ケア事業▼ホテル提出名簿>

利用者が決定したら、ホームページでお知らせする。

キャンセルの場合は、わかり次第、次の該当者（アレルギーのない方）へ連絡し、予約をうめる。

・訪問

親子みらい係（34-2171）へ利用希望日を電話予約する。

親子みらい係より、委託助産師へ依頼。委託助産師が利用者で連絡をとり、利用日を決定する。（事前に助産院へ予約している場合でも、親子みらい係へ利用者より連絡を入れる。）

予約時の確認内容は、氏名、連絡先、児の氏名・生年月日、訪問先、利用理由など。

(4) 産後ケアの利用（利用者の手順）

・利用当日は、奥州市産後ケア事業利用承認通知書、母子健康手帳、その他の持ち物を持参する。

・水沢病院の宿泊・日帰りケアは総合水沢病院1階の総合案内が受付窓口。宿泊施設の日帰りケアはフロントが受付窓口。

・事業終了時は、ロゴフォームよりアンケートを記入する。

7 事後処理

(1) 産後ケア利用台帳（基幹系産後ケアホルダー）に宿泊・日帰り・訪問ケアの結果入力。（結果報告は利用者毎に、産後ケア実施報告書を提出。）

(2) 必要時エジンバラ、アンケート集計表に結果入力

(3) 報告書は、健康かでのにスキャンし、管理する。

(4) 回覧紙に件数記入し、実施報告書回覧。報告ファイルに綴る。

(5) 5か月赤ちゃん数室（江利は4か月健診）の間診票から、「妊娠出産に満足しているか」「退院後1か月助産師や保健師からの指導ケアは十分に受けることができたか」の結果入力し評価（支所に依頼し報告してもらう）

(6) 年度ごとの評価・集計を出す（利用結果フォルダ） 保健年報入力 S¥00 本庁¥1055 健康子ども部健康増進課¥2000 母子保健係本庁▼母子保健（正規）▼保健年報▼R4 保健年報 R 実績

8 周知

(1) 母子健康手帳交付時に「産後ケアのお知らせ」「おひさまリーフレット」、出生時に「産後ケアのお知らせ」を配布。

(2) 市ホームページ、広報、奥州市公式LINE、広報、情報モニターに掲載。事業の休止・再開はホームページ掲載し、支所や子ども家庭課助産師、訪問ケア委託助産師へ連絡する。

(3) ばかばか家族セミナーで産後ケアの説明を実施。

(4) 4月、母子手帳交付申請書と一緒に、医療機関へ「産後ケアのお知らせ」と「リーフレット」を配布し周知依頼する。

(5) おひさまリーフレットは、2月頃、次年度分を印刷発注（1000枚）→ 係の事務が担当 水沢病院に修正ないか確認、母子親子みらい係内でも修正確認

9 委託先、宿泊施設との連絡、調整、支払い

翌月に委託料請求書を市へ提出、請求後30日以内に委託料の支払い（事務が担当）

(1) 総合水沢病院

・利用者の奥州市産後ケア事業利用承認通知書の写しを支所便にて送付する。

・要支援ケースについては、必要時電話や文書にて情報共有を実施する。

(2) 委託助産師（ホテル日帰りケア、 [] 氏）

・前月までに今月の利用者の基礎情報を文書にて情報共有する。

・要支援ケースについては、必要時情報共有を実施する。

(3) 水沢グランドホテル（連絡先 TEL: []）

・食事のアレルギー対応が必要な場合は、利用5日前までに連絡する。

・緊急利用の際は、ホテルと調整し対応する。

(4) ブラザイン水沢（連絡先 TEL: []）

・月初め利用日に、ホテル提出名簿を持参する。（従事者と利用者の住所、連絡先）

・食事のアレルギー対応が必要な場合は、3日前までにメールまたは文書にて連絡する。

産後ケア事業マニュアル（3/6）

- ・毎月利用者のアンケート内容を共有する。
- (5) 妻師堂温泉（連絡先 TEL. [REDACTED]
- ・利用者が食事を選択するため、アレルギー対応はなし。
- (6) 委託助産師（訪問、 [REDACTED] 氏）
- ・利用者の基礎情報、訪問理由を電話にて連絡する。（利用者が先に助産院へ予約した場合でも、利用者は本庁へ利用希望の連絡をし、情報共有の同意を得る）
 - ・要支援ケースについては、必要時情報共有を実施する。
 - ・毎月、先月分の訪問ケア依頼者名簿をお渡しする。
- 10 予算管理
- 9月頃、来年度事業見積 S¥700 本庁¥1055 健康こども部健康増進課¥2000 母子保健係本庁¥親子みらい係¥予算関係¥予算資料
- 11 個人情報の保護について
- 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取り扱いが求められる。収集した個人情報は市町村の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱う。個人情報の取り扱いには十分留意する。
- 12 産後ケア意見交換会
- 市の産後ケア担当者と委託先、委託助産師、子ども家庭課助産師において情報共有や支援の内容等を検討するための会議等を適宜実施する。
- 13 産後ケアケース会議
- 市の産後ケア担当者、委託先、委託助産師にて月1回、利用者の情報共有、支援内容の検討を実施する。
- 14 感染予防、感染症への対応
- ・従事者は、手洗い、手指消毒などの標準予防策を実施する。乳房ケアや子どものケアを行う場合は、必要に応じて、マスク、ガウン、手袋などの個人防護具の着用をする。子どものケアを行うときは、一処置一手洗いとする。利用者にも、感染予防のため手洗いの徹底、手指消毒などの説明を行う。
 - ・感染症（インフルエンザなど）の蔓延などで産後ケアを中止する場合は、施設の判断に従うものとする。
- 15 産後ケア時の注意事項
- ・ケア担当助産師は、あらかじめ利用者の情報収集をする。（委託先、委託助産師へは利用者の承認通知書の写しを渡す。必要時、電話や文書にてケース連絡をする。）
 - ・ケア担当助産師は、利用者の情報収集、アセスメントをする。（利用動機、身体面、精神面、サポート状況、児の発育発達など）
 - ・ケア担当助産師は、母へ説明書に沿い、利用時間や緊急時の連絡手段など説明する。
 - ・ケア担当助産師は、母より承認通知書を預かり、利用日の記入をする。

- ・利用者とともに振り返りを行い、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行い、産後ケア後の効果や今後の支援の在り方を検討する。
- ・ケア終了時は、母へ利用後アンケートを入力していただく。
- ・ケア担当助産師は、報告書を記入し、継続支援が必要な場合は必要時情報共有すること。

16 安全管理

- ・市町村と事業者双方において、安全管理についての内容の確認・共有をすること。
- ・担当者によりケアの相違が生じることがないように、マニュアルの徹底、定期的な研修を行う。
- ・市健康増進課：賠償補償保険健診特約の加入。
- ・事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図ること。

(1) 事故防止及び安全対策

- ①児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS；Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせること。窒息事故防止のため、ベビーベッドやベビーバウンサー等に寝かせ、褥を常にかけておくこと。敷布団・マットレス・枕は固めのものを使用し、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにする。
- ②寝返りができる月齢の場合は特に、ベッドやベビーバウンサーからの転落に十分注意する。ベッドに褥がない場合は、児をから目を離すことがないようにする。バウンサーを使用する場合は、必ずベルトをすること。
- ③児を複数人預かる場合は、誤認防止のため名前をつけるなどの対応と、母への受け渡しの際に、母と職員双方で確認する。
- ④児を預かる場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意する。児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的目視等で呼吸状態を観察すること。
- ⑤連れ去り、防犯のため児の預かり時は部屋の錠、または扉を外部者が出入りできないよう十分注意する。
- ⑥別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者へ周知しその時間帯は預からない等の対応も考えられる。（宿泊ケアは、原則夜間は母児同室とする。）
- ⑦児を抱っこ、おんぶする際も、転落などに十分注意すること。
- ⑧補助職員は、ケアの際、助産師に確認しながら実施する。児の対応でわからないこと、困ったことがあった際は、助産師に確認すること。
- ⑨母から預かったものの管理には十分注意し、破損、汚損がないようにする。
- ⑩壁にかかっているものなどの落下、棚裏からの物品の飛び出しなどがないように確認する。
- ⑪食事の提供については、食物アレルギーや宗教上の対応など、産後ケア事業申請時に確認する。また、産後ケア利用予約時、利用当日も本人へ確認する。

(2) 緊急時の対応体制

- ・ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

産後ケア事業マニュアル（4/6）

・事故発生時の報告ルート

①ケア担当助産師→市（担当→係長→師長→課長）→県→国

②死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合、原則国へ事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）第1報入れる。第2報は原則1か月以内程度、必要に応じて追加報告

・報告様式 ①国【別添1】教育・保育施設等事故報告書 *児の場合

（委託事業者→市→県→国）

②国【別添3】産後ケア事業事故等発生時報告様式 *母親の場合

（委託事業者→市→県→国）

収納先 S:¥00 本庁¥1055 健康こども部健康増進課¥2000 母子保健係本庁¥母子保健（正規）¥●
産後ケア事業¥事故報告関係

・その後の対応として、産後ケア事業の継続について検討し、事案発生の要因分析や再発防止のため検証を行い、再発防止策を検討する。

(3) 水沢病院（宿泊ケア、日帰りケア）の対応

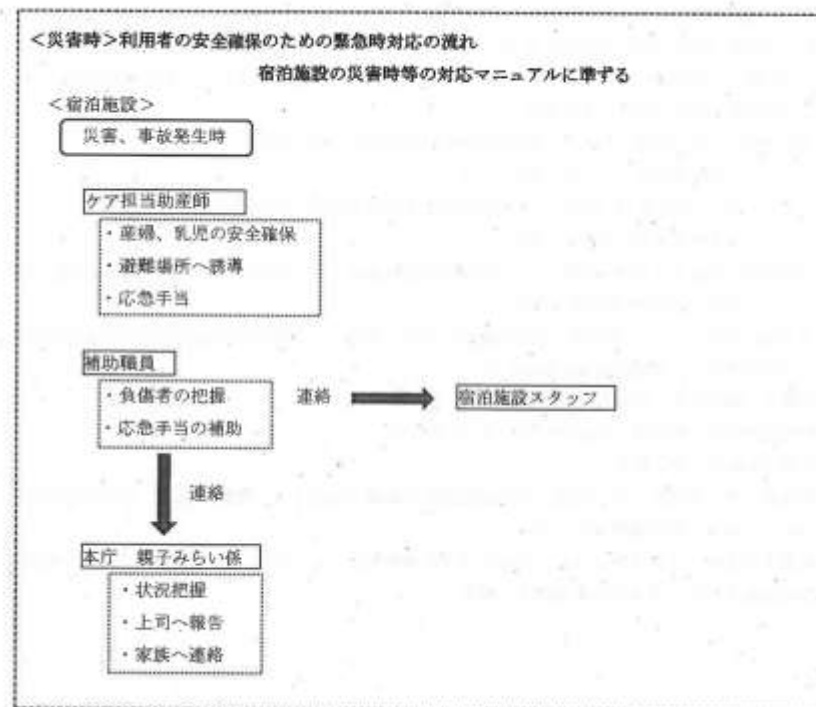
水沢病院の災害、緊急時、緊急時マニュアルに準ずる。

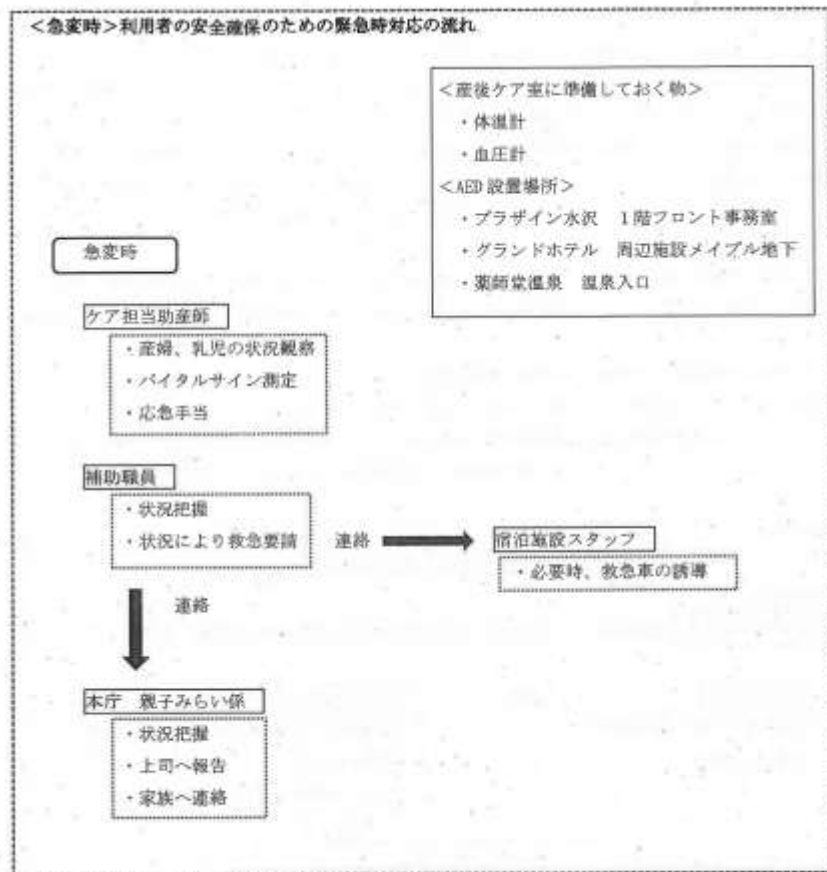
(4) 宿泊施設日帰りケアの対応

・あらかじめ、利用している客室からの避難経路を産婦と確認する。避難の際は、必ず母が児を抱っこし、母子一緒に避難すること。

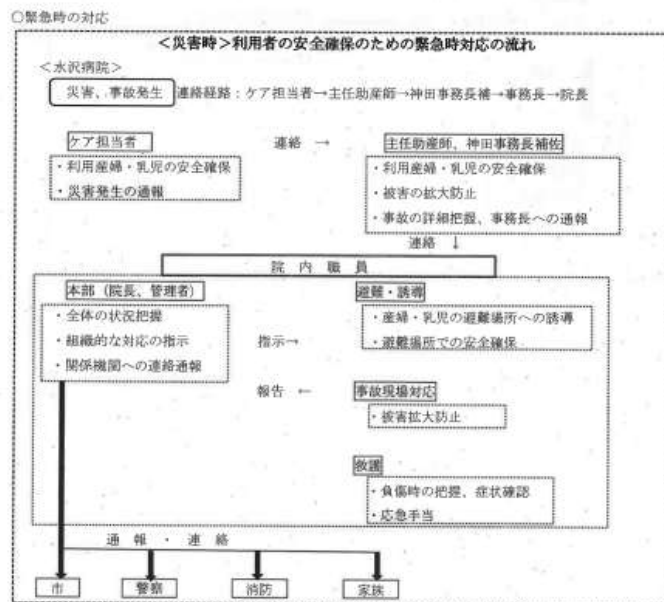
・体調不良時は、ケアを終了とし、状況により救急車対応、もしくは、自家用車にてかかりつけ医等の受診を促す。当日中に事業担当へ報告。

○緊急時の対応



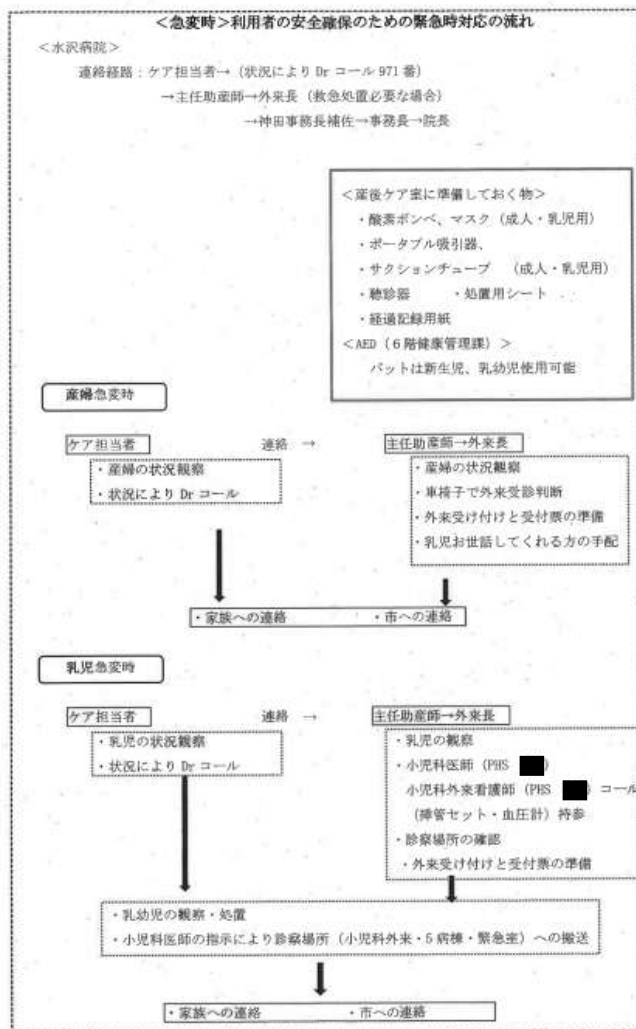


- ＜ 水沢病院 版 ＞ 令和 6.5 月
9. 安全管理
- 安全面、衛生面には十分配慮する。宿泊・日帰りケアは、基本、産婦乳児一緒でのケアだが、乳児を預かる場合は目を離さない。担当者によりケアの相違が生じることがないよう、マニュアル整備、定期的な研修を行う。市健康増進課：賠償補償保険健診特約の加入。
 - 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取り扱いが求められる。収集した個人情報には市町村の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱う。個人情報の取り扱いには十分留意する。
 - 利用者の急変時、事故時の対応
 - 水沢病院利用時の体調不良は、ケア終了とし、外来受診で外来医師の診察。当日中に担当へ報告。訪問ケア時もケア終了とし、症状や状況により救急車対応等、医療機関受診を促す。当日中に担当へ報告。
 - 事故発生→利用者の安全確保→必要時は消防通報
 - 報告ルート①委託事業者→市（担当→係長→部長→課長）→県→国
 - ②死亡事故の場合、原則国へ事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）第1報入れる
第2報は原則1か月以内程度、必要に応じて追加報告



岩手県奥州市（参考資料）

産後ケア事業マニュアル（6/6）



福島県郡山市（1/3）

取組のポイント



- ✓ 市民のニーズを捉え、アウトリーチ型を開始・拡大
- ✓ 市公式SNSを活用し、子育てに関する相談支援を通じた産後ケア事業の利用促進

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：317,486人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点※)	出生数：1,884人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日※)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：14か所	助産所数：4か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：5か所（市内） 県助産師会	助産所：3か所（市内）

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	★実施事業所 の確保	【実施類型】 <ul style="list-style-type: none">● 令和6年度よりアウトリーチ型の提供を開始<ul style="list-style-type: none">➢ 市民からのニーズも大きいこと等を背景に、市職員が産後ケア事業について検討を行う中でアウトリーチ型の事業の必要性について指摘し、翌令和6年度から開始➢ 令和7年度のアウトリーチ型の実利用人数は前年度に比しておおよそ倍増する見込み<ul style="list-style-type: none">・ 3類型を合わせた産後ケア事業の総利用人数（実数）についても、令和5年度から令和7年度にかけて4倍弱、増加する見込み（参考資料：実利用者数の推移）➢ 利用者の増加に対し、市内の医療機関に対してアウトリーチ型の事業契約について周知し、今後も実施事業所数を拡大することでニーズに対応予定
	専門職配置	【看護職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● 看護職の中でも助産師配置が可能な事業所と契約
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 妊娠届出時に全件対面で保健師・助産師の面談を実施し、その場で産後ケア事業についても案内● その他、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の際にも案内● 生後1か月時に、予防接種や乳児健診等の書類をまとめた「すくすくセット」を送付し、産後ケア事業に係るチラシも同封（詳細は、参考資料「事業案内チラシ」参照）
		【関係機関での広報】 <ul style="list-style-type: none">● 医療機関においても、産後ケア事業に係るチラシを配置

福島県郡山市（2/3）

周知広報	★ホームページ・SNS・アプリ等による周知	<p>【SNSを活用した情報発信】（参考資料「郡山市Line子ども・子育て相談」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児から学童まで、幅広く子育てに関する不安・悩み事を相談可能な「郡山市Line子ども・子育て相談」事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相談対応の中で育児不安が強い方については、産後ケア事業の利用を促進しており、実利用に至るケースもある <p>【子育てアプリを活用した情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳アプリを導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市のホームページ上で産後ケア事業の案内が更新された場合、アプリにも連携
申請・予約方法	申請	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者から市に対して、電子申請システムを活用し、オンラインにて利用を申請する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業案内のチラシや市ホームページ上の二次元コードを読み取り、オンラインで申請書フォームに入力して申請（参考資料：郡山市Line子ども・子育て相談（画面イメージ）） <p>【申請承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請受付後は1～3日程度で、産後ケア事業利用承認決定通知書と共に非課税世帯以外利用料減額クーポン券を郵送
	予約方法	<p>【予約方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市への利用申請前に、申請者から利用施設に電話連絡し、利用日時の仮予約を実施
支援が必要な対象者の把握	把握方法	<p>【担当職員の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠届時から助産師が母子と関わり、ハイリスクな母子を個別に把握 ● 産科医療機関からハイリスク妊婦に関する連絡を受けた際は、市の職員が全件訪問・電話相談し、ケアが必要と思われるケースについては、市が事業所と直接連絡して産後ケア事業の実施日を調整
	支援のための関係機関との情報連携	<p>【医療機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EPDSの点数や母親の希望等を踏まえて、福島県で作成された医療機関連絡票を用いて、産科医療機関からハイリスク妊婦に係る情報が連携される ● 乳児健診におけるアンケートの回答結果から、ハイリスクと思われるケースについては医療機関から情報提供がある

福島県郡山市（3/3）

配慮が必要な対象者の受入

里帰りしている母子

【他自治体へ里帰りしている方】

- 継続支援が必要なケースにおいては福島県が整備した連絡票を活用し、該当自治体に情報を提供及び訪問の実施を依頼
- 他自治体の施設で産後ケア事業の利用を希望する場合は、一度担当課に電話相談し、市と利用する産後ケア実施事業所で委託料の調整を実施
 - 郡山市内の産後ケア事業実施事業所の利用料と同額以下という条件で、償還払いによる助成を実施

4.安全と質の担保に資する取組

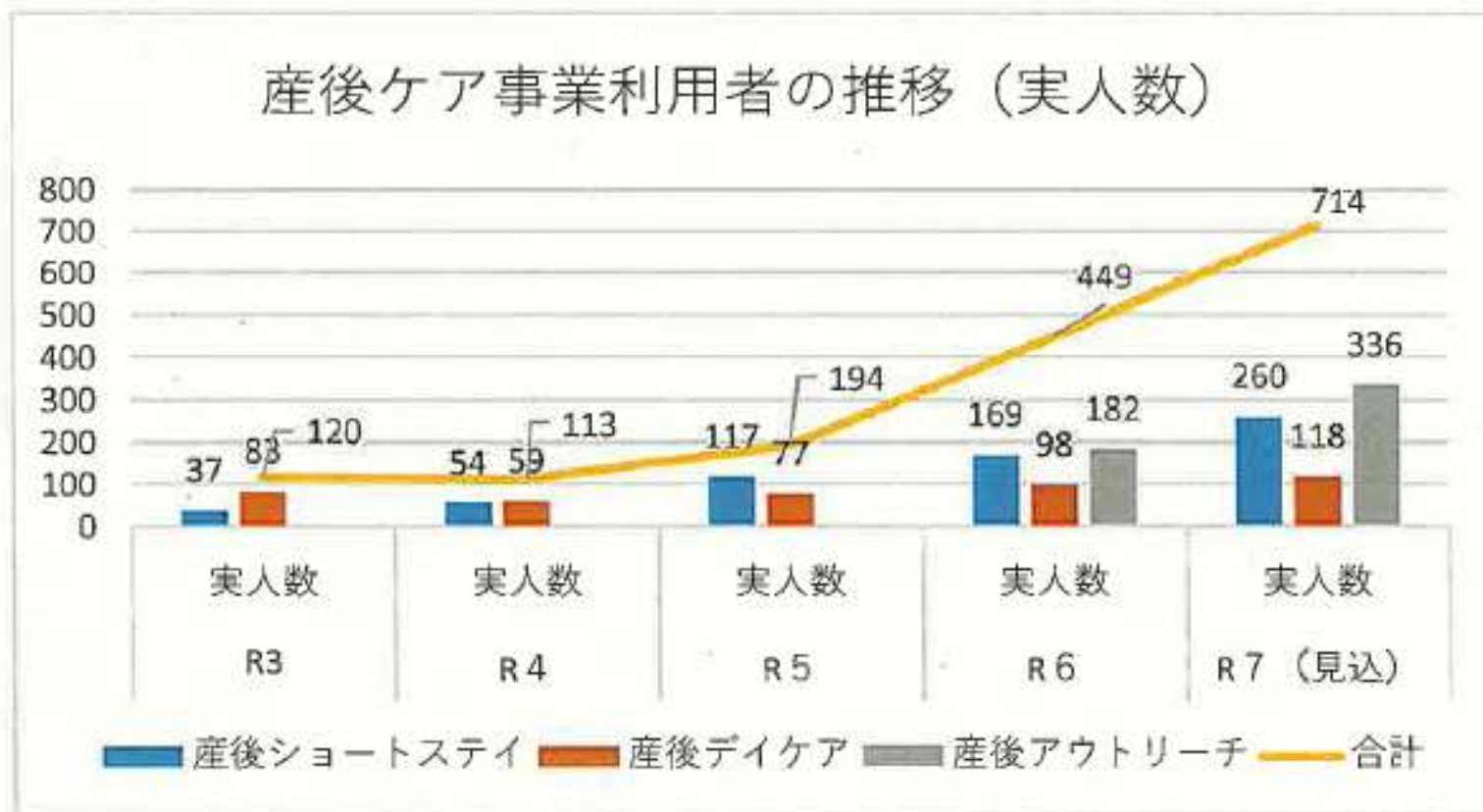
研修の実施

【産後ケア事業実施者向け研修】

- 市担当者にて、令和6年度より産後ケア事業実施者向けの研修会を開始（年1回、2時間、対面開催）
 - 令和6年度は保健所の臨床心理士によるメンタルヘルスの講話を実施
 - 令和7年度は郡山市の切れ目のない支援に関する事業内容や、産後ケア実施事業所のケース共有等を実施
 - ・ 母子支援事業の紹介、産後ケア事業の実績、報告書の様式変更やマニュアルの作成状況 等

福島県郡山市（参考資料）

実利用者数の推移（郡山市作成）



- ✓ 令和6年度のアウトリーチ型の導入に伴い利用者数が急激に増加している

福島県郡山市（参考資料）

郡山市Line子ども・子育て相談（画面イメージ）



- ✓ 妊娠・出産のページよりアンケート画面に遷移し、相談したい内容に回答する。
- ✓ 相談内容に応じて自動的に適切な相談先が選択される。
- ✓ 相談は24時間受け付けており、市民の都合の良いタイミングで相談が可能

令和7年度

郡山市産後ケア事業のご案内

郡山市では、出産後、安心して子育てができるように、市で委託する医療機関や助産所で、お母さん（産婦）や赤ちゃんのケアを支援するために産後ケア事業を実施しています。



利用対象者

- ◆ 郡山市に住民票がある出産後1年以内のお母さんとお子さん
 - ・お子さんのみの利用はできません
 - ・委託機関により、お子さんの受け入れ対象月齢が異なりますので【別表1・2】令和7（2025）年度 ご利用できる施設のご案内を参考にしてください
- ◆ 死産・流産後1年以内の方

ご利用できる期間とケアスタイル

- ① 産後ショートステイ（宿泊）… 原則7日間まで（1泊2日は2日と数えます。）委託医療機関等に宿泊して、ケアを受けます。
- ② 産後デイケア（日帰り）……… 原則7日間まで委託医療機関等に通所して、ケアを受けます。
- ③ 産後訪問ケア（アウトリーチ）… 原則7日まで利用者の自宅へ委託医療機関等の実施担当者が訪問し、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細やかな支援を実施します。（1日2時間程度）※なお、同日に重複して複数のサービスを利用することはできません。

利用方法

- ① 希望する委託医療機関等に直接電話をして、仮予約をしてください。併せて、持ち物などについても確認してください。
- ② 郡山市子ども家庭課へ利用申請をしてください。申請書を提出いただくか、ウェブサイトからの申込みをしてください ※医療機関等への連絡だけでは申込みは完了しません。ご注意ください。
- ③ 郡山市から「利用承認通知書」と「クーポン券」を郵送します。
- ④ 「利用承認通知書」等を持参のうえ、希望した施設でケアを受けます。

※利用するにはその都度、委託医療機関等への連絡と市への申請を



ここから産後ケア事業申請

【別表2】 令和7（2025）年度 ご利用できる施設のご案内

(R7.6.1)

③産後訪問ケア（アウトリーチ）事業 ※利用料と乳房マッサージのみクーポン券を利用することができます。						
施設名	風舞合病院	もみじ助産院	郡山市の母乳相談室	まんまる母乳屋	トータルヘルスクリニック	福島県助産師会
電話番号	024-983-5511	080-9254-4639	070-2038-1108	090-9039-0893	024-934-7003	024-573-0211
利用料	700円	500円	500円	500円	700円	700円
上記以外に係る料金	・交通費 風舞合病院から直線距離での徒歩で1.5km以上は(50円/k.m)	※乳房マッサージ2,500円 ・沐浴1,000円 ・交通費片道（直線距離）1.5kmを超えた場合(25円/km)	※乳房マッサージ2,500円 ・アロマフットマッサージ1,500円 ・沐浴1,000円 ・交通費片道（直線距離）1.5kmを超えた場合(25円/km)	※乳房マッサージ2,500円 ・おごころお式セラピー（金湯）4,000円 ・赤ちゃんの頃の形ケア3,000円 ・沐浴1,000円 ・交通費片道（直線距離）1.5kmを超えた場合(25円/km)	※乳房マッサージ2,500円 ・沐浴1,000円 ・交通費片道（直線距離）1.5kmを超えた場合(50円/km)	・交通費片道20kmを超えた場合(25円/km) ・土日の利用希望に利用できる場合あり。 ※乳房マッサージ・沐浴は別途加算
児の対象月齢	1歳未満	1歳未満	1歳未満	1歳未満	1歳未満	1歳未満

利用料（自己負担分）を助成

産後ケアの利用料（自己負担分）を1回（泊）2,500円を上限に5回まで助成します。お申込後に承認通知書とクーポン券をお送りします。クーポン券を医療機関等を提示してご利用ください。

里帰り出産後のケアを助成

里帰り出産後、市外で受けた産後ケアの利用料等について助成できる場合がありますので、利用を希望する場合は事前に下記の連絡先までお問合せ下さい。

その他

- ・生活保護世帯・非課税世帯の方は利用料が軽減されます。
- ・利用中は利用施設の規則を守ってください。
- ・体調不良ややむを得ない事情で日程変更やキャンセルをする場合は、利用施設と子ども家庭課へ必ずご連絡ください。

【お問合せ先】

郡山市子ども家庭課 母子支援係（ニコニコ子ども館）
郡山市桑野一丁目2-3 TEL：024-924-3691
午前8時30分～午後6時
（休館日：第3土曜日とその翌日・年末年始）

新潟県見附市（1/2）

取組のポイント



- ✓ アウトリーチ型の実施により、市内に産後ケア事業実施事業所がない中でも利用者の移動負担を軽減
- ✓ 産科医療機関において、サポートが少ない母子等をピックアップ。アウトリーチ型を委託する助産師とも密に情報共有を行い、サポートの少ない母子やメンタルの状態が不安定な方を適切なケアに連携

1.自治体の基本情報

★トピック項目

人口・出生数	人口：39,045人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)	出生数：219人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日~12月31日)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：0か所	助産所数：0か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：4か所（市外） 助産所：4か所（市外） その他：保健センター、民間産後ケア施設等	

2.産後ケア事業に係る基本情報

実施体制の整備	★実施事業所の確保	【実施事業所】 <ul style="list-style-type: none">● ショートステイ型は当初市外医療機関1施設のみであったが、受入体制拡大のため令和7年度より市外医療機関2施設を追加し利用を開始● デイサービス型については、市内の保健センターで実施しており、相談支援を無償で実施● アウトリーチ型は県助産師会に所属する市外の助産師に依頼<ul style="list-style-type: none">➢ ショートステイ型・デイサービス型は市外の施設となるため、利用者からはアウトリーチ型のニーズが最多➢ アウトリーチ型では乳房のしこりへの対処や乳児の世話・沐浴指導等の要望が多い
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 妊娠届時、妊娠7か月の支援時、パパママ学級、新生児訪問等のタイミングで事業のチラシを配布
申請・予約方法	申請	【方法】 <ul style="list-style-type: none">● チラシには市の電話番号・メールアドレスを記載し、利用申請前に市に電話連絡をもらう(参考資料：産後ケア事業に関するチラシ参照)<ul style="list-style-type: none">➢ 利用者の状況やニーズを把握するため。得た情報については利用者の同意を得たうえで利用施設にも連携● 申請書を市役所あるいは保健センターに提出<ul style="list-style-type: none">➢ 紙の申請書の他、電話やメール、オンライン申請も可能。現在はオンライン申請が多い
申請・予約方法	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none">● 利用したい施設に利用者が直接、電話連絡

新潟県見附市（2/2）

3.事業対象者の考え方

対象者・利用要件		【対象者】 <ul style="list-style-type: none">● ショートステイ型については施設により、生後1か月未満（1施設）、生後3か月未満（2施設）を対象としている
支援が必要な対象者の把握	★支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">● サポートが少ない母子等は、産科医療機関等がピックアップし、個別に連携<ul style="list-style-type: none">➢ 産後、メンタルの状態が不安定な方が受診した際に、医療機関側において宿泊型の利用を促し、市に情報連携された上で産後ケア事業の利用につながったケースもあり● メンタルの状態が不安定な方について、助産師がアウトリーチ型で訪問した場合、訪問時の情報を市に連携<ul style="list-style-type: none">➢ 入院につながるような状態の場合は、精神科医療機関から市に情報提供をされることも有
配慮が必要な対象者の受入	きょうだい児・多胎児	【きょうだい児】 <ul style="list-style-type: none">● デイサービスを実施する助産所のみ利用可能 【多胎児】 <ul style="list-style-type: none">● 全施設で受入可能。多胎児加算を付けており、自己負担額は一律に設定
	里帰りしている母子	【他自治体へ里帰りしている方】 <ul style="list-style-type: none">● 県内の市町村に里帰りするケースでは利用する施設と個別に契約することもあり

4.安全と質の担保に資する取組

研修の実施		【産後ケア事業実施者向け研修】 <ul style="list-style-type: none">● 今年度から県助産師会において研修受講済みの職員リストが提示されるようになったため、その内容を確認し職員の受講状況をチェックしている。また施設との契約書においても研修を職員に周知することを記載 【産後ケア事業実施事業所との情報共有】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業実施事業所の助産所との連絡を定期的実施する他、一堂に会する会議体も別途設定し、事業運営上の課題等を共有。産後ケア事業実施事業所の病院担当者とも、年4回程度個別に打ち合わせを設定
マニュアル	マニュアルの作成・周知方法	【作成方法・内容】 <ul style="list-style-type: none">● 国のガイドラインから抜粋した内容をもとに作成<ul style="list-style-type: none">➢ 市のマニュアルとは別に医療機関や助産所で安全対策マニュアルを別途作成している。SIDS対策や緊急時の対応としてまず市に一報を入れることなどを明記 【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 各産後ケア事業実施事業所のマニュアル作成状況は聞き取り調査で確認しており、契約更新時にはその都度報告

新潟県見附市（参考資料）

産後ケア事業に関するチラシ



ネウボラみつけ 産前も産後もサポートします！

令和7年11月以降

（産前サポート）◎ババママ学級・沐浴教室・プレママおはなし会 ネウボラみつけのホームページをご覧ください。🏠

（産後サポート）◎新生児・産婦訪問（無料）

母子健康手帳の「出生連絡票」をこども課へ提出してください。

助産師が自宅へ訪問し、出産後のお母さんの体調チェックと赤ちゃんの発育の確認を行います。🏠



◎産後ケア事業 見附市に住所のある、おおむね1歳までのお子さんを持つお母さんが利用できます。里帰り先での利用を希望する方は、お問い合わせください。

サービス名	内容	自己負担金	利用方法	時間・場所
訪問型 看護型	助産師が自宅へ訪問し、沐浴・乳房ケア・授乳指導・育児相談などを行います。（5回まで）	1回あたり 1,000円	申請が必要です。 申請は、下記で受け付けています。	9:30～16:30 自宅
訪問型 ヘルパー型	シルバー人材センター会員が自宅へ訪問し、家事のお手伝い（掃除・洗濯・買い物・食事作りなど）や育児のサポートを行います。1時間あたり1,190円の半額を見附市が助成します。（10時間まで）	1時間あたり 595円	・見附市保健福祉センター2階 ネウボラみつけ ・見附市役所4階 教育委員会 こども課	
日帰り型 宿泊型	医療機関や助産所で沐浴・乳房ケア・授乳指導・育児相談などが受けられます。また、赤ちゃんを預け、ゆっくり休息を取ることができます。（日帰り型5日、宿泊型7日まで） ・日帰り型 茅原クリニック（三条市東本成寺） ・日帰り型・宿泊型 八幡産科婦人科医院（長岡市稲保南） ・日帰り型 産後ケアハウス おんねこ（長岡市蓮湯） ・宿泊型 新潟県央基幹病院（三条市上須頃） ・宿泊型 11/1～長岡中央総合病院（長岡市川崎町）※生後1か月までに限るが利用できます。※利用中、母1人での外出はできません。 他施設をご利用希望の場合は、下記までお問い合わせください。	1日あたり 2,000円 日帰り型 昼食付 宿泊型 昼食、夕食、朝食付	電話・メールでの、ご相談も 対応いたします。 	医療機関 助産所 利用可能な時間・曜日などは、下記までお問い合わせください。
通所型	助産師による授乳・育児相談、赤ちゃんの体重測定などを行います。1回1時間程度。（※乳房ケアを希望される方は、有料）	無料	予約が必要です。 電話で、下記へご予約ください。	9:30～16:30 ネウボラみつけ

お問い合わせ **ネウボラみつけ**
見附市教育委員会こども課 こども家庭センター 子育て応援係
見附市学校町2丁目13番30号 見附市保健福祉センター2階
☎0258-63-2860 ✉neuvola@city.mitsuke.niigata.jp

長野県東御市（1/2）

取組のポイント



- ✓ 母子健康手帳アプリで産後ケア事業の情報をプッシュ型で発信
- ✓ 市立助産所の助産師を自治体担当課に派遣し、事業者間の円滑な情報連携が実現

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：29,557人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点※)	出生数：152人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日※)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：0か所	助産所数：3か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：2か所（市外）	助産所：3か所（市内）

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制の整備	実施事業所の確保	【実施事業所】 <ul style="list-style-type: none">● 市内に産科医療機関が無いため、市内助産所と市外の産科医療機関と契約<ul style="list-style-type: none">➢ 分娩に多く利用される近隣市の産科医療機関と個別に契約● 市内で開業した助産所と契約し、アウトリーチ型を令和7年度より開始
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 母子健康手帳の交付のほか、ママパパ学級、妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、出産後の健康相談（1回/週）等、母子と面会する機会を捉えて産後ケア事業について案内 【関係機関での広報】 <ul style="list-style-type: none">● 妊婦訪問を市立助産所「助産所とうみ」にも委託しており、妊婦訪問の機会にも、全ての方に産後ケア事業について案内
	★ホームページ・SNS・アプリ等による周知	【子育てアプリを活用した情報発信】 <ul style="list-style-type: none">● 母子健康手帳アプリを導入し、対象年齢の全利用者に、プッシュ型で産後ケア事業の情報を発信<ul style="list-style-type: none">➢ ママパパ学級、妊婦訪問面談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健診時等の際に、インストールを案内➢ 2歳以下のこどもを持つ保護者のアプリダウンロード率は91.2%

長野県東御市（2/2）

申請・予約方法	申請	【方法】 <ul style="list-style-type: none">● ショートステイ型の利用を希望する場合は、利用申請書を市の窓口へ提出● 必要事項を記載した「産後ママ助成券」を利用事業所に提出
	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none">● デイサービス型やアウトリーチ型の場合は、申請者から施設側に直接連絡し、予約実施● ショートステイ型の場合は、電話や窓口等で申請者から市に対して利用希望を伝え、市から施設側と予約調整を実施

3.事業対象者の考え方

支援が必要な対象者の把握	★把握方法	【担当職員の工夫】 <ul style="list-style-type: none">● 出生数が少ない反面、全ての児が顔の見える関係、という利点がある● 新たな試みとして、現在市立の「助産所とうみ」の助産師が市の担当課に派遣されており、市の業務を担当<ul style="list-style-type: none">➢ 当該職員が、医療機関や助産所の職員と、日ごろから円滑な連携がしやすい関係を構築
	支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">● 産科医療機関から、配慮が必要な母子に関する電話連絡等を受けた場合は、数日以内に地区担当保健師又は母子担当助産師が訪問し、必要に応じて産後ケア事業の利用を勧奨 【実施事業所との連携】 <ul style="list-style-type: none">● 市内助産所との合同会議を実施し（年3回）、個別のケース共有や事業運営に関する確認・検討など情報共有を実施

4.安全と質の担保に資する取組

マニュアル	マニュアルの作成・周知方法	【作成方法・内容】 <ul style="list-style-type: none">● 市にて、国のガイドラインに沿って「産後ケアにおける安全管理マニュアル」を作成<ul style="list-style-type: none">➢ 各事業所でも安全管理に資するマニュアルを作成● 事故防止、緊急時対応、報告様式など、安全管理に関する具体的な内容を規定<ul style="list-style-type: none">➢ 助産所では抱っこ紐やスリングが活用されていることを踏まえ、安全上の配慮として市独自の記載を追加 【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 各産後ケア事業実施事業所を訪問し、既存の施設安全管理マニュアルと市のマニュアルと照らし合わせ、内容を確認● 各事業所の安全マニュアルと市のマニュアルを併用することを依頼
-------	---------------	--

東京都東久留米市（1/2）

取組のポイント



- ✓ 事業開始当初より、管理栄養士や理学療法士、保育士等の専門職が配置されている事業所と優先的に契約
- ✓ 周知広報～申請のデジタル化により産後ケア事業の利用の利便性向上

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：116,839人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)※	出生数：618人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日) ※	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：2か所	助産所数：2か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型（個別型、集団型）、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：2か所	助産所：2か所（市外1か所）

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	★専門職配置	【看護職以外の専門職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● 食事の提供のため、管理栄養士がすべての施設で配置<ul style="list-style-type: none">➢ 事業開始当初、事業所を選定する際に、管理栄養士や理学療法士、保育士といった専門職が配置されている施設と優先的に契約
	広域連携の 構築	【他自治体施設との契約】 <ul style="list-style-type: none">● 西東京市にある1施設と個別に契約
周知広報	★ホームページ・SNS・アプリ等による周知	【子育てアプリを活用した情報発信】 <ul style="list-style-type: none">● 東久留米市が提供する子育て支援アプリ「くるめっこナビ」にて情報発信<ul style="list-style-type: none">➢ 妊娠届出の面談の際にインストールの案内を実施
申請・予 約方法	★申請	【方法】 （詳細は、参考資料「東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム」を参照） <ul style="list-style-type: none">● 事前に申請者から市に対して利用者申請登録（オンライン又は窓口申請・郵送）が必要<ul style="list-style-type: none">➢ 妊娠28週以降であれば申請可能。利用予定日の2週間前までに申請➢ ホームページ上に申請用二次元コードを掲載したところ、オンライン申請が増加。全体の7～8割がオンライン申請に 【申請承認】 <ul style="list-style-type: none">● オンライン申請の場合は、電話面談を実施して母子の状況について事前に確認● 申請内容を確認し、概ね2週間程度で利用承認通知書を申請者に郵送
	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none">● 利用承認通知書が届いた後、申請者が電話で施設に直接予約

東京都東久留米市（2/2）

3.事業対象者の考え方

対象者・利用要件

【対象者】

- 委託先の全事業所で安全確保等の観点から受入が難しく、実運用上は生後6か月未満の母子が事業対象
 - 事業開始から1年以上経ったタイミングで市側から受入可能な月齢の拡大を産科医療機関に打診
 - ・ それに応じ、当初2か月未満の制限を設けていた一部施設で、受入対象を4か月未満まで拡大
 - 5か月以上の児の受入については、感染症予防や人員配置上難しいとの意見が産後ケア事業実施事業所よりあり
 - ・ 5か月以上の児については、「東久留米市ファミリー・アテンド事業」という育児用品の配布と訪問支援を実施する別事業も案内している
 - 今後も産後ケア事業実施事業所等と協議を重ね、市としてユニバーサルなサービス体制構築を行う予定

支援が必要な対象者の把握

把握方法

【他自治体との連携】

- 転入前の自治体や妊婦健診等を実施した他自治体の参加医療機関から個別に電話連絡で情報連携を受けるケースも
- 転出される場合に、配慮が必要な母子の情報を転出先自治体にも情報連携

4.安全と質の担保に資する取組

研修の実施

【勉強会の実施】

- 市職員が知識を得るために産後ケア事業に関する書籍等の文献の参照と認識共有の勉強会を実施

評価指標の運用

評価指標・測定方法

【評価指標】

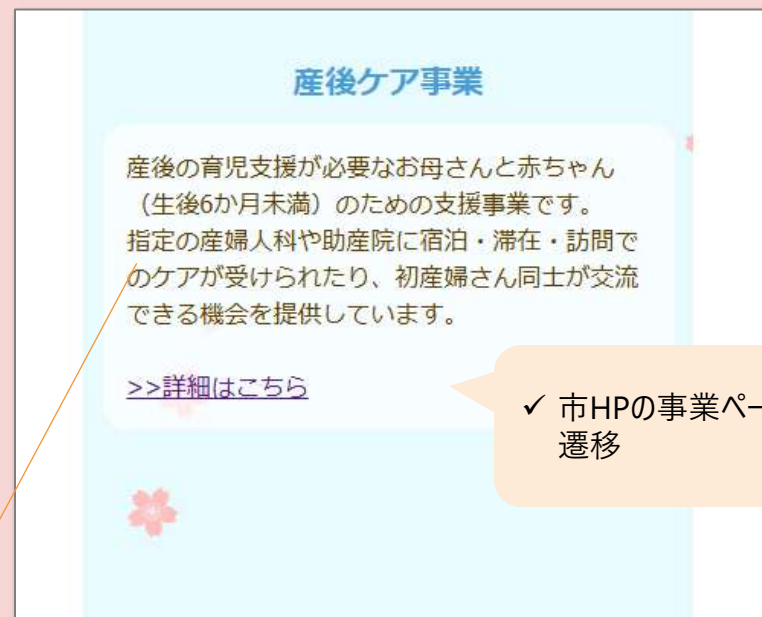
- 満足度の他、産後ケア事業の利用により改善したことや、利用してみてよかったサービス等について把握

【回答方法】

- 利用の承認通知とともに利用後アンケートの回答用二次元コードを送付

東京都東久留米市（参考資料）

子育て応援アプリ「くるめっこナビ」



✓ 市HPの事業ページに遷移

東京都東久留米市（参考資料）

東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム（オンライン申請画面より抜粋）（1/4）

東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム

下記のフォームにご入力をお願いします。

東久留米市 産後ケア事業利用申請フォーム



東久留米市 産後ケア事業のご案内
産後ケア事業は、産後の育児支援が必要なお母さんと赤ちゃんのための支援事業です。

お母さん、赤ちゃんともに東久留米市に住民票がありますか？ 必須

ある
 ない

妊娠28週以降、産後6か月未満の申請ですか？ 必須

はい（妊娠28週以降～出産前）
 はい（出産～産後6か月未満）
 いいえ

出産（予定）病院を入力してください。 必須

（例：〇〇マタニティクリニック）

0 / 50

お母さんやお子さんに現在治療中の病気はありますか？ 必須

ない
 ある

心理的あるいは精神的なことで専門機関に相談したことはありますか？ 必須

ない
 ある

東京都東久留米市（参考資料）

東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム（オンライン申請画面より抜粋）（2/4）

利用者（母）の方の情報を入力してください。

氏名

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

氏フリガナ 必須 0 / 64 名フリガナ 必須 0 / 64

住所

郵便番号 必須 0 / 8 都道府県 必須

市区町村 必須 0 / 64 番地 必須 0 / 64

マンション・部屋番号 0 / 64

電話番号

電話番号 必須 0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須 0 / 128 メールアドレス (確認) 必須 0 / 128

生年月日

生年月日 必須

世帯人数を入力してください。（利用者含む） 必須

3

利用者の婚姻状況について選択してください。 必須

既婚
 未婚
 離婚
 死別
 その他

世帯の課税状況を選択してください。（ご本人、配偶者どちらか一方が市民税課税であれば市民税課税世帯となります） 必須

市民税課税世帯
 市民税非課税世帯
 生活保護受給世帯 ※利用者減免を申請する場合は証明書の添付が必要です
 中国残留邦人等支援給付受給世帯 ※利用者減免を申請する場合は証明書の添付が必要です

利用希望サービスを選択してください。 必須

ショートステイ（宿泊型）2泊3日
 ショートステイ（宿泊型）1泊2日
 ショートステイ（宿泊型）1泊2日×2回
 ショートステイ（宿泊型）1泊2日+デイサービス（1日型）1日
 ショートステイ（宿泊型）1泊2日+アウトリーチ（訪問型）2回
 デイサービス（1日型）
 アウトリーチ（訪問型）
 デイサービス（1日型）+アウトリーチ（訪問型）
 サービスを希望しない ※新米ママと赤ちゃんの会へのみの申請

東京都東久留米市（参考資料）

東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム（オンライン申請画面より抜粋）（3/4）

利用希望サービスを選択してください。 必須

- デイサービス（集団型）※新米ママと赤ちゃんの会
- デイサービス（集団型）※新米ママと赤ちゃんの会の参加を希望しない


申請理由を入力してください。（複数可） 必須

- 自分の体調が優れない
- 授乳について不安がある
- 育児方法について相談したい
- 家族などから援助が受けられない
- 子どもと離れて休息したい
- 同月齢の子を持つママたちと交流したい
- その他

希望するサービス内容を選択してください。（複数可） 必須

- 母体の健康管理や生活指導
- 授乳指導等
- 乳児の沐浴や育児方法の指導
- 発育・発達の子チェック、体重・排泄の子チェックなどの乳児の管理
- 母のリフレッシュ時間の提供
- その他

母子手帳の【表紙】の画像を添付してください。 必須

 _____

母子手帳の【妊娠中の経過】の画像を添付してください。 必須

 _____

顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の画像を添付してください。

※なお、マイナンバーカードの場合は「表面」のみの画像としてください。

必須

 _____

顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の画像を添付してください。

※運転免許証等で裏面にも記載がある場合は画像を添付してください。

なお、マイナンバーカードの場合は「表面」のみの画像としてください。

 _____

情報提供、施設の利用、支払いに関する同意書

(1) 市が実施施設に対し、産後ケア事業の実施にあたり必要となる利用者の情報等を提供すること

と、及び、実施施設が、サービスの利用状況等を市へ情報提供することについて了承します。

(2) 利用日当日、実施施設の状況等により、利用が出来ない場合があります。

(3) 母子に医療行為が必要と判断された場合、当事業が利用できなくなることを了承します。

東京都東久留米市（参考資料）

東久留米市産後ケア事業申請書兼同意書フォーム（オンライン申請画面より抜粋）（4/4）

(4) 産後ケア利用後に、公費負担額を除いた自己負担金等を施設に支払います。

必須

⏪ ×

入力済み

税情報等確認に関する同意書

産後ケア事業の利用審査及び利用者負担金決定の審査にあたり、市が利用者及びその配偶者の情報や公簿等、事務処理に必要な情報を調査することに同意します。また、当該調査により確認ができない場合は、市が求める必要書類等（非課税証明書等）を提供します。

必須

⏪ ×

入力済み

申請内容の入力は以上です。

以下注意点をお読みの上、確認ボタンをクリックしてください。

- ・申請から概ね2週間ほどで通知がご自宅に郵送で届きます。
- ・利用承認通知書がお手元に届きましたら、利用希望施設へ予約の連絡をお願いします。
- ・サービス利用当日に、利用承認通知書と母子手帳を施設へご提示ください。

▼申請後の注意点

- ・申請内容について確認のためこども家庭センター母子支援係（042-420-6742）よりお電話させていただきます。
- ・サービス内容は各施設のホームページからご確認ください。
- ・予約をキャンセルする場合は予約日の前日午前10時までに施設へ連絡してください。（連絡が午前10時以降になりますと、利用回数が減算されます。施設によってはキャンセル料が発生します。）
- ・申請完了後のサービス変更には東久留米市産後ケア事業利用変更申請が必要になります。
- ・申請完了後に確認メールが送られますが、申請の内容は表示されません。必要時スクリーンショットなどで保存をお願いします。

▼個人情報の取り扱いについて

この申請受付サイトでは生年月日、連絡先などの個人情報を入力していただきます。個人情報の取得は産後ケアの受付を目的とするものであり、その他の目的で利用、外部に提供することはありません。

当サイトにおける個人情報の取得は、下記の確認欄へのクリックによって同意を得たものとします。

上記の内容についてご確認いただけましたか？ 必須

確認しました

→ 確認画面へ進む📄 入力内容を一時保存する

京都府京都市（1/3）

取組のポイント

- ✓ 市において独自に委託先事業者の「選定基準」を策定し、新規契約時に実地確認した上で契約締結
- ✓ 市民調査により把握した事業のニーズへの対応としてアウトリーチ型の事業を開始予定
- ✓ 宿泊施設と契約することにより4か月以降の受入施設を確保

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：1,385,190人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)*	出生数：7,692人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日~12月31日)*	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：53か所 助産所数：15か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型		委託先	産科医療機関：20か所（うち、市外4か所） 助産所：9か所（うち、市外3か所） その他：3か所（すべて市内） 民間の産後ケア施設（ホテル等）、児童養護施設

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備

★実施事業所 の確保

【実施事業所】

- 産科医療機関、助産所の他、宿泊施設（ホテル等）、乳児院、グリーンケアの専門施設とも契約
 - 4か月以降の受入施設を確保するため、宿泊施設（ホテル等）にも委託
 - 同様の理由で乳児院にも、デイサービス型を委託
 - **グリーンケアにも注力するため、東大阪市に所在するグリーンケア専門施設と令和7年度から契約を開始**

【実施類型】

- アウトリーチ型の対応拡充に向けた検討
 - **市民向けの産後ケア事業に関するアンケートにおいて、回答者の約8割にアウトリーチ型の利用の意向あり**
 - **令和8年度よりアウトリーチ型の事業を実施できるよう準備**

【委託先事業所選定基準】

（詳細は参考資料「京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル2/6～4/6」を参照）

- **市で独自に作成した選定基準を満たしているか、契約前に実地調査を実施**
 - 令和3年度に1歳児まで受入可能な事業者を増やすための検討を行い、安全やケアの質を担保した上で事業者を増やす必要があると判断し、選定基準を要綱に明文化、また「安全管理マニュアル」内の別表にも掲載
 - 選定基準には、専門職の人員配置基準や運営基準、施設基準、ケアの提供体制、市の研修会への参加、緊急時対応等を含めた医療機関や市との連携体制構築等を内容に含む
 - 実際の施設を見ながら基準と比較し、すべての項目を満たした事業者に対して委託契約を締結

京都府京都市（2/3）

実施体制の整備	専門職配置	【看護職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● 生後3か月未満の乳児を受け入れる際には、助産師を配置
	広域連携の構築	<ul style="list-style-type: none">● 他市の施設については、都道府県の広域連携ではなく、市が個別に契約
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 母子健康手帳交付時や、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）実施時に産後ケア事業のチラシを配布（詳細は、参考資料「事業チラシ」を参照）<ul style="list-style-type: none">➢ 産後ケア事業のチラシには電子申請用の二次元コードも添付
	ホームページ・SNS・アプリ等による周知	【ホームページ上での情報発信】 <ul style="list-style-type: none">● 市のホームページ上で各施設の利用に際して利用者が支払う費用の一覧を掲載（見える化）した上で、市民に施設を選択してもらうことで、公平性を担保
申請・予約方法	申請方法	【方法】 <ul style="list-style-type: none">● 利用を希望する場合は、市に申請書を提出<ul style="list-style-type: none">➢ 市が一括導入した電子申請システムを活用して、オンラインで申請可能（入力は5～10分程度で完了） 【申請承認】 <ul style="list-style-type: none">● 担当課で申請内容を確認後、決定通知書の電子データを申請時に登録された申請者のメールアドレスに送付
	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none">● 自治体へ利用申請をする前に申請者が事業所へ直接電話で連絡を取り仮予約取得● 市の承認後に決定通知書を利用施設及び利用申請者に送付することで正式決定

3.事業対象者の考え方

対象者・利用要件	【対象者】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業がユニバーサル化される前から、要綱で定める条件を満たした方は利用を承認してきたため、ユニバーサル化前から実質的に申請を断ったケースはない
----------	---

京都府京都市（3/3）

支援が必要な対象者の把握	把握方法	【担当職員の工夫】 <ul style="list-style-type: none">● 伴走型相談支援や母子手帳交付時の面談の際に、支援が必要な方や不安が強い方等については保健師から事業を案内● その他、4か月児健診や8か月児健診時等でも産後ケア事業の利用が望ましい方に周知
	支援のための関係機関との情報連携	【実施事業所との連携】 <ul style="list-style-type: none">● 利用者が利用申請で記入した内容を踏まえ、必要に応じて、事前に産後ケア事業実施事業所へ情報提供書を送付
配慮が必要な対象者の受入	きょうだい児・多胎児	【きょうだい児】 <ul style="list-style-type: none">● 事業所の受入体制によって、きょうだい児の利用も認めている事業所も存在 【多胎児】 <ul style="list-style-type: none">● 多胎児を受け入れる場合には、事業所への委託料の加算制度を用意
	流産や死産等を経験された方/医療的ケア児、その他	【流産や死産等を経験された方】 ※令和7年度までは流産・死産のみ対象 <ul style="list-style-type: none">● 流産や死産等を経験された方の受入が可能と回答した施設一覧を取りまとめ、市のホームページ上で公開● 実施事業所にも他の母子を同時に受け入れない等の配慮を依頼● 申請フォームから新生児の記入欄を削除するなど、流産・死産等を経験された方向けに別途特別な様式を作成

4.安全と質の担保に資する取組

マニュアル	マニュアルの作成・周知方法	【作成方法・内容】 <ul style="list-style-type: none">● 既存の仕様書とは別に、市の職員で「京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル」を作成● 国のガイドラインを参考に内容を規定● 市独自の項目として、要綱に定める事業所を選定する際の基準を掲載 【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 市で作成したマニュアルを事業所に専用のポータルサイトで案内● 事業所ごとに安全に関するマニュアルの作成・準備を依頼（基本的には市のマニュアルに準ずるケースが多い）<ul style="list-style-type: none">➢ 事業所で作成したマニュアルは市に提出いただくよう依頼
-------	---------------	---

産後ケア事業

産後のお母さんを しっかりサポート

京都市
スマイルママ・ホッと事業



産後は、お母さんの心身が最も不安定な時期です。
京都市では、産後のお母さんが、地域で安心して子育てができるよう、
産科医療機関や助産所等での産後ショートステイ・産後デイケアを
通じて、お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

対象となる方 京都市に住民票を有し、京都市内に居住している産後1年未満の母親とその赤ちゃんで、本事業の利用を希望する方
※母子ともに京都市に住民票を有していること ※ただし、入院治療の必要な方は除く

申請方法 \ 電子申請を受け付けています /

直接、利用を希望する施設と電話等で日程の予約調整を行ったうえで、電子申請をしてください。電子申請及び委託施設の一覧等はこちらの二次元コードからご確認ください。



※ 妊娠中に申請することはできません。
※ 利用開始日から4日前までに申請してください。

サービス区分	サービス内容
産後ショートステイ	原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、右欄のサービスを提供する
産後デイケア	原則、午前10時から午後6時までの利用を1日とし、右欄のサービスを提供する

実施場所 京都市内等の医療機関及び助産所等の委託実施施設（京都市情報館ホームページに一覧があります）※施設によって利用できる期間が異なります。



発行：令和7年4月 京都市子ども若者はくくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課
京都市印刷物第 070487号

ご利用開始期間・利用日数

利用期間	産後1年未満			
利用日数	産後ショートステイ及び産後デイケア各々で7日間以内			

利用料（1日あたり）

階層区分	産後ショートステイ		産後デイケア	
	減免前	減免後	減免前	減免後
A（注1）	12,320円	9,820円	6,100円	3,600円
B	4,930円	2,430円	2,440円	0円
C（注2）	490円	0円	240円	0円

利用料とは別に、利用施設が設定している料金（食事代等）をお支払いいただきます。

料金は、京都市情報館ホームページでご確認ください。

（注1）利用者及び夫の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯
（注2）サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯
※ サービスを利用する年（1月から5月までの申請については前年）の1月1日時点で本市に住民票がない場合は、ご自身で居住先に対して課税証明書を取り寄せていただく必要があります（申請日時点で生活保護を受給している方は除く）。

利用料を減免します！

- 市民税非課税世帯・生活保護世帯
産後ショートステイ及び産後デイケアの利用料を無料にします。
対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ及び産後デイケア各々7日まで
- 市民税課税世帯
産後ショートステイ又は産後デイケアの利用料から、1回あたり2,500円を上限に減免します。
対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
減免回数：1回の出産につき、産後ショートステイ又は産後デイケアの利用日のうち、最大5日まで

※いずれの場合も、別途、利用施設が設定している料金（食事代等）を利用者から施設にお支払いいただきます。

ご利用方法

- 1 利用希望施設と日程調整
(本人から施設に直接電話する等)
※施設の状態によっては希望する施設が利用できないことがあります。
- 2 電子申請フォームで申請
(入力時間のめやすは約5～10分です)
※申請された内容について、お電話で確認させていただく場合があります。
- 3 申請受付メールが届く（自動受信）
- 4 (子ども家庭支援課が内容を確認後)
利用料等が書かれた決定通知書のデータがメールで届く。(利用の確定)
- 5 利用当日
(利用終了時、利用料等をお支払いいただきます。)

京都市子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

お問合せ先 【令和7年6月13日(金)まで】 075-746-7625
【令和7年6月16日(月)から】 075-222-3939



目次

I はじめに	1
II 産後ケア事業を安心・安全に実施するための取組	
1 安心・安全に事業を実施するための人員、設備及び運営等に関する基準	2
2 事故防止及び安全対策	4
3 児を預かる場合の留意点	5
III 緊急時の対応体制	6
IV 重大事案等発生時の対応	6
【参考資料】	8

I はじめに

本市では、産後ケア事業の円滑な運営と、利用者である母子の安心・安全を確保するため、さらには、事業実施施設における事故や事件を未然に防止し、万が一発生した場合にも適切に対応するための指針を示すことを目的に、本マニュアルを作成しました。

産後ケア事業の管理者は、非常災害や事故等の緊急事態の発生に備え、本マニュアルの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、産後ケア事業実施担当者に対し、事故防止及び安全対策、緊急時の対応（避難・救出）等について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認と共有を行っていただく必要があります。

産後ケア事業の実施にあたっては、火災、事故、設備等の損傷等を防止して、利用者及び産後ケア事業担当者の安全確保に努め、食品衛生、環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適に利用ができる状態の保持に努めることが重要です。

また、重大事故の発生防止のため、各施設におけるヒヤリ・ハット事例を事業担当者間で共有し、必要に応じて本市へ報告、要因分析等を行い、マニュアルに反映するなど必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

全ての事業者は、本マニュアルの内容を理解し、実践することで、母子の安全を確保し、安心して産後ケアを受けられる環境を築いていきましょう。継続的な見直しと改善によって、安全で安心できる事業運営を目指してください。

要綱において定められている委託先事業所選定基準について、マニュアル内にも掲載

Ⅱ 産後ケア事業を安心・安全に実施するための取組

1 安心・安全に事業を実施するための人員、設備及び運営等に関する基準

- (1) 事業を実施するにあたっては、「京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱」の別表1に定める以下の基準を満たす必要がある。

1 人員基準

- (1) 看護職のいずれかを常に1名以上配置（常駐）すること。
- (2) サービスの内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くよう努めること。
- (3) (1)(2)について、医療法に定める病院、診療所、助産所及び児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設で本事業を実施する場合は、サービスの提供に支障のない範囲において、本事業専任であることを要しない。
- (4) 本事業を管理する者（以下「管理者」という。）を定めること。
なお、管理者は、常駐することを求めるものではなく、看護職との兼務も可能とする。ただし、看護職が管理者を兼務した場合であって、その者しかサービス提供者がいない場合は常駐することとする。
- (5) 生後3箇月未満の乳児を受け入れる場合は、必ず助産師を配置すること。ただし、18時から翌10時までの時間については助産師の常駐は求めないが、必要に応じて管理・ケアが行えるよう体制を確保すること。また、18時から翌10時までの時間で助産師が不在になる時間がある場合は、保健師又は看護師のいずれかを常駐させること。
- (6) 母子10組の利用に対して少なくとも1人以上の看護職を配置すること。
- (7) 緊急時も施設が無人としない体制を確保できるようにしておくこと。

2 運営基準

- (1) 産後ショートステイの場合は1日で母子1組以上、産後デイケアの場合は1日で母子2組以上の受入が可能なこと。ただし、同時におおむね20人以上の妊産婦を受け入れられないこと。
- (2) 産後ショートステイは3食、産後デイケアは2食の食事提供ができる体制を整えること。ただし、乳児に対する食事は、乳児の成長に応じた形態の食事を提供できること。
- (3) 第5条各号に規定するサービスを提供できること。
- (4) 本市が開催する研修会等に参加すること。
- (5) 利用者の身体状態及び精神状態等が悪化した場合等には、緊急時の対応を施設内外で実施できること。
- (6) 緊急時の対応等を含め、生後1年未満の乳児及びその母親の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること（生後3箇月未満の乳児を受入可能とする場合は産婦人科との連携が、生後3箇月以降の乳児を受入可能とする場合は小児科との連携が望ましい。）。
- (7) 本市との適切な連絡体制が確保できること。

京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル（3/6）

3 設備基準（本事業専用の設備であることを要しない。）

- (1) ベッド又は寝具を備えた居室（床面積は母子1組当たり6.3㎡以上であること。）が確保されていること。
- (2) 利用者が複数組いる場合であって、居室が総室（相部屋）の場合は、月齢の組み合わせや乳児期の前期・後期等で居室を分ける等の配慮をすること。また、総室（相部屋）の場合は、パーテーション等により母子ごとに占有区画を設けること。
- (3) サービス提供者の居室やスタッフルームは、利用者の居室とは別に確保すること。また、サービス提供者が居室やスタッフルームに滞在している間も、利用者との円滑に連絡できるよう、ナースコール等の連絡体制を確保すること。
- (4) 出入口及び窓を除き、居室と他の居室及び居室以外の施設との境は、壁又は、板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されたものであること。
- (5) カウンセリングを行う部屋及び乳児の保育を行う部屋、その他事業の実施に必要な設備が確保されていること（本来の利用に支障がない範囲内において、空室となっている居室を活用することも可能。）。
- (6) 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること（他の利用者との共用可能。）。
- (7) 利用する母子等の保健衛生上必要な換気、採光、照明、防湿及び防水、排水の設備を有すること。また、それらの設備は定期的に保守点検を行い、適切に維持管理すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- (9) 避難経路を二方向以上確保すること。また、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。

- (2) (1)に定める基準のほか、以下の基準についても満たす必要がある。

- ア 利用者の居室、共用部分ともに清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。
- イ 敷布、布団カバーその他これらに類するものは、利用者ごとに洗濯したものと交換すること。ただし、同一の利用者が連続して宿泊する場合には、必要に応じて交換すること。
- ウ 居室に置く飲食器、寝具その他施設内で利用者が使用する器具は、清潔で衛生的なものとし、定期的に消毒すること。
- エ 洗面用水は、飲用に適する水を用いること。
- オ 居室に入浴施設を設ける場合は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (ア) 入浴施設において使用する器具は、居室の利用ごとに清掃を行い、かつ、定期的に消毒を行うこと。
 - (イ) 浴槽湯水は、利用ごとに完全に入れ替えること。
 - (ウ) 浴用に供する湯水は、水道水その他の清浄な湯水とすること。

京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル（4/6）

- カ 便所は、防臭及び防虫の措置を講じ、定期的に消毒を行い、清潔で衛生的に保つこと。
- キ 施設の内部及び周囲は、清掃、消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を適切に行うとともに、清潔で衛生的に保つこと。
- ク 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
- ケ 利用者の安全を確保するための計画策定や、サービス提供者に対する研修の実施等、安全な事業提供を確保するための措置を講じること。
- コ 業務担当者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務担当者の健康管理に努めること。
- サ 事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに同事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- シ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、管理者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事故防止及び安全対策

以下に、リスクが高い場面ごとの留意すべき点の例を示す。各施設においては、以下に示す例を参考に日頃から危険箇所の環境整備を行い、利用者が安全に過ごせるよう努めること。

また、定期的な点検を行うとともに、重大事故の発生防止のため、ヒヤリ・ハット事例の収集及び必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

なお、環境整備にあたっては児の月齢を十分に考慮すること。

- (1) 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。児を預かる場合は、母児同室の場合においても安全な睡眠環境を提供する。また、添い寝をしないこと、授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認するとともに、寝かせてから10～15分程度は異変がないか観察することを徹底する。
- (2) 窒息事故防止の観点から、ぬいぐるみやタオル等、口や鼻を覆ったり、首に巻きついたりする恐れのあるものは、児の周囲に置かないこと。覆いかぶさりが発生する恐れのある添い寝や雑魚寝の環境を作らないために、ベビーベッド等に寝かせ柵を上げておくこと。敷布団やマットレス、枕は固めのものを使用すること。また、寝台と敷物の間に児が挟まってしまうような隙間を作らないこと。
- (3) 寝具は児の体格に適した大きさのものを使用すること。転落事故防止の観点

京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル（5/6）

からも、ベビーベッドに寝かせる場合は常に柵を上げておくこと。ハイチェアは必ず安全ベルトを締めること、階段に柵を付けること。沐浴を行う際は、児が浴槽に転落しないよう、手の届く範囲で、児から目を離さないようにすること。また、ベビーバスは不安定な場所での使用はしないこと。

- (4) 窒息や誤嚥、誤飲防止の観点から、医薬品やボタン電池、磁石、包装フィルムなど誤飲のリスクがある物は手の届くところに置かないこと等、常に小物類の整理整頓を行うこと。
- (5) 実施施設の安全管理に十分配慮し、調理場と保育の場を分けること。キッチンに児が立ち入れないようにすること。電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の手の届かないところに置くこと。沐浴の温度設定等に注意すること。安全柵を使用する等、児が暖房器具に触れられないようにすること。
- (6) 滑りやすい床や階段には滑り止め対策を講じること等、事故予防対策を行い、安全な環境を整備すること。
- (7) 食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。熱傷防止のためミルクの温度に注意すること。
- (8) 抱っこ紐使用時にかがむ際は必ず児を手で支えること。おんぶや抱っこをし、又は降ろす際は低い位置で行うこと。ケアをする者が転倒しないよう注意すること、家具等の角のカバーを行うこと。児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと。

(9) おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと。遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること。

(10) 感染防止及び連れ去り対策の観点から、児を預かる居室には、産後ケア事業担当者と母親以外の入室を基本的に許可しないこと。また、産後ケア事業担当者の健康管理に努めること。

3 児を預かる場合の留意点

事業実施中、一時的に児を預かる際には、以下を参考に各施設で留意すべき点を確認すること。

- (1) ケアの中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。
- (2) 児の顔が見える仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- (3) 別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。人員体制の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からない等の対応も考えられる。
- (4) 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、

京都市スマイルママ・ホッと（産後ケア）事業における安全管理マニュアル（6/6）

急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的に目視での確認も行うこと。

Ⅲ 緊急時の対応体制

以下を参考に各施設で留意すべき点を確認すること。

- (1) 利用者の症状の急変等、緊急時における受け入れてもらう連携医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (2) 利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアル（災害発生時、事故発生時）の整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成の上、産後ケア事業担当者の目に留まるよう周知すること。
- (3) 産後ケア担当者については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- (4) 「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AED の設置もしくは最寄りのAED 設置場所の把握等は事前に準備しておくこと。
- (5) 災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても日頃から備えをしておくこと。

Ⅳ 重大事案等発生時の対応

業務の運営上、重大な事案等が生じた場合は、各施設は、以下に定めるとおり、速やかに本市に電話連絡のうえ、「京都市スマイルママ・ホッと事業事案等発生時報告書」により報告しなければならない。

(1) 報告期限

ア 第1報：原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生翌日）

イ 第2報：原則1か月以内

（その他、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。）

※ 土日祝日に事案等が発生した場合は、休日明けの第一開庁日に電話連絡のうえ、「京都市スマイルママ・ホッと事業事案等発生時報告書」を提出すること。

(2) 報告の対象となる事故の範囲

死亡、骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、財物の損壊・滅失、その他（転倒・転落等）

※ 報告の判断に迷う場合は報告すること。

三重県桑名市（1/3）

取組のポイント



- ✓ 市民の利便性に配慮し、市内外を問わず、契約可能な事業所と個別契約を実施
- ✓ 市で作成したマニュアルの内容を事業者を集めた会議体で共有し、継続的な見直しを実施

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：139,563人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点※)	出生数：740人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日※)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：3か所 助産所数：2か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：5か所（市外2か所） その他：三重県助産師会、産後専門デイケア、NPO法人への委託

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	専門職配置	【看護職以外の専門職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● 一部の産後ケア事業実施事業所では心理職による相談・カウンセリングを提供● 理学療法士が在籍する医療機関もあり、産後の姿勢改善や腰痛等に対応する骨盤ケアを提供● 実際の専門職の配置状況については事業者に対する年1回のアンケートによって把握
	★広域連携の構築	<ul style="list-style-type: none">● 市民の利便性に配慮し、利用者が通所可能であれば市内外を問わず、産後ケア事業実施事業所と個別契約を実施<ul style="list-style-type: none">➢ 近隣市町村の委託料を参考に調整し、桑名市としての単価を設定➢ 複数自治体と契約している事業所においては、運営方法も自治体によって異なるため調整に苦慮・交流会を開催し、事業所へ運営方法、次年度の変更点や伝えたい事を周知、意見交流の実施
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 妊娠届や8か月面談実施時、妊婦訪問、出生届時、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）のタイミング等で対面した際に産後ケア事業の案内を実施

三重県桑名市（2/3）

申請・予約方法	申請	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 利用申請書を市に提出<ul style="list-style-type: none">➢ 市役所窓口あるいは保健師・助産師の訪問時に申請➢ 母親が窓口まで来所することが難しいケースにおいては、家族による申請も受付● 妊娠期の入院医療機関において、出産後早期から産後ケア事業の利用を希望するケースもあるため、妊娠32週からの申請を許可 <p>【申請承認】</p> <ul style="list-style-type: none">● 申請時に、本人や家族から聞き取りを実施し、状況を把握<ul style="list-style-type: none">➢ 妊娠中に申請があった場合は、出生届提出時や乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）での訪問時に状況を把握● 保健師が申請者をアセスメントした後に課内でカンファレンスを実施。2週間程度を目途に、産後ケア事業利用承認通知書と利用券を利用者に郵送
	予約方法	<p>【予約方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 市から承認通知書を受領した後、利用者が産後ケア事業実施事業所に直接電話し、予約枠を確保

3.事業対象者の考え方

支援が必要な対象者の把握	把握方法	<p>【他課との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">● 母子保健担当の保健師で把握した養育支援を要する妊婦や特定妊婦について児童福祉の担当者にも共有し、常時、相互に密な連携を構築● 障害福祉・生活困窮・国民健康保険・戸籍・子育て支援部門等から、配慮を必要とする妊産婦を含む家庭の把握など情報連携を実施
	支援のための関係機関との情報連携	<p>【医療機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">● 妊産婦健診や助産師との面談等を通じて把握された、家族の支援が少ない、育児手技の獲得が難しい、EPDSの点数が高い等のハイリスクな母親と子等の情報については、医療機関側から随時電話で連絡● 医療機関から配慮が必要であると情報提供を受けた母子に関しては、訪問や電話相談を通じて、産後ケア事業や育児相談の利用を勧奨

三重県桑名市（3/3）

配慮が
必要な対象
者の受入

流産や死産等
を経験された
方/医療的
ケア児、その他

【生活保護、要保護・要支援児童世帯】

- 生活保護世帯や市民税非課税世帯においては産後ケア事業の利用料を無償化
- 市が必要と認めた要保護・要支援児童世帯についてもクーポンを発行し無償化

4.安全と質の担保に資する取組

研修の実施

【産後ケア事業実施者向け研修】

- 年1回産後ケア事業実施事業所を対象として、令和6年度「周産期メンタルヘルスの基礎知識」、令和7年度「愛着形成について」をテーマとした研修会を実施し、質の担保を図る

【交流会の実施】

- 令和6年度から年1回、現地とWEBのハイブリッドで産後ケア事業実施者との事業者交流会を実施。市からのお知らせだけでなく、実施者が実務を行う中で感じた様々な意見を交換。新たな気づきや今後検討が必要な内容の把握・事業の見直しに寄与

評価指標
の運用

評価指標・
測定方法

【評価指標】

- 国のガイドラインに記載されている指標を参考に、産後ケア事業の認知度や妊娠・出産について満足しているか、桑名市で子育てをしたいと思うか、ゆったりとした気分で児と過ごす時間があるか等を設定

【回答方法】

- 利用者アンケート（アンケート用紙もしくはオンライン）によって聴取

マニ
ュアル

★マニュアルの
作成・周知方
法

【作成方法・内容】

- 桑名市の実施要項をもとに、「産後ケア事業の手引き」（参考資料：桑名市産後ケア事業の手引き）として取りまとめている
 - 請求の締め日等、事務手続きの理解が深まるように作成
 - 日報の作成のほか、緊急性の高い母子の情報連携については別途地区担当保健師への連絡を規定

【周知方法】

- 事業者交流会（年1回開催）で周知・意見交流、その後、市で作成した手引書を年1回事業所へ配布
 - 交流会では産後ケア事業実施時の困りごとについても聴取し、意見の反映や様式類の改善等につなげている

三重県桑名市（参考資料）

桑名市産後ケア事業の手引き 1/5

1 本事業の趣旨

産後の一定期間に特に支援を必要とする産婦及び乳児（母子）に対し、心身のケア、育児の支援等のサービスを行う産後ケア事業を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とします。

産後ケア事業は、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。具体的には、母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房のケアを含む）、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行うこととします。

2 対象者

(1) 市内に住所を有する産後1年（37週未満の出産については出産予定日を基準とした修正月齢とします。）を経過しない母子（流産や死産を経験した者を含む。）で、産後ケアを必要とするもの

(2) その他、市長が特に必要と認めるもの

ただし、次のいずれかに該当するものは、事業の対象としないものとします。

(1) 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者

(2) 母親に入院加療の必要がある者

心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

3 サービスの提供者

母体ケア、乳児ケア、育児相談等を行う助産師、保健師又は看護師を確保してください。

事業に係るケアサービスは、原則として助産師が実施するものとします。ただし、やむを得ない理由により助産師が実施することができない時間帯がある場合に限り、保健師又は看護師が実施することができるものとします。なお、次のいずれかに該当する利用者に対しては、公認心理師又は臨床心理士が心理カウンセリングを実施できるものとします。

(1) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の得点が9点以上

(2) エジンバラ産後うつ病質問票のうち、質問項目10の得点が1点以上

4 サービスを実施する場所（通所サービス及び宿泊サービスを実施する場所）

適当な換気、採光、照明、防湿および排水の設備を有する場所での実施をしてください。

(1) 居室

(2) カウンセリングを行う部屋

(3) 乳児の保育を行う部屋 ※(2)(3)は居室を活用可能

(4) (1)～(3)までの他、事業の実施に必要な設備

5 業務の流れ【フローシート】参照

三重県桑名市（参考資料）

桑名市産後ケア事業の手引き 2/5

6. 産後ケアのサービス内容【別表1】参照

【別表1】

区分	サービス内容
①訪問サービス (アウトリーチ)	<p>ア おおむね1回90分程度の訪問を原則とし、右欄にあげるサービスを提供します。</p> <p>イ 母親の健康管理ならびに生活面の相談及び指導</p> <p>ロ 母親の心理的ケア（図6 含む）</p> <p>ウ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）</p> <p>エ および相談・指導</p> <p>エ 沐浴、調乳、離乳食等の育児に必要な手帳についての具体的な相談・指導</p> <p>オ 発育発達チェック、相談・指導</p> <p>カ 体重及び排便のチェック、相談・指導</p> <p>キ その他必要な相談及び保健指導</p> <p>（家族計画、母乳・断乳、母乳からミルクへの移行、生活リズム、きょうだいのいる育児方法、母子の休息及び休息に関する相談・指導、その他の育児に関して）</p> <p>など</p>
②通所サービス (ゲイサービス)	<p>ア～キは同上</p> <p>ク 食事の提供(1食以上)</p> <p>など</p>
③宿泊サービス (ショートステイ)	<p>ア～キは同上</p> <p>ク 食事の提供(利用券1回につき2食以上)</p> <p>など</p>

- ・事業の利用の回数、1回の出席につき、訪問サービス、通所サービス及び宿泊サービスを適算して原則7回とします。
- ・1日における利用回数の上限は1回とします。宿泊サービスの場合、1日を1回とし、泊数×1の利用券【別表2】の回数使用とします。
- ・母子健康手帳に産後ケアの記載ができるページがあります。母子健康手帳に記載をしてください。産後ケアのみを希望されている方に対しては、一時間かき等の紹介をし、かつ、自宅に戻ってから日の中で休息をとりながらの育児をどのようにしていくかという視点でのアドバイスや相談などご指導をお願いいたします。
- ・母乳マッサージなどを希望されている方に対しては、乳房マッサージの施行をするとともに、自宅でのセルフマッサージの方法についてもアドバイスや指導をお願いいたします。
- ・1回の産後ケア事業(通所・宿泊サービス)には、同時に20人未満までの入所とさせていただきます。

7. 費用について【別表第1～3】参照

桑名市が支払う委託料は、【別表第2】に定める額から利用者自己負担額【別表第1】を差し引いた額又は、【別表第3】に定めるキャンセル料を支弁するものとします。なお、委託料のうち、利用者自己負担額分【別表第1】は、委託事業所で直接徴収します。

【別表第1】のキャンセル料の請求につきましては予約の際に利用者様へ十分にお伝えした上で、連絡がな

かった場合とします。宿泊サービスのキャンセル料については、連続する宿泊予約のキャンセルを1回のキャンセルとして算定します。(注：泊数にかかわらず、1回の予約につき、キャンセル1回として支弁します。)

自己負担はありませんが、キャンセル料金がかかること、他の方が利用できないことなどをお伝えしていただきますようお願いいたします。利用者の方が困らない様、状況確認やアドバイス、日数の変更などをお願いいたします。

【別表第2】の心理加算については、産後のメンタルヘルスクアの観点から、夜中のいづれかに該当する利用者に対し、公認心理師又は臨床心理士が心理カウンセリングを実施した場合は、心理カウンセリング加算を支弁することができます。

(1) エンジンバク産後うつ病質問票(RPDS)の得点が9点以上

(2) エンジンバク産後うつ病質問票のうち、質問項目10の得点が1点以上

【別表第1（第9条関係）】

区分	利用回数1回当たりの利用者自己負担額		
	訪問サービス	通所サービス	宿泊サービス
1 生活保護受給世帯及び市 民税非課税世帯	0円	0円	0円
2 1以外の世帯	1,200円	2,000円	3,000円

【別表第2（第9条関係）】

区分	利用回数1回当たりの委託料		
	訪問サービス	通所サービス	宿泊サービス
1 基本額	12,000円	20,000円	30,000円
2 事務加算(2人目以降の 1人につき)	4,000円	4,000円	4,000円
3 心理カウンセリング加算	2,000円	2,000円	2,000円

【別表第3（第9条関係）】

区分	訪問サービス	通所サービス	宿泊サービス
キャンセル料	3,000円	3,000円	3,000円

産後ケア委託料に含まれるもの:

共通：通信費、事務にかかる費用、事業の実施(乳用マッサージ等含む)や運営および衛生費用、ごみ処理費用、指導や相談・紹介料など(医師による紹介状等の書面発行についてはこれに含まれないものとする)、時間が延長した場合の延長料 等

訪問の場合：受託者の交通費、駐車料金、人件費等

通所の場合：利用者の食費(滞在時間内で必要とする食費)、通所サービスを実施や運営および衛生に関する費用(乳用マッサージ、シーツやバスタオルなどの洗濯費用等含む)、光熱費、人件費、備品費 等
※これ以外に別途費用徴収の必要がある場合は事前(予約時)に、委託事業所が利用者へ説明をし、了承を得ることとします。

7. 予約・キャンセルについて

(1) 予約は、利用者1人に対し1回毎に交付をしてください。利用者1人に対し重複して複数の予約とならないようにするため、予約の際には、他に予約がされていないかの確認をし、キャンセル時や変更の際には、利用者から事業所に電子メールや電話での連絡をするように伝えることとします。

(2) キャンセルについて

三重県桑名市（参考資料）

桑名市産後ケア事業の手引き 3/5

利用予定日の前日の正午までを目安に、利用者から連絡をするように伝えるものとします。その上で連絡がない場合は、請求日までに事業所から利用者へ連絡をし、状況の確認をお願いします。

予約時に、キャンセルの可能性がある場合や利用が危ぶまれる場合などには、前々日くらいに利用者から連絡をしていただく必要があることをお伝えください。前日の正午までに利用者から連絡がなかった場合、本人負担はありませんが、キャンセル料が発生すること、事前にご連絡いただけることで他の方が利用できることなどをお伝えください。また、産後ケア実施日が、予約連絡をした日から長期間となる場合、事前の連絡をし、キャンセルとならないような工夫やキャンセル待ちなどで当日に空きが出ないような工夫も可能な範囲でお願いたします。

利用者の方からキャンセルの連絡があった場合には、状況確認をし、困りごとや心配事などの相談に応じ、別日に日程を変更するなど、利用者の方が困らない様に、フォローをしていただきますようお願いいたします。十分に説明をした上で、前日の正午までに連絡がなかった場合には、「キャンセル報告書（日報）【別紙①】（以下「キャンセル日報」という）」を記載し、請求時に請求書に添付し、提出することとします。

8 事業所が提出する書類について

下記の書類は、請求時に添付して提出します。

- 桑名市産後ケア利用券（利用者が持参）【別紙②】

利用日最初に聞き取り、券の受領の把握をし、意向に沿ったサービスや必要なサービスを実施します。利用券は利用者より回収し、請求時に提出します。利用券を交付した時点では、桑名市の住民であることを確認していますが、利用時に転居・転出などしていないかの確認をお願いいたします。また種類など回数についてもご確認をお願いいたします。（桑名市に住所を有していない場合や期限を過ぎている場合、利用回数が8回以上の方は、ご利用いただけません）

- 桑名市産後ケア事業実施報告書（日報）【別紙③】

目標の設定・計画をし、サービスを提供し、結果や評価をし、請求時に提出します。公認心理師・臨床心理士による心理カウンセリングを実施した場合は、桑名市産後ケア事業心理職による対応実施結果報告書【別紙④】を記載し、請求時に提出します。ただし、緊急で情報共有が必要な場合は、請求を待たずにすみやかに桑名市（[地区担当保健師](#)）と連携してください。

また、産後ケア利用券と日報の違い（実施日や産後ケアの種類、月齢他など）がないかご確認ください。

- 桑名市産後ケア事業キャンセル報告書（日報）【別紙⑤】

連絡した日やキャンセルとなった理由について、利用目的なども確認の上報告書への記載をしてください。その他、前記したとおり、キャンセルとなったも困らない様ご対応をお願いいたします。

- 桑名市産後ケア委託請求書【別紙⑥】

毎月、請求書は、翌月10日までに提出してください。令和7年4月から、代表者の印鑑（私印）の押印、届込先の記載が必要です。金額の訂正は認められません。

※特記すべき事項がある場合には、請求時に日報【別紙③】の引継ぎ事項欄等に特記してください。※緊急で情報共有等が必要な場合は、請求を待たずにすみやかに市と連携してください。※事故等の場合、市から県・国への報告内容につきましては、参照資料 参照し、報告してください。市への報告・連携方法としては、任意様式（参照資料の国への報告内容のわかる様式）で作成し、すみやかに提出をお願いいたします。

9 記録について

計画した内容、母児の様子、話した内容や対応内容など詳細につきまして、記録をし、事業終了から5年間保存・保管をお願いいたします。市から求めがあった場合には、すみやかに情報提供をお願いいたします。

10 利用者アンケート室内のお願い

利用者の方への室内は、産後ケアサービスを利用された方に対し、毎回、ご案内をお願いします。「桑名市産後ケアサービス利用者アンケート」【別紙⑦】を渡し、紙によるアンケート記載、または、アンケートに掲載している2次元コードからご回答いただくようにご案内をしてください。紙での回答の場合は、請求時に同封していただくか、ご本人による郵送（自費）をお願いいたします。

11 安全面について

火災、事故、設備等の損傷等を防止して利用者及び産後ケア事業担当者の安全確保に努め、食品衛生、環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適に利用ができる状態の保持に努めてください。実施施設の安全管理に十分配慮し事故予防対策を行い、環境を整備してください。

具体的には、調理場と保育の場を分ける。キッチンに児が立ち入れないようにする。電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の手の届かないところに置く。沐浴の温度設定等に注意する。安全帯を使用する等、児が破損器具に触れられないようにする。すべりやすい床や階段には滑り止めの対策を講じる。食事やミルクの提供時は、アレルギーマスクの有無について事前には必ず確認し、アレルギーマスクの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。熱傷防止のためミルクの温度に注意する。抱っこ紐使用時にかがむ際は必ず児を手で支える。おんぶや抱っこをし、又は降ろす際は低い位置で行う。ケアをする者が転倒しないよう注意する。家具等の角のカバーを行う。児を抱いたままの調乳等の作業は行わない。おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶ。遊ばせる前に結んでいる箇所や突起等がないかを確認するなどです。

(1) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について

具体的には、仰向けに寝かせる。窒息防止に努めてください。具体的には、ベビーベッド等に寝かせる。襦を常にあげておく。敷布団・マットレス・枕は固めのものを、かけ布団は軽いものを使う。ぬいぐるみなど口や鼻を覆ったり、ブラインドやカーテンのひもなどが首に巻きつくものは置かない等の注意をしてください。

(2) リスクが高い場面（児の種類中、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）の事故防止について

転落・転倒・溺飲・火傷・窒息・挟まったり、巻き付いたりなどの事故予防対策をお願いします。具体的には、仰向けで寝かせる。高いところに寝かせない。口や鼻を覆ったり、首に巻きつくものは置かない。目を離さない。とがったものやつまめるものなどを周囲に置かない。寝台と敷物の間に児が挟まってしまうような隙間を作らない。ハイチェアは必ず安全ベルトを締める。階段に柵を付ける。菓子の食品（ブナトマド、ブドウなどの果物、チーズ、うずらの卵など）やナッツ類は、4等分にして、ブドウなどの皮は取り除く。医薬品やボタン電池、磁石、包装フィルムなど誤飲のリスクがある物は手の届く所に置かない。常に小物類の整理整頓を行う等の注意をしてください。

・鼠を餌かる場合について

- 児のみとならないように留意してください。
- 仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察し、記録をしてください。観察の頻度や急変時に対応できるように必要な対策を示しておくようにしてください。
- 別室で児を預かる場合は、預かっている児の見守りを行う者とそれ以外の産婦や児のケアを行う者との複数体制としてください。特に宿泊サービスの場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者へ周知をし、その時間帯は預からないなどの対応も考えられます。これが明確な場合は、常に見守りできる距離での作業に留めるなどとしてください。なお、乳児用活動センサーを使用した場合も、定期的に日報での確認をお願いします。
- 緊急時に受け入れてもらう医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ

三重県桑名市（参考資料）

桑名市産後ケア事業の手引き 4/5

め決定していただきますようお願いいたします。また、救急マニュアルを整備し、緊急時の連絡先などフロー図の作成をしてください。それらがすでに手にとれるよう周知や備所の工夫をお願いします。

- 産後ケア従事者は、緊急対応の実践講習や心臓蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくはAED設置場所の把握など産後ケア事業実施前に準備をお願いします。
- 災害発生時の対応体制として、安全の確保（避難経路、避難場所への誘導）について産後ケア事業実施担当者間で共有し、感染症への対応についても、標準予防策の徹底等、日頃から備えをお願いします。
- 以下の場合には、速やかな報告をお願いします。

原則事業等発生当日（遅くとも事業等発生日の翌日）に「桑名市産後ケア事業事業等発生時報告様式」を市に提出し、報告することとする。また、原因は同日の報告を1か月以内に行うこととする。その他、状況の変化や必要に応じて追加報告を行うこととする。

①重大事業等（死亡事故・治療に要する期間が30日以上の上乗傷や疾病を伴う重篤な事故等）発生時は、速やかに市を通じて市・国へ報告が必要です。発生後速やかに市へ連絡するとともに、直前に報告をしてください。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先してください。また、利用者の安全が守られない事業が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応してください。関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、事故等の状況の記録（可能な限り時系列での詳細な記録）をお願いします。

②その他日数などに問わず、負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合や、利用者の身体、精神症状が悪化した場合、利用者に医療受診の必要性がある場合、その他、利用に伴うトラブル等が発生した場合等も、速やかに市へ報告をお願いします。その他、産後ケア事業実施担当者の健康管理に努めるなどをお願いします。

市子ども家庭庁「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」等も参考にしてください。

- 悪天候や災害等の発生について

事前にわかっている悪天候などの予報（警報など）がされている場合には、利用者の安全を最優先に考え、帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに利用者と一緒に、日程の変更や退所を促すなどの対応をお願いします。また、非常災害や事故等の緊急事態の発生に備え、各種設の状況に応じた具体的な対応計画や安全管理マニュアルを策定し、産後ケア事業実施担当者に対し、事故防止及び安全対策、緊急時の対応（避難・救出）等について必要な訓練を実施するとともに、定期的に内容の確認と共有を行うようにしてください。

1.2 産後ケア事業にて知り得た情報につきましては、記録や保管などをお願いします。ただし、個人情報であり、取り扱いには十分ご注意ください。

1.3 産後ケア事業の従事するにあたって賠償責任保険の加入をお願いします。

書類：【産後ケア事業等発生時報告様式】

【産後ケア事業における重大事業等発生時の報告の流れ】

【産後ケア事業における重大事業等発生時の報告様式等について（添削）】

【乳幼児突然死症候群のリーフレット】

【産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月） 子ども家庭庁】

【別紙①】桑名市産後ケア利用申請書

【別紙②】桑名市産後ケア利用券

【別紙③】桑名市産後ケア事業実施報告書（日報）

【別紙④】桑名市産後ケア事業キャンセル報告書（日報）

【別紙⑤】桑名市産後ケア（訪問・通所・宿泊サービス）委託請求書（令和7年度用）

【別紙⑥】桑名市産後ケア事業心理職による対応実施結果報告書

【別紙⑦】桑名市 産後ケアサービス利用者アンケート

【要点】

(1)請求書について

振込先、役職・所属、氏名(フルネーム)、電話番号、担当者の役職・所属、氏名(フルネーム)などの記載が毎回必要です。

(2)キャンセル料について

- ・キャンセル請求できるのは、前日の正午以降のキャンセルです。
- ・予約時に、キャンセルの可能性のある場合は、前々日くらいに利用者から連絡をしていただくようお願いいたします。本人負担額はありますが、キャンセル料が発生すること、敷の方が予約可能となることなどがあることを伝え、日程の変更をしていただけるようお願いいたします。予約日が休日前夜などで連絡がつきにくい場合等、連絡可能な日時や方法などを利用者の方にお伝えください。限られた予算の中でより多くの方が支援を受けていただけるようご協力をお願いいたします。

(3)追加加算について

- ・多胎加算について：多胎胎数にかつ、利用時に多胎での利用の場合に、子ども2人目からの人数1人につき、加算されます。
- ・心理加算について：医師が高値かつ公認心理師や臨床心理士がカウンセリングを実施した場合に加算されます。

(4)その他

①緊急で情報共有等が必要な場合は、請求書を持たずにすみやかに市と連絡してください。

重大事業の場合など、市から市・国への報告内容につきましては、参照資料をご参照ください。市への報告・連携方法としては、任意様式（参照資料の国への報告内容のわかる様式）で作成し、すみやかに提出をお願いいたします。

②安全面について（詳細は、1.1 安全面について をご参照ください）

～参照～

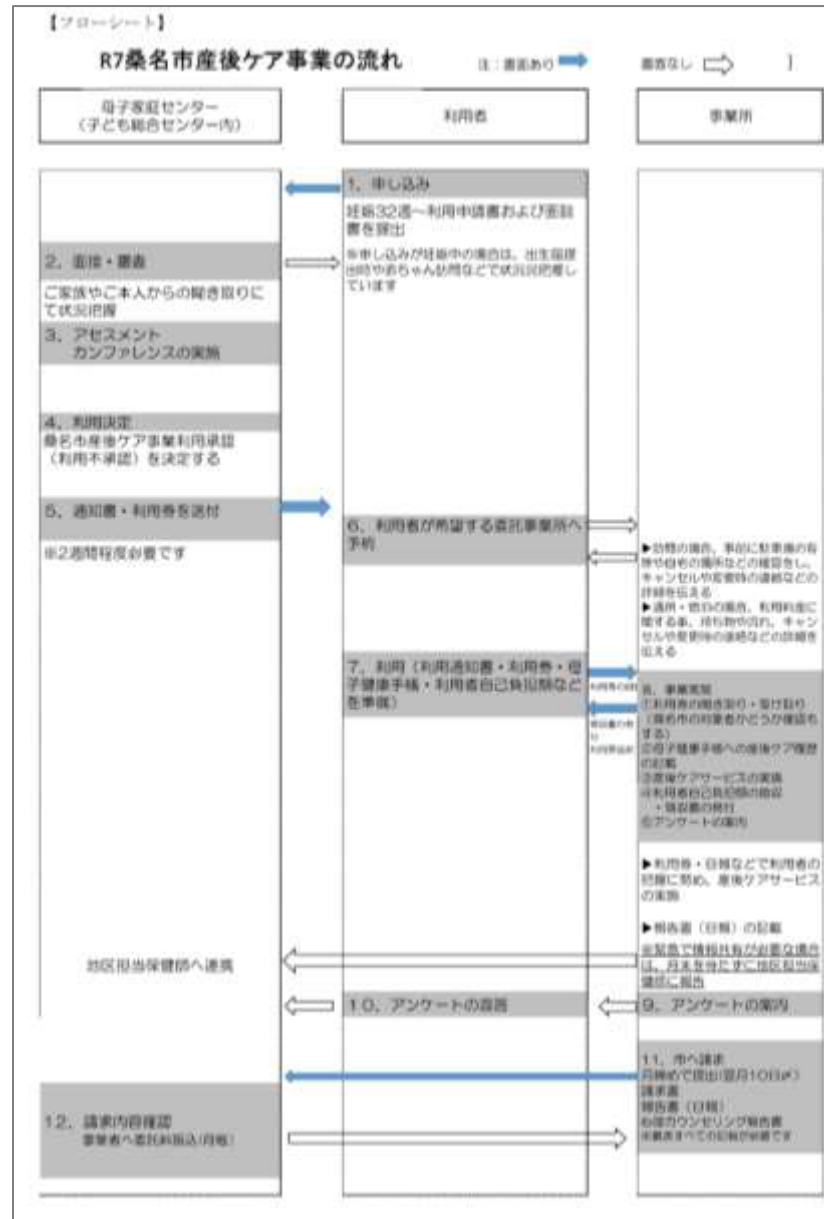
- ・産後ケア施設における乳幼児安全対策マニュアル（令和6年8月）
- ・妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル（令和3年4月）
- ・妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）
- ・授乳・離乳の支援ガイド（平成31年3月）
- ・子ども家庭庁「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」

お問い合わせ・ご相談先：桑名市役所 子ども家庭課 子ども総合センター
〒514-8601 桑名市中島町二丁目37番地
TEL: 0594-24-1389 FAX: 0594-24-5487

※月～金曜日 8時30分～17時まで、土日祝日、年末年始・休暇を除く。

三重県桑名市（参考資料）

桑名市産後ケア事業の手引き 5/5



大阪府大阪市（1/3）

取組のポイント

- ✓ アウトリーチの利用ニーズに対応
- ✓ 市の求める実施基準を提示、施設・設備の状態を実地調査により確認
- ✓ 府の様式を活用し、医療機関や他自治体と情報連携

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：2,741,587人※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点※)	出生数：17,795人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日※)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：140か所	助産所数：194か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：36か所（市内26か所） 助産所：31か所（市内19か所） 小児科医療機関：2か所 その他、産後ケアセンター、府助産師会施設等	

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備

★実施事業所 の確保

【実施事業所】

- 市内の事業所との契約が多数
- 小児科医療機関 2 施設と契約
 - うち、1 施設は、産科・小児科を標榜しているため、月齢に応じて産科・小児科病棟での受入を調整
- 産後ケア事業の利用者が急増しており、特にアウトリーチ型の利用が増加
 - アウトリーチ型の需要に応える形で、上限回数を3回から5回に拡大
 - 市内の助産所の開設も増え、アウトリーチ型の事業開始申請が増えており、契約施設を増やし利用者ニーズに対応

【委託先事業所選定基準】

- 新たにショートステイ型・デイサービス型において事業所から事業実施の応募があった場合は、実施体制や施設情報を取りまとめた実施基本計画書を事業所から市に提出する
 - 仕様書・募集要項に記載の実施要件を満たしているか、市の職員が施設の実地調査を実施
 - 契約更新の際の申請書にも上記の満たすべき基準を取りまとめたチェックリストを掲載、事業者側に記入してもらい、書面確認（詳細は、参考資料「産後ケア事業業務委託契約更新申請書」参照）
 - 利用者から苦情が多く寄せられる施設においても実地調査を実施

広域連携の 構築

- 令和5年度より利用者数の増加に伴い実施事業所のエリアを府内に拡大し市外の産後ケア実施事業所と個別に契約を締結

大阪府大阪市（2/3）

周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時の面談がメインになるが、妊娠8か月頃の面談や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）での訪問時等利用前後のタイミングでも母子と接触する機会があれば案内
申請・予約方法	申請	【方法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区の保健福祉センターに申請書を提出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊娠8か月以降から申請が可能 ● 電子申請と紙の申請用紙を併用しており、アウトリーチ型の場合のみ電子申請可能（参考資料：利用案内チラシ参照） <ul style="list-style-type: none"> ➢ ショートステイ型・デイサービス型の場合は、事前に保健師の面談を実施するため対面申請 ➢ 出産前後の申請者もいるため、本人の状況に合わせて郵送での提出も可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の訪問による面談や、入院中のケース等では電話での聞き取りにて確認を行う等の対応も実施 【申請承認】 <ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉センターより申請者に利用登録承認通知書を送付
	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用登録承認通知書が届いた後、希望する施設に申請者が直接電話連絡

3.事業対象者の考え方

支援が必要な対象者の把握	★支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ● 出産時や妊婦健診時に気になる妊産婦がいる場合は、医療機関から府指定の「要養育支援者情報提供票」によって情報連携（詳細は、参考資料「要養育支援者情報提供票」を参照） 【他自治体との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ● 大阪市から他市に里帰りするケースでは「要養育支援者情報提供票」を活用し、当該自治体に情報提供
配慮が必要な対象者の受入	きょうだい児・多胎児	【きょうだい児】 <ul style="list-style-type: none"> ● きょうだい児の利用に対する補助はしていないが、一部助産所では受入は可能
	流産や死産等を経験された方/医療的ケア児、その他	【流産や死産等を経験された方】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績あり 【医療的ケア児】 <ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ型で医療的ケア児の利用実績あり

大阪府大阪市（3/3）

4.安全と質の担保に資する取組

評価指標 の運用	評価指標・ 測定方法	【評価指標】 <ul style="list-style-type: none">● 利用者満足度、安心して子育てできるようになったか、利用料は適切であったか、心配なこと・不安なこと等を指標に設定 【回答方法】 <ul style="list-style-type: none">● 利用者アンケートにて聴取<ul style="list-style-type: none">● 実施報告書への利用者のサイン時に合わせてアンケート記入を依頼するため、回収率はほぼ100%
マニュアル	マニュアルの 作成・周知方 法	【作成方法・内容】 （詳細は、参考資料「大阪市産後ケア事業に係る安全に関するマニュアル」を参照） <ul style="list-style-type: none">● 令和6年度、大阪府が主導して産後ケアワーキングを立ち上げ<ul style="list-style-type: none">➢ 市町村と産婦人科医をはじめとする医療機関団体の医師が参加し、府の安全管理マニュアルのひな形を作成➢ 府のマニュアルを利用するかは各市町村にて検討、利用する場合には各市町村の事情に応じた内容を追記して活用● 事故防止や児の預かり、緊急時の対応方法等の安全管理に係る内容に関して、国のガイドラインの内容を上段、府で統一した具体的な対応方法を下段という形で整理して記載● 市としては閉庁日における緊急時の連絡先を明記 【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 実施事業所に市のマニュアルを送付し、医療機関の場合は既存の安全管理マニュアルと併用するように依頼
緊急時の連携医療機関の 整備		<ul style="list-style-type: none">● 契約時に産後ケア実施事業所に連携確認書を提出してもらい、契約更新時に事業者が提出するチェックリストにも医療機関に継続協力の実施を確認している旨の項目を設定

大阪府大阪市（参考資料）

産後ケア事業業務委託契約更新申請書

大阪市産後ケア事業業務委託契約更新申請書

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長様

(所在地)

(事業者名称)

(代表者氏名)

大阪市産後ケア事業委託事業者募集要項に基づき、大阪市産後ケア事業業務委託契約の更新を申請します。

1 令和7年度産後ケア事業内容について、変更はありますか。以下の表にご記載ください。

令和6年度受託サービス内容				令和7年度のサービス内容	
サービス種類	対象月齢	受入れ人員	1日の最大受入れ人員	変更の有無	
<input type="checkbox"/> ショートステイ	か月 ~ か月			<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
<input type="checkbox"/> デイケア	か月 ~ か月			<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
<input type="checkbox"/> アウトリーチ	か月 ~ か月			<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり

※未滿

※契約期間内の申請内容と変更がある場合は、「業務委託内容変更届出書(様式7)」及び「基本計画書(様式8)」の提出が必要です。

2 契約にあたり、確認が必要な内容になります。以下の設問に、ご記載ください。

1. 業務内容

ショートステイ・デイケア施設の方

① 入所室及び居室の床面積が母子1組あたり6.3m ² 以上の部屋が確保できる	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
② 入所時間は10時、退所時間は19時で対応できる	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 不可
③ ショートステイ(1泊2日)は5食、デイケア(1日)は2食の提供ができる	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
④ 5か月以上の乳児を受入れる場合(離乳食を開始している場合は、離乳食の提供ができる)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可

アウトリーチの方

⑤ 1回概ね2時間、最大3時間で対応できる	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
-----------------------	----------------------------	-----------------------------

2 実施体制

職員の配置計画	人数	勤務体制		
助産師	人	<input type="checkbox"/> 3交代制	<input type="checkbox"/> 2交代制	<input type="checkbox"/> 日勤のみ <input type="checkbox"/> その他()
保健師	人	<input type="checkbox"/> 3交代制	<input type="checkbox"/> 2交代制	<input type="checkbox"/> 日勤のみ <input type="checkbox"/> その他()
看護師	人	<input type="checkbox"/> 3交代制	<input type="checkbox"/> 2交代制	<input type="checkbox"/> 日勤のみ <input type="checkbox"/> その他()
心理士	人	<input type="checkbox"/> 3交代制	<input type="checkbox"/> 2交代制	<input type="checkbox"/> 日勤のみ <input type="checkbox"/> その他()
合計人数	人			

備考

裏面も必ず記載してください

① 従事者の年1回以上の定期健康診断の結果を把握している	<input type="checkbox"/> 把握	<input type="checkbox"/> 未把握
② 事業者が医療機関以外の場合は、協力医療機関に継続協力の実施を確認している	確認日 令和 年 月 日	

3. 事業実施に関する事項

業務の質の向上・担保	業務実施のマニュアル等を整備し、従事者への研修を実施している	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施
事故等の報告や対応	損害賠償保険の継続加入の手続きをしている	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施
	重大事案発生時やヒアリ・ハット事例等(重大事案以外のアクシデント含む)を速やかにこども青少年局に報告できる	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
安全管理	「事業所が策定したマニュアル」かつ「大阪市産後ケア事業に係る安全に関するマニュアル」を遵守する	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
個人情報等の適切な管理	利用者情報を適切に管理する ※目的外利用しない、適切な場所への保管等	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	契約書、会計関係書類、人事労務関係書類等を適切に保管する	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可

4. その他

ショートステイ・デイケア施設の方は、「大阪市の最終実地調査日(訪問日)」を記載してください	令和 年 月 日
記載内容についての問い合わせ先をご記載ください	TEL 担当者

✓ 施設が満たすべき要件がチェックリスト形式で記載

大阪府大阪市（参考資料）

大阪市産後ケア事業に係る安全に関するマニュアル（一部抜粋）

1 事故防止及び安全対策

■ 国ガイドラインの内容

リスクの高い場面(児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等)で留意すべき点を明確にすること。特に、児の睡眠中は、乳幼児突然死候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない等、マニュアルにより気をつけるべき点を明確にすること。また、重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

■ 具体的な対応

(1) リスクの高い場面において留意すべき点

事業者は、次に挙げる場面ごとに、次の点に留意すること

ア 児の睡眠中

(ア) 乳幼児突然死候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) 予防

- ・仰向けに寝かせること
- (イ) 窒息事故・転落事故防止
 - ・敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと
 - ・ぬいぐるみなど、口や鼻を覆ったり、よだれかけなど首に巻き付いたりする可能性のあるものは置かないこと
 - ・添い寝をしないこと
 - ・授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認すること
 - ・寝かせてから 10～15 分程度は異変がないか観察すること
 - ・ベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくことなどが考えられる。

イ 寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合

(ア) 窒息事故・誤嚥事故の防止

- ・常に小物(直径5cm未満の小さな玩具、ボタン電池など)は、児の手の届くところに置かないこと
- (イ) 火傷防止
 - ・安全柵の使用等により児が暖房器具に触れないようにすること
 - ・キッチンに児が立ち入れないようにすること
 - ・電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の手の届かないところに置くこと

(ウ) 転落・転倒防止

- ・ハイチェアは必ず安全ベルトを締めること
- ・階段に柵を付けること

ウ 食事やミルクの提供時

- ・アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場

合は、アレルギー対応ができない施設であることを説明し、対応可能な施設を案内するなど適切な対応を行う

- ・火傷防止のためミルクの温度に注意すること

エ 児を抱いている際

- ・だっこ紐使用時は、前かがみの姿勢にならないようにすること、しゃがむ際は必ず手で児を支えること
- ・おんぶや抱っこをし、又は降ろす際は低い位置で行うこと
- ・ケアをする者が転倒した際に、児をぶつけてけがをさせないように、家具等の角のカバーを行うこと
- ・児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと

オ その他

- ・おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと
- ・遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること

(2) 重大事故の発生防止に向けたヒヤリ・ハット事例等の検証及びその後の対応

事業者は、重大事故の発生防止のため、次の対応を行うこと

ア ヒヤリ・ハット事例等(4に定める重大事案以外のアクシデント含む)の収集

- ・事業者において事例を集約し、本市へ報告する
- ※重大事案にはあたらないが、医療機関受診を要した事例については、その都度、速やかに本市に報告する。

【連絡先】 sangocare@city.osaka.lg.jp

【件名】【日付:事業者名:ヒヤリ・ハット事例等】 パスワード 3535

【連絡手段】 メール

イ 要因分析の実施

- ・収集した事例のうち、本市が必要と判断した事例について、事業者は本市とともに要因分析を行い、対策を検討・決定すること

ウ 対策の実施と職員間の共有について

- ・事業者は、当該ヒヤリ・ハット事例等への対策を決定した場合に、対策が実行できるよう事業者内での共有をはかること

- ✓ 各項目について上段に国のガイドラインの記載を引用し、基本的な考え方を確認
- ✓ 一方で下段には府として統一した具体的な対応マニュアルを作成

大阪府大阪市（参考資料）

要養育支援者情報提供票＜妊婦版＞

◎情報提供にご協力ありがとうございます。正確な情報共有のため文書でのご連絡にご協力をお願いします。
至急の場合は、電話で所管保健センターへ連絡をいただき、後日、文書の送付をお願いします。

医療機関用
様式1-1

要養育支援者情報提供票 ＜妊婦版＞

市区町村保健（福祉）センター名称 _____ 令和 年 月 日
市 課・保健センター _____ 様

医療機関名 _____ 診療科 _____ 医師名 _____
TEL _____ 内線 _____ 担当者名 _____ *連絡窓口の方を記載してください。

アクセスメント項目該当する項目の□に✓をす	生活歴 (A)	<input type="checkbox"/> 保護者自身の被虐歴口保護者自身のDV歴（加害・被害を含む） <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいの不審死 <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいの虐待歴口過去に心中未遂（自殺未遂）
	妊娠に関する要因 (B)	<input type="checkbox"/> 16歳未満の妊娠口若年（20歳未満）妊娠（過去の若年妊娠を含む） <input type="checkbox"/> 20週以降の届出口妊婦健康診査未受診、中断口望まない妊娠口胎児に対して無関心・拒否的な言動口今までに妊娠・中絶を繰り返す口飛び込み出産歴口40歳以上の妊娠 <input type="checkbox"/> 多胎・胎児の疾患や障がい口妊娠中の不規則な生活・不摂生等
	心身の健康等要因 (C)	<input type="checkbox"/> 精神疾患等（過去出産時の産後うつ、依存症を含む） <input type="checkbox"/> パーソナリティ障がい（疑いを含む） <input type="checkbox"/> 知的障がい（疑いを含む） <input type="checkbox"/> 訴えが多く、不安が高い口身体障がい・慢性疾患がある
	社会的・経済的要因 (D)	<input type="checkbox"/> 右記以外の経済的困窮や社会的問題口生活保護受給口不安定就労・失業中
	家庭・環境的要因 (E)	<input type="checkbox"/> 住所不定・居住地がない口ひとり親・未婚・ステップファミリー口家の中が不衛生 <input type="checkbox"/> 出産・育児に集中できない家庭環境
	その他 (F)	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない気になる言動や背景（ _____ ） <input type="checkbox"/> HTLV-1抗体陽性による（WBにより確定）*妊婦が同意している
支援者等の状況	支援者 <input type="checkbox"/> 死別、高齢、遠方等の理由により、妊婦の父母・きょうだい等の親族に頼ることができない <input type="checkbox"/> 夫婦不和、親族と対立している <input type="checkbox"/> パートナー又は妊婦の実母等親族一人のみが支援者 <input type="checkbox"/> 地域や社会の支援を受けていない 関係機関等 <input type="checkbox"/> 保健師等の関係機関の関わりを拒否する <input type="checkbox"/> 情報提供の同意が得られない	
妊婦氏名	フリガナ _____ 氏名 _____ 生年月日： 年 月 日 () 才 職業： 無・有 () 現在の妊娠週数： 週 日 予定日： 年 月 日	
住所	〒 _____ (実家、自宅、その他 _____)	
電話	① _____ (固定電話・携帯) ② _____ (固定電話・携帯)	
パートナー	婚姻：有・無・予定 () 氏名 _____ 職業 () 連絡先 _____	
主たる援助者	有・無 続柄 _____ 氏名 _____ 連絡先 _____ 育児への支援者 無・有 (_____)	

本情報提供票を星輝り先及び住所地の市区町村保健（福祉）センター・保健所に送ることに次の方の同意を得ています。
(本人：有・無、パートナー：有・無、その他 ()：有・無 / いずれも同意なし：医療機関として特に支援が必要と判断したため)
※送付先は市区町村保健（福祉）センターですが、状況によっては市町村から保健所に情報提供されることがあります。

情報提供の理由、相談内容
通院・入院中の様子
今後のフォロー依頼内容

◆この用紙を受けとった保健機関は、支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね1か月以内に、医療機関に返送してください。

医療機関用
様式2

要養育支援者対応結果票

令和 年 月 日

送付先名称 _____ 病院・医院 _____ 主治医様 _____
保健（福祉）センター・保健所名 _____

住所 _____
担当者名 _____ 電話番号 _____

要養育支援者情報提供票をいただきました下記の妊産婦・児について報告します。

妊婦の状況・児の氏名等	出産予定日：令和 年 月 日 又は妊娠週数：()週()日 第 子 / 妊娠 回目	児の氏名：フリガナ _____ 男・女 _____ 令和 年 月 日生()才()か月
父母の氏名 (父またはパートナー)	妊婦・母：フリガナ _____ ()歳 職業()	父またはパートナー：フリガナ _____ ()歳 職業()
住所	〒 _____ 電話番号 _____	(自宅・実家・その他 _____) (固定電話・携帯)
経過及び対応時の状況：対応方法（訪問・面接・電話・その他 _____)		
実施日：令和 年 月 日 妊婦の場合・妊娠週数： 週 日 産婦とその子どもの場合・月齢： 歳 か月		
妊・産婦、保護者の状況	児の状況	
<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 発育・発達： <input type="checkbox"/> 良好口課題あり(_____) 身体測定値：体重()g 身長()cm 栄養：母乳・混合・人工栄養・離乳食・幼児食(回/日)	
<input type="checkbox"/> 課題なし		
家庭環境・家族の状況等		
対応時の相談内容及び指導内容		
今後の援助計画 <input type="checkbox"/> か月後訪問・面接 <input type="checkbox"/> か月児健診で確認 <input type="checkbox"/> 経過観察健診で確認 <input type="checkbox"/> 相談時対応 <input type="checkbox"/> その他 _____ <input type="checkbox"/> 支援終了		
病院への依頼事項 <input type="checkbox"/> 受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> 未受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> その他連絡事項		
本対応結果票を送ることは、次の方の同意を得ております。(母・父またはパートナー・その他： _____)		

◆支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね1か月以内に、医療機関に返送してください。

大阪府大阪市（参考資料）

要養育支援者情報提供票＜産婦・乳幼児版＞（1/2）

要養育支援者情報提供票 ＜産婦・乳幼児版＞		医療機関用 様式1-2
市区町村保健(福祉)センター名称		令和 年 月 日
市 区 保健センター		様
医療機関名	診療科	医師名
TEL	内線	担当者名
*連絡窓口の方を記載してください。		
下記の対象者について、今後の指導をお願いしたいので連絡します。		
○連絡する対象者の該当する□にチェック(✓)、必要事項に記載してください。		
児口	フリガナ	令和 年 月 日 生 男・女 第()子 単胎・多胎()子中()子
(傷病名、病状、既往症、治療状況等)		
*父の欄に記載したのは □父 □パートナー		
父等	父またはパートナー:フリガナ	母:フリガナ
母	生年月日: 年 月 日()歳	生年月日: 年 月 日()歳
職業:		職業:
婚姻	父またはパートナーの特記事項	
無・有	・なし ・あり()	
同居	母の特記事項	
無・有	・なし ・あり()	
経済状況	・生保・助産券使用・医療費等未払い・不安定就労・無職 ・その他()	
自宅住所	〒 連絡先:(固定電話・携帯電話)	
退院先の住所	〒 様方 (自宅・実家・その他) 連絡先:(固定電話・携帯電話)	
入院日	入院日: 令和 年 月 日	退院(予定)日: 令和 年 月 日
新生児乳児の場合 は出生時の状況	出生場所: 当院・他院()・自宅 その他() 在胎週数: ()週 体重:()g 身長:()cm 分娩様式等: 自然・吸引・鉗子・帝王切開・誘発 出産時の特記事項: 無・有 その他() 【・黄疸・酸素投与・保育器収容・NICU 収容・人工換気療法】 ・その他()	家族構成
	妊娠中の異常の有無: 無 有() 妊婦健診の受診有無: 無・有	育児の支援者 無・有()

*裏面に続く

*以下の項目の該当する□にチェック(✓)してください。(複数回答可)

情報分類	内 容
児童の状況	*児童とは0歳～18歳未満の児をいう(児童福祉法 第4条)
未熟児	□① 低出生体重児の内で養育上支援が必要な児や、養育医療対象児
身体障がい児及び長期療養児	□① 身体に障がいのある児童(以下「身体障がい児」という) □② 疾病より長期にわたり療養を必要とする児童(以下「長期療養児」という)
特段の配慮を要する児童(胎児を含む)	□① 疾患・障がい(疑いを含む)がある □② 先天性疾患 □③ 身体発育の遅れ(低体重・低身長) □④ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ □⑤ 行動障がい(注意集中困難・多動・不応・攻撃性・自傷行為等) □⑥ 情緒障がい(不安・無関心・分離・反抗等) □⑦ 多胎 □⑧ 健診未受診、予防接種未接種 □⑨ 出産後間もない長期入院による母子分離 □⑩ 保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等) □⑪ アレルギーや他の皮膚疾患はないが、難治性のおむつかぶれがある場合 □⑫ 衣服等が不衛生 □⑬ 糖質や過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の虫歯等
保護者の状況	特段の配慮を要する保護者
□① 分娩時が初診 □② 初回健診時期が妊娠中期以降 □③ 望まない妊娠(産みたくない・産みたいけど育てる自信がない) □④ 妊娠・中絶を繰り返している □⑤ 若年出産(10代) □⑥ その他の養育に負担のかかる疾患がある □⑦ 知的障がい、身体障がいがある □⑧ 精神疾患(産後うつを含む)、アルコール及び薬物依存 □⑨ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている □⑩ 子どもを抱かないなど子どもの世話をしない □⑪ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある □⑫ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(不安定就労・無職等) □⑬ 一人親・未婚・連れ子がある再婚 □⑭ 夫や祖父母等家族や身近な人に支援者がいない □⑮ 地域の中で孤立 □⑯ 育児知識・育児態度あるいは姿勢に問題がある □⑰ 衣服等が不衛生 □⑱ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻りに受診させる □⑲ 長期入院による子どもとの分離 □⑳ 虐待歴・被虐待歴・DV歴がある □㉑ 同胞に疾患・障がい、不審死がある	
◀情報提供の理由・依頼事項▶	
○本情報提供票を里帰り先及び住所地の市区町村保健(福祉)センター・保健所へ送ることについては、次の方の同意を得ております。 本人:有・無 パートナー:有・無 その他():有・無、 誰も同意なし(医療機関として特に支援が必要と判断したため)	
◆送付先は市区町村保健センターですが、状況によっては市区町村から保健所に情報提供されることがあります。 ◆この用紙を受けつた保健機関は、支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね 1 か月以内に、医療機関に返送してください。	

大阪府

大阪府大阪市（参考資料）

要養育支援者情報提供票＜産婦・乳幼児版＞（2/2）

医療機関用 様式2	
要養育支援者対応結果票	
令和 年 月 日	
送付先名称 _____	
病院・医院	主治医様
保健(福祉)センター・保健所名	
住所 _____	
担当者名	電話番号
要養育支援者情報提供票をいただきました下記の妊産婦・児について報告します。	
妊婦の状況・ 児の氏名等	出産予定日:令和 年 月 日 又は妊娠週数:()週()日 第 子 / 妊娠 回目 児の氏名:フリガナ _____ 男・女 _____ 令和 年 月 日生()才()か月
父母の氏名 (父または パートナー)	妊婦・母:フリガナ _____ ()歳 職業() _____ 父またはパートナー:フリガナ _____ ()歳 職業() _____
住 所	〒 _____ (自宅・実家・その他) _____ 電話番号 _____ (固定電話・携帯)
経過及び対応時の状況:対応方法(訪問・面接・電話・その他) _____	
実施日:令和 年 月 日 妊婦の場合・妊娠週数: 週 日 産婦とその子どもの場合・月齢: 歳 か月	
妊・産婦、保護者の状況: <input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	児の状況: 発育・発達: <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 課題あり() _____ 身体測定値: 体重()g 身長()cm 栄養: 母乳・混合・人工栄養・離乳食・幼児食(回/日)
家庭環境・家族の状況等	
対応時の相談内容及び指導内容	
今後の援助計画 <input type="checkbox"/> か月後訪問・面接 <input type="checkbox"/> か月児健診で確認 <input type="checkbox"/> 経過観察健診で確認 <input type="checkbox"/> 相談時対応 <input type="checkbox"/> その他 _____ <input type="checkbox"/> 支援終了	
病院への依頼事項 <input type="checkbox"/> 受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> 未受診時連絡希望 <input type="checkbox"/> その他連絡事項	
本対応結果票を送ることは、次の方の同意を得ております。(母・父またはパートナー・その他) _____	
◆支援結果または支援方針を簡潔に記載し、概ね1か月以内に、医療機関に返送してください。 (届振り先の市町村は、妊産婦の住所地の保健機関にも結果票を送付してください。)	

奈良県奈良市（1/4）

取組のポイント

- ✓ 4か月以降の児の受入に際し、設備や食事に関する市独自の安全基準を作成し、委託契約時に現地で確認
- ✓ 利用者向けアンケートの内容を分析し、事業者への改善点のフィードバックや研修内容の充実に活用
- ✓ 里帰りや流産や死産等を経験された方の利用も受入

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：351,418人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)	出生数：1,770人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：8か所 助産所数：9か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：6か所（市内4か所）助産所：8か所（市内4か所）

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	★実施事業所 の確保	【委託先事業所選定基準】 <ul style="list-style-type: none">● 4か月以上の月齢の児を受け入れる事業所に対しては、委託契約時に市独自で作成した「安全基準確認項目」を満たしているか現地視察を行って確認（詳細は、参考資料「産後ケア事業運営マニュアル（2/7）」を参照）<ul style="list-style-type: none">➢ ベビーベッドの柵の設置や、転倒に備えたジョイントマットの設置といった、動きの大きい4か月以上の児の受入に関する安全対策を確認➢ その他食事・ミルク提供時の注意点や玩具の調達等に関する基準も記載 【課題】 <ul style="list-style-type: none">● 事業の目的は「在宅復帰後も安心して子育てできるためのサポートの提供」であるが、休息を希望する利用者に対し目的を上手く伝えることが難しい<ul style="list-style-type: none">➢ 事業案内のチラシに、主に託児を希望する場合は、一時預かり等の市の他事業の活用を勧める記載を付記して周知
	広域連携の 構築	【他自治体施設との契約】 <ul style="list-style-type: none">● 天理市や生駒市といった近隣市の施設と個別に契約を締結
周知広報	自治体の保健 師等による周 知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 母子健康手帳交付時や妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）といった対面相談の機会に産後ケア事業に関する案内を実施 【関係機関での広報】 <ul style="list-style-type: none">● 委託先である市内の産科医療機関や助産所において事業の案内を積極的に実施してもらうよう依頼● 市のホームページや住民だよりでの周知、医療機関内でのポスター掲示によって事業の情報が住民の目に触れる機会を活用

奈良県奈良市（2/4）

申請・予約方法	申請	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 利用を希望する場合は、申請者から市に対して利用申請<ul style="list-style-type: none">➢ 申請数の増加に伴い令和7年度よりオンライン申請を開始、現状ほぼ100%のケースでオンライン申請を活用➢ オンライン申請が難しい場合は電話での申請も可● 妊娠28週より申請が可能であるが、その場合は出産後に児の出生確認のため再度申請が必要 <p>【申請承認】</p> <ul style="list-style-type: none">● 市から申請者に連絡し、産後の状況や困りごとの有無確認と、産後ケアの利用方法の説明を実施● 利用が認められる場合は、市から申請者に対して利用承認通知書を郵送
	予約方法	<p>【予約方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 利用承認通知が届いた後、申請者が直接希望施設に連絡し予約<ul style="list-style-type: none">➢ 予約方法はLINEやホームページ上でのオンライン予約、電話連絡等、施設により異なる

3.事業対象者の考え方

支援が必要な対象者の把握	把握方法	<p>【担当職員の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none">● 母子健康手帳交付に際した面談時に保健師が支援の必要な方を把握● 妊娠届の下部に付帯しているアンケートを用いて全数把握（参考資料：利用者アンケート参照）<ul style="list-style-type: none">➢ アンケートにおいては支援者の有無や精神科の既往歴、妊娠時の気持ち等を聴取しており、回答結果からハイリスク者を抽出
	支援のための関係機関との情報連携	<p>【医療機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">● 妊婦健診や産後2週間の健診等において、不安の強い母子等の支援が必要とみられるケースについては、医療機関側から施設ごとのフォーマットで情報提供

奈良県奈良市（3/4）

配慮が必要な対象者の受入

★里帰りしている母子

【他自治体へ里帰りしている方の利用】

- 奈良市民が他自治体に里帰りしているケースにおいても利用を助成
- 還付申請はオンライン上で実施可能。利用翌月の20日までの申請で、翌々月末に還付
 - 長期の里帰りになる場合は、里帰り先自治体に対して乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施を全件依頼
 - メンタルの不調が見られる母子の場合は里帰り先に情報連携を依頼

【奈良市に里帰りしている方の利用】

- 令和7年度より奈良市に実家があれば、奈良市民と同条件での産後ケア事業の利用を認可

★流産や死産等を経験された方/医療的ケア児、その他

【流産や死産等を経験された方】

- 令和7年度より事業対象となっており全類型で利用可能
- 通常のケアと別の個室を準備し、こどもの声が聞こえないような配慮を実施できる施設のみ受入を実施

4.安全と質の担保に資する取組

★研修の実施

【産後ケア事業実施者向け研修】

- 市町村職員、事業者それぞれに対し年1回の研修を実施
 - 研修を本格的に実施したのは数年前からであり、外部講師を招いて実施
 - 講師は毎年異なり、県内外の医師等に依頼
- 研修のテーマについては利用者アンケート等で浮かび上がった事業運営上の課題をもとに決定
 - 令和7年度は産後ケア事業実施者が知るべき周産期メンタルヘルスケアのポイントというテーマで研修を実施
 - ・ オンラインでの講演形式で、産婦人科医が登壇
 - ・ 委託先事業所13施設、18名が参加
 - 令和6年度は「授乳ケアの方法について」をテーマに研修を実施
- 研修の効果は受講者向けアンケートを実施して把握

奈良県奈良市（4/4）

評価指標 の運用

★評価指標・ 測定方法

【評価指標】

- 満足度、心身の負担感の軽減、利用前に期待していた支援と利用後満足できた内容等を聴取

【回答方法】

- オンライン上で利用者向けアンケートを実施
 - 利便性向上の観点から、令和7年度より紙からオンラインでの実施に切り替え（詳細は、参考資料「利用者アンケート」を参照）

【分析】

- アンケートの回答結果は市で分析し、事業所別に結果を伝えて、改善点をフィードバック

マニュアル

マニュアルの 作成・周知方法

【作成方法・内容】

- 市独自で、「産後ケア事業運営マニュアル」を作成（詳細は、参考資料「産後ケア事業運営マニュアル」を参照）
 - 事務手続きの具体的な流れや方法、安全に関する対応事項について記載
 - 市独自の安全基準確認項目について、マニュアルにおいても掲載

【周知方法】

- マニュアルの内容については毎年2月に開催される事業者との連絡会の際に説明
- 契約時に全施設を訪問してマニュアルの実物を見ながら説明

緊急時の連携機関の整備

- 緊急時の対応に関して奈良県総合医療センター、市立奈良病院に市が依頼文を提出

奈良県奈良市（参考資料）

利用者アンケート（1/2）



下記のフォームにご入力をお願いします。

奈良市では、産後ケア事業を利用された皆様に感想をお伺いし、より良いサービスの提供につなげていきたいと考えております。アンケートのご協力をお願いします。本サービスの利用にあたっては、[利用規約](#)・[プライバシーポリシー](#)をご確認いただき、同意のうえ申請にお進みください。

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)

Q1. ご利用者は流産・死産等でお子様を亡くされた方ですか？ **必須**

はい いいえ

Q2. 利用日（ショートステイの場合は利用開始日の時点） **必須**

Q3. 利用施設 **必須**

利用方法 **必須**

- 産後ショートステイ（宿泊型）
 産後デイケア（日帰り型）
 産後アウトリーチ（訪問型）

Q4. 利用時期（利用開始日の時点で） **必須**

- 産後4か月未満
 産後4か月以上1歳未満

Q5. 産後ケア事業をどのようにお知りになりましたか。（複数選択可）

- 妊娠届出時のリーフレット
 医療機関等からの紹介
 保健師からの紹介
 こんにちは赤ちゃん訪問時の案内
 ホームページ
 しみんだより
 その他

利用者アンケート（2/2）

Q7. 産後ケア事業をご利用されたご感想を教えてください。

産後ケア事業は満足できましたか。

満足 やや満足 やや不満 不満

利用までの手続きや申請時の対応はどうか。

満足 やや満足 やや不満 不満

施設スタッフの対応はいかがでしたか。

満足 やや満足 やや不満 不満

施設で提供された食事はいかがでしたか。

満足 やや満足 やや不満 不満

施設的环境・整備はいかがでしたか。

満足 やや満足 やや不満 不満

産後ケア事業を利用して、心身の負担感は軽減しましたか。

かなり軽減した 少し軽減した あまり軽減しなかった まったく軽減しなかった

産後ケア事業を利用する前に、相談または支援を受けたいと思っていた内容を教えてください。

授乳

発育・発達

子どもの身体に関すること

生活リズム

離乳食

沐浴・入浴

子どもとの関わり方（遊びなど）

話を聞いてほしい

休息したい

地域の子育て情報

その他

産後ケア事業を受けて満足できた内容について教えてください。

授乳

発育・発達

子どもの身体に関すること

生活リズム

離乳食

沐浴・入浴

子どもとの関わり方（遊びなど）

話を聞いてほしい

休息したい

地域の子育て情報

その他

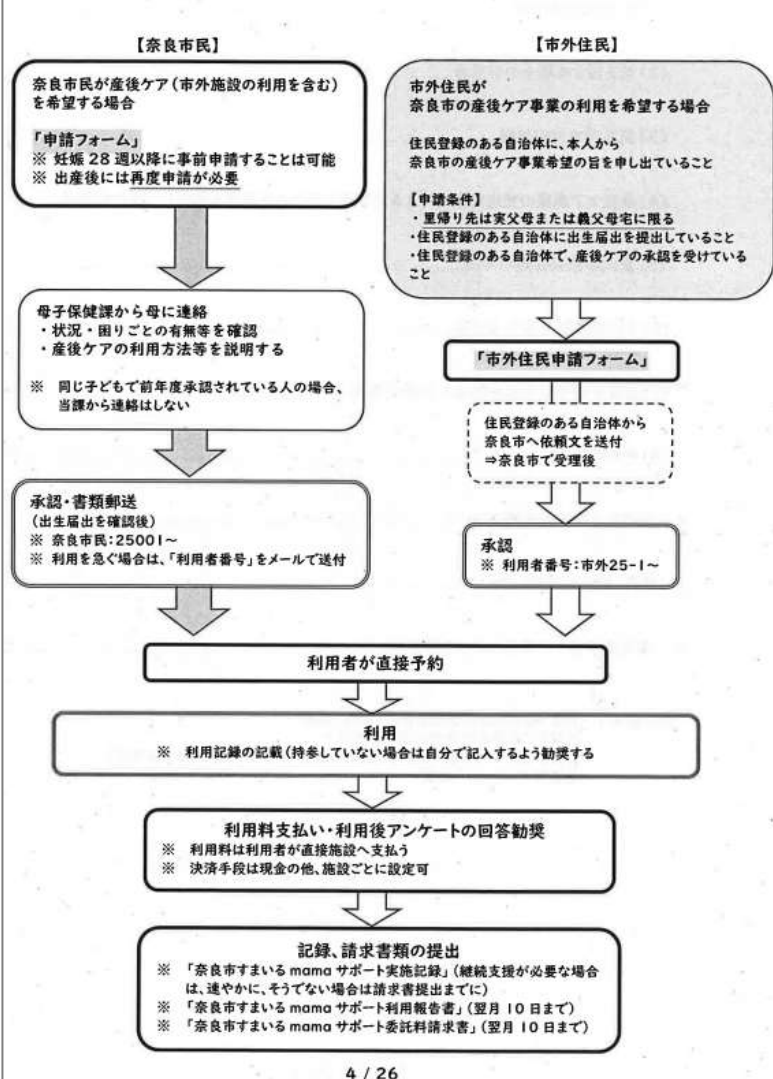
満足できなかった内容について、ご意見があれば教えてください。

そのほか、ご意見・ご感想・気になる点があれば、ご記入ください。

奈良県奈良市（参考資料）

産後ケア事業運営マニュアル（利用に至る手続き面抜粋）（1/7）

1. 申請～利用までの流れ



★利用記録の書き方（前年度版を継続利用している方もいます）

*奈良市すまいる mama 産後ケア事業の申し込み書

*利用できるのは1歳の誕生日の前日まで
*奈良市の産後ケア利用時のみ、ご自身で承認通知書に記載の利用上限日数を超過してご利用ください。
*1利用毎にアンケートの回答をお願いします。

氏名 利用ができる開始日

産後ショートステイ(S) 上限7回
産後デイケア(D) または 産後アウトプット

氏名	4ヶ月 1歳 前日	利用回数		(施設名)実施者	児の体重
		今回	残		
R●年 ●/●/●		<input checked="" type="checkbox"/> S 1	6	●●病院	/ M D
1		<input checked="" type="checkbox"/> D 1	6		
2		<input type="checkbox"/> S			
3		<input type="checkbox"/> D			
4		<input type="checkbox"/> S			
		<input type="checkbox"/> D			

利用者番号 25001～（市外住民は 市外 25-1～）

～利用のご注意～

- ◇ この用紙を、母子健康手帳の【産後ケアの記録】ページに貼付してください。
（奈良市発行の母子健康手帳は P.16）
- ◇ 産後ケア事業を利用する際には、承認通知書と母子健康手帳を利用施設にご提示ください。また、利用者番号をお伝えください。
- ◇ 利用の流れ
ホームページを確認していただき、利用施設に直接予約してください。
- ◇ 利用日の変更・キャンセルをしたいとき
利用日前日の午前 10 時までに、利用施設に連絡してください。
期日までにご連絡がない場合は利用料が発生しますのでご注意ください。
利用回数は減少しません。
- ◇ 利用後アンケートのお願い
よりよいサービスの提供のため、1 利用毎にアンケートへの
ご協力をお願いします。
- ◇ お問い合わせ
奈良市母子保健課 0742-34-1978
奈良市三本木町 13 番 1 号
（はぐくみセンター3階）

✓ 流産や死産等を経験された方は利用記録の様式を分けている。

3. 安全に関する留意事項

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面で留意すべき点を委託事業所内でも以下のように明確にしてください。

(ア) 寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合

4か月以上1歳未満を受託する事業所の場合は委託契約時に以下表の「安全基準確認項目」を用いて確認を行っている。

1. テーブルなど家具のとがった角には、コーナークッションなどのガードが取り付けられている。
2. 電気ケトルやポットは子どもの手の届かない場所にある。
3. テーブルクロスは使用しない。
4. ストープやヒーターは子どもが触れないようガードを設置している。
5. ドアのちょうつがい部分には、子どもの指が入らないようにガードを取り付けている。
6. 階段の上下階には転落防止用の柵を取り付けている。
7. 階段や玄関など段差がある所には子どもが1人で行けないようにしている。
8. 子ども用の椅子は安定のよいものを使用している。
9. 浴室に鍵をかけた後、子どもが1人で浴室に入れないようにされている。
10. 子どもが触れる位置にあるコンセントには、カバーなどが装着されている。
11. 子どもが過ごすスペースにつまずきやすいものや段差はない。
12. 子どもが過ごすスペースには、ジョイントマットを敷くなどして、転倒時の衝撃を抑える環境になっている。
13. 子どもが口に入れて危険なものを置かないなど、誤飲や窒息予防を考慮した環境を整えることができている。

・ベビーベッドやコットに寝かせる場合は常に柵を上げておくこと。ハイチェアは必ず安全ベルトを締めること。

・食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避ける。熱傷防止のためミルクの温度に注意すること。

・だっこ紐使用時にかがむ際は必ず見を手で支えること。おんぶや抱っこをし、又は下ろす際は低い位置で行うこと。ケアをするものが転倒しないように注意すること。見を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと。

・玩具は安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと。遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること。

以上 子ども家庭庁「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」等も参考にする。

(イ) 窒息事故予防

・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防仰向けに寝かせることが重要。

【SIDSの発生率が低くなる3つのポイント】

- ・1歳までは、「あおむけ」に寝かせる
- ・できるだけ母乳で育てる
- ・たばこはやめる

「寝ている赤ちゃんの命を守るために」（こども家庭庁）2024年改訂

- ・添い寝をしないこと。授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認するとともに、寝かせてから10～15分は異変がないか観察すること。
- ・ぬいぐるみやタオル等、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする恐れのあるものは、児の周囲に置かないこと。覆いかぶさりが発生する恐れのある添い寝や雑魚寝の環境を作らない。敷布団やマットレス、枕は固めのものを使用すること。また、寝台と敷物の間に児が挟まってしまうような隙間を作らないこと。
- ・医薬品やボタン電池、磁石、包装フィルムなど誤飲のリスクがある物は手の届くところに置かないこと等、常に小物類の整理整頓を行うこと。

(ウ) 感染拡大予防

- ・母児のいずれかが感染性疾患（麻疹、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者は利用除外となる。
- ・標準予防策の徹底等、日頃から備えをしておくこと。
- ・医師の診察が必要な場合は、状況に応じて外来受診を勧奨すること。その場合産後ケア事業としては利用中止となる。
- ・産後ケア事業従事者の健康管理を行う。

(2) 児を預かる場合の留意点

- ・託児、保育、家事目的の利用は産後ケア事業の対象外となる。これらのニーズがある場合は、地域資源を情報提供する。
- ・一時的に児を預かる場面は想定される。この場合、短時間であっても児のみの状況とならないように留意するとともに、児の顔が見える仰向けに寝かせ、定期的な目視等で呼吸状態を観察すること。観察の頻度や急変時に対応できるよう必要な対策を示しておくこと。観察結果を記録しておくこと。
- ・別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応も考えられる。
- これが困難な場合は、常に見守りができる距離での作業に留めるなどとし、一人で産後ケア事業担当者が過剰な人数を担当しないこと。
- ・乳児用体動センサーについては、異常を早期発見し得た事例の報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことを留意の上、センサーを使用する場合も定期的な目視での確認を行うこと。

15 / 26

- ★ 奈良市の託児、保育サービスの一例
子育て広場での一時預かり
こども園・保育園での一時預かり
ファミリーサポート
- ★ 奈良市の家事サービスの一例
エンゼルサポート
- ★ 民間のサービス
居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）
ベビーホテル
一般認可外保育施設

（3）緊急時の対応体制

- ・利用者の急変等に緊急時の受け入れが可能な協力医療機関や、保健医療面での助言を随時受けられる医師をあらかじめ選定すること。
- ・利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。作成したマニュアルや緊急時連絡先、フロー図等については、産後ケア事業担当者内で周知徹底し、手取りやすい場所に配置する、見えやすい場所に掲示しておく等、緊急時の迅速な対応に資するよう工夫すること。
- ・ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習など、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- ・応急手当方法として、心肺蘇生法の実施訓練を行うこと。AEDは自施設に設置するか、最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、事業所内で周知すること。
- ・災害発生時の対応対策として、安全の確保（避難経路、避難場所への誘導）について産後ケア事業者間で共有すること。悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅が困難になると見込まれる場合には、速やかに市との協議の上、対応を促すこと。なお、急を要する場合は事業者の判断により対応し、その後、市へ報告すること。災害発生時の産後ケア事業の実施に関連する市への報告は、出来る限り速やかに行う。内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点」も参考にする。

（4）産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに委託元の市町村に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、都道府県を通じて、国へも情報提供すること。また、施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応すること。

なお、事業者における虐待等と疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

奈良県奈良市（参考資料）

産後ケア事業運営マニュアル（安全に関する記載抜粋）（5/7）

(5) 重大事案発生時の対応

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、令和7年度から産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたことにより、産後ケア事業において、以下の重大事案に該当する場合、国への報告が義務付けられた。

*「教育・保育施設等における事故の報告について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）

本事業により生じた事故等については、発生後速やかに市へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。利用者の安全が守られない事案が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。

事案発生直後の対応として、関係者（母子の家族等）への連絡、その他の産後ケア事業利用者への対応、状況の確認、事故等の状況の記録（可能な限り時系列で詳細な記録）が必要である。なお、事故などについて原因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。

		委託事業所から奈良市への報告	奈良市から国への報告
重大事故の範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 	
報告期限		事案発生後、可及的速やかに報告すること。	①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日） ②第2報は原則1か月以内程度 このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。
報告様式	乳児の事案	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等事故報告書」※4 ・「奈良市すまいるmamaサポート実施報告書」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等事故報告書」※4 奈良市は都道府県等を通じて、国に提出する。 ・「教育・保育施設等事故報告書」※4 奈良市は都道府県又は国への報告とともに、消費者庁消費者安全課への報告（消費に基づく通知）を行う。（第2報以降も同様）
	母のみの事案	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良市産後ケア事業 事案等発生時報告書様式」（委託事業所→奈良市） ・「奈良市すまいるmamaサポート実施報告書」 	「産後ケア 事業事故等発生時報告様式」※5 奈良市は都道府県等を通じて、国に提出する。
担当部署		奈良市母子保健課 産後ケア事業担当者 TEL:0742-34-1978	こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係 TEL:03-6862-0413 Mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp 消費者庁消費者安全課 TEL:03-3507-9201 Mail:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

※4「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）

※5「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付け こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

奈良県奈良市（参考資料）

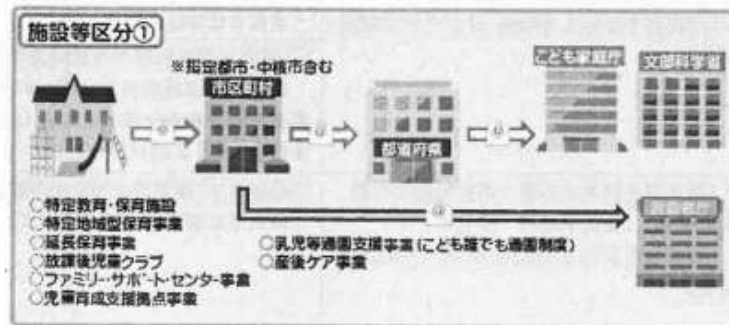
産後ケア事業運営マニュアル（安全に関する記載抜粋）（6/7）

(6) その他報告を要する事案

その他報告を要する事案	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事案の対象外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合 ・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要性がある場合 ・その他、利用に伴うトラブル等 <p>※判断に迷う場合は、速やかに市への報告を行うこと。</p>
報告様式	<p>口頭で報告の上、「奈良市すまいる mama サポート実施報告書」に事象を記載する。</p> <p>市からの要求があれば、「奈良市産後ケア事業 事案等発生時報告書様式（委託事業所→奈良市）」を提出する。</p>

(7) 報告を要する事案が発生した際の奈良市への連絡方法

奈良市の報告先	<p>奈良市母子保健課 産後ケア事業担当者 電話番号 0742-34-1978 (9:00~17:00)</p> <p>上記の時間以外の場合、警備室に繋がる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 産後ケア事業で事故が発生したため、緊急で母子保健課と連絡をとりたい旨を伝える。 ② 時間外でも職員が対応可能な場合は、電話を繋ぐ。 ③ すぐに対応できない時は折り返しがくるので、折り返して欲しい電話番号を伝えておく。 ④ 市職員が折り返し連絡先まで連絡する。
---------	--



「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付 こ成安第44号・6教参学第51号）別添2「報告ルート」参照

(8) その後の対応

上記の乳児等の事故発生の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討する。母親等のみにおいて、事故が発生した場合も事後的な検証についても実施する。

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参学第52号）

委託施設においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

4. 気になる母子の支援について

産後ケア利用時に継続的な支援が必要と判断された母子については、当該母の同意を得たうえで、状況に応じて電話等で市に速やかな報告を行い、産後ケア事業の利用終了後も引き続き、切れ目のない支援の提供につなげることが必要である。

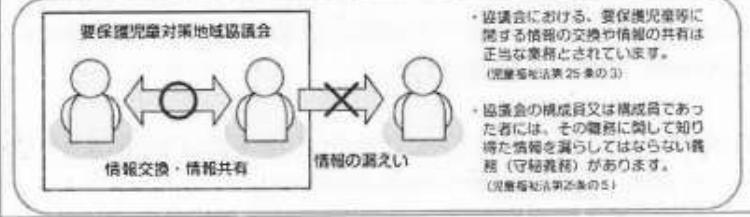
「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」（公益社団法人産婦人科医会）を参考にすること。

母の同意を得られない状況で情報提供を行った場合には、母の心情を害する恐れがあり、その後の支援がうまくいかなくなる懸念されるため、原則として同意をとることが望ましい。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告は守秘義務規定違反にはならないため、委託事業所内で検討したうえで、市に相談を行うこと。

要対協の取り扱う情報についての法的な位置づけ

- 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。
（児童福祉法第25条の2第2項）
- 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の交換その他の必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第25条の3）
- 要対協の構成員は、要対協で知り得た情報を漏らしてはならない。
（児童福祉法第25条の5）
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。（児童福祉法第61条の3）
- 守秘義務のない個人や任意団体も、要対協参加によって守秘義務が課せられる。（児童福祉法第25条の5）



虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の留意

- 妊娠前産後、母子手帳未発行、妊婦健診未受診
- 産後発熱からの連絡を拒否
- 子刺せぬ妊娠、計画していない妊娠
- 忌避、胎産物の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児虐待、幼少前虐待、予防接種等が未受診
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、産後ブルー、産後クライシス）
- 過去の虐待等により自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に關する強い不安や悩みがある
- 家庭として養育能力の不足等がある（育児不安、育児困難）
- 子どもを保護してほしい等、自ら相談してくる
- 虐待が疑われているにもかかわらず虐待を否定
- 訪問等しても子どもに会わない
- 多胎児をきむ親戚の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだい等による不適切な養育・監護を放置

子ども側の留意

- 子どもの身体、特に、顔や唇、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等に不登校・不登園な理由で休む
- 虐待等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置解除、家庭復帰後5か月以内
- きょうだいに虐待歴があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発音がある

自治体職員等の留意

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしい等の情報提供
- 経済問題等、生活上に何らかの困難を抱えている
- 虐待を繰り返している
- 社会的な支援、家族等から孤立している【とせられている】
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

子ども虐待による死亡事例等の発生防止に関する調査報告書（2019年度版）より

令和7年2月5日実施「産後ケア事業登録医療機関連絡会」資料一部抜粋

福岡県中間市（1/3）

取組のポイント



- ✓ 近隣4自治体による協議会を開催し、集合契約の締結や様式の統一等を実施
- ✓ 事業者との契約時に満たすべき要件のチェックリストの提出を求め、協議会で内容を確認することで施設の質担保を図る

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：39,912人 ※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点※)	出生数：205人 ※人口動態調査 (令和5年1月1日～12月31日※)	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：1か所 助産所数：2か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：6か所（市内1か所） 助産所：49か所（市内2か所）※県助産師会との契約含む その他：NPO法人

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	★広域連携の 構築	【他自治体施設との契約】 <ul style="list-style-type: none">● 遠賀郡4町（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町。以降、「遠賀郡4町」という。）と中間市で12施設と集合契約を締結。このほか、県助産師会に所属している施設、出産数の多い北九州市の産科医療機関と個別に契約<ul style="list-style-type: none">➢ 従来より遠賀郡4町とは連携体制を構築しており、予防接種やがん検診等保健事業に関して集合契約を締結➢ 産後ケア事業もその一環で令和3年度より連携を実施➢ 遠賀郡4町と月1回の協議会を実施、様式の検討や契約施設の選定について協議。ただし、県助産師会所属施設の契約は遠賀郡4町で協議はせず随時契約が追加される。● 協議会の事務局は各市町で毎年持ち回り制。協議会では保健事業全体について議論● 協議会においては各市町で状況が異なるため、意見の調整に時間を要することもある。各市町での意向が異なった場合、産後ケア事業の推進や利用者の利便性向上という共通の観点を判断の基準として、合意形成を図る。
	★実施施設の 選定・基準	【実施事業所】 <ul style="list-style-type: none">● 出産した病院を退院後すぐに産後ケア事業も利用できることが利用者の利便性にもつながるため、広域での契約を進める 【委託先事業所選定基準】 <ul style="list-style-type: none">● 国のガイドラインや県の調査を参考に作成した「遠賀中間地域産後ケア事業確認書」（参考資料〇ページ参照）に、満たすべき基準をチェックリスト形式で掲載しており、産後ケア事業実施事業所側で確認し提出● 他自治体の統一例も参考に、令和8年度からの委託料の統一を予定 自己負担額は遠賀郡4町との協議会において全市町統一

福岡県中間市（2/3）

周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）で対面した際に案内 ● 母乳で育児をしていない場合は産後ケア事業の対象外と理解している方もいるため、乳幼児健診の保健相談の場で事業の趣旨や受けられるサービスについて説明 【関係機関での広報】 <ul style="list-style-type: none"> ● 産後ケア事業実施事業所にチラシの掲示を依頼し情報発信
	ホームページ・SNS・アプリ等による周知	【子育てアプリを活用した情報発信】 <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の案内・連絡に母子手帳アプリも活用
申請・予約方法	申請方法	【申請方法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書は郵送か窓口での提出が可能であるが、窓口での手続きが主流 ● 妊娠32週以降であれば申請は可能
	予約方法	【予約方法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用を希望する施設に利用者が直接電話連絡し、日程調整等を実施。利用者は予約時にアレルギーの有無を伝える。

3.事業対象者の考え方

支援が必要な対象者の把握	支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ● EPDSの点数が高い等ハイリスクな母親は産後ケア事業の実施有無にかかわらず産科医療機関から支援依頼に関する連絡を受けることになっているため、市町の保健師・助産師が妊婦と連絡をとり状況を確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県が「母子保健支援連絡票」を作成し、共通フォーマットで情報共有
配慮が必要な対象者の受入	流産や死産等を経験された方/医療的ケア、その他	【流産や死産等を経験された方】 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦のための支援給付金の申請時に、流産や死産等を経験された方に対しても必要に応じて産後ケア事業の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請書の様式は通常と同様であるが、施設が事前に実施する利用者アンケートにおいては児の情報の記載等の項目を調整する等配慮を実施 ➢ 令和7年度デイサービスを利用したケースは個人の助産院だったため、他の利用者と面会することなくケアを提供 【医療的ケア児】 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児については医療的ケア児の支援を専門に取り扱うNPO法人と産後ケア事業の契約をしているため、当該施設で受入可能

福岡県中間市（3/3）

4.安全と質の担保に資する取組

研修の実施	<p>【その他研修の案内】</p> <ul style="list-style-type: none">● 県が主催する産後ケア事業の研修はオンラインで受講できるため、事業者にも案内 <p>【勉強会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">● 事業開始当初は年1回遠賀郡4町と産後ケア事業実施事業所が集まりケース共有を実施 <p>【情報共有の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">● 県助産師会所属施設との契約開始に伴い、契約助産所数が急増し市内の産後ケア事業実施事業所が集まることは難しいが、事業実績報告の内容と事業者側の要望を取りまとめた資料を年1回共有し、遠賀郡4町各市町が委託する産後ケア事業実施事業所と情報共有を実施
評価指標の運用	<p>評価指標・測定方法</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none">● 施設や提供サービスに対する満足度、不満や要望については自由記載として項目を設定している。 <p>【回答方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 利用券にアンケートの二次元コードを添付して利用後アンケートを実施している。
	<p>評価結果の分析・活用</p> <ul style="list-style-type: none">● 回答結果は各市町で回収・分析し、各年度の事務局担当自治体に取りまとめ、契約更新時に事業者紙ベースで共有
マニュアル	<p>マニュアルの作成・周知方法</p> <p>【作成方法・内容】</p> <ul style="list-style-type: none">● 福岡県の作成したマニュアルはあるが、協議会の場において遠賀郡4町と協議して別途作成<ul style="list-style-type: none">➢ 利用決定から終了後までの事務手続きに関する記載がメインであるが、緊急時の連絡体制なども記載 <p>【改善・見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">● 内容については毎年更新しており、事故発生時の対応については県のマニュアルに準ずる形に更新していく予定

遠賀中間地域産後ケア事業確認書

1. 確認事項

次の要件をすべて満たすものとする。□にチェックを入れてください。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）等である。
- (2) 適切な事業運営が確保できると認められる医療機関、助産院等で、事業を安全及び快適に提供できる施設及び設備を備えている。
- (3) 事業に従事する医療専門職（助産師、保健師、看護師）を1名以上配置することとし、日中は助産師1名以上を配置している。また、宿泊型を実施する場合は、医療専門職が24時間常駐する。
- (4) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ケア業務（*）について実績がある。

*助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房手当を実施した実績とする。

令和6年度実績

実人数	延べ人数
人	人

- (5) 事故等の緊急事態に備え、本事業に関わる損害賠償保険等の保険に加入している。

遠賀中間地域産後ケア事業確認書

2. 受託サービス内容 該当するサービスにチェックを入れてください。

また、利用期間は原則1年未満ですが、異なる場合は（ ）にご記入ください。

- 宿泊型 生後（ ）日まで
- 通所型 生後（ ）日まで
- 通所型（短時間） 生後（ ）日まで
- 居宅訪問型 生後（ ）日まで

3. 事業実施施設数（宿泊型、通所型、通所型（短時間）の場合）

ベッド数（ ）床

4. 職員配置

産後ケア事業提供に係る従事者

- 助産師（ ）人
- 保健師（ ）人
- 看護師（ ）人
- 子育て経験者・シニア世代（ ）人
- その他（具体的に記載）（ ）（ ）人

裏面あり

福岡県中間市（参考資料）

遠賀中間地域産後ケア事業確認書

5. 緊急時の医療体制（医療法人以外記載）

協力医療機関名	
---------	--

記入日 年 月 日

事業所名	
代表者名	
住所	〒
電話	
FAX	
E-mail	

福岡県久留米市（1/3）

取組のポイント

- ✓ 精神科医療機関に産後ケア事業を委託
- ✓ SNSを活用した個別相談、利用者アンケートを実施し事業の改善や質の向上に活用

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：302,383人※住民基本台帳 (令和5年3月末日時点)※	出生数：2,170人※人口動態調査 (令和5年1月1日~12月31日)※	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：14か所	助産所数：9か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型		委託先	産科医療機関：9か所（市内） 助産所：4か所（市内3か所、市外1か所） 精神科医療機関：1か所（市内） 乳児院：1か所（市外） 産後ケア専門施設：1か所（市外）	

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備	★専門職 の配置	【看護職以外の専門職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業を委託している精神科医療機関では、看護職だけでなく、精神科医、産婦人科医、ソーシャルワーカーなど多職種が関与（1歳未満まで受け入れ可） 精神科医療機関では病棟に産科の標榜はないが、周産期メンタルヘルスに力を入れており、産科の医師も配置
周知広報	自治体の保健 師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業のチラシを、妊娠届出時、出生届提出時、および乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）での訪問時に配布している。また、産後ケア事業実施事業所側から直接利用者に産後ケア事業の利用を案内するケースも多い<ul style="list-style-type: none">➢ 家族から産婦のメンタル不調について相談があった場合も、産後ケア事業の利用を推奨
申請・ 予約方法	★ホームページ・ SNS・アプリ等による周知	【子育てアプリを活用した情報発信】 <ul style="list-style-type: none">● 令和8年度より電子版母子健康手帳の導入を検討しており、導入後はアプリを通じた周知を計画 【SNSを活用した情報発信】 <ul style="list-style-type: none">● 妊娠期から継続的な支援が必要と判断された利用者に対しては、LINEを通じた個別相談も実施しており、ケースによっては産後ケア事業の利用を紹介
	申請	【方法】 <ul style="list-style-type: none">● 利用希望日の2週間前までに、郵送・窓口にて申請書を提出、または電子申請にて申請 申請は妊娠32週以降から可能● 申請後、申請者は市へ電話をかけ、市の担当者が事業内容を説明

福岡県久留米市（2/3）

申請・
予約方法

予約方法

【予約方法】

- 出産した医療機関以外で産後ケアを利用する場合は、市が利用者と事業所の間に入り、日程調整や予約を実施

3.事業対象者の考え方

支援が必
要な対象
者の把握

把握方法

【担当職員の工夫】

- 妊娠届出提出時に保健師または助産師が妊婦と面接し、アセスメントを実施
 - ・ハイリスク者を早期に把握する重要な機会になる
 - ・アセスメントの結果、継続的な支援が必要と判断された妊婦に対しては、妊娠期から電話や訪問を通じて継続的にコンタクトを取り、必要時産後ケア事業の利用を勧奨

【医療機関との連携】

- 福岡県が作成した情報連携フォーマットをベースに、市が独自に確認したい項目を追加した様式を作成し、市内の医療機関との間で情報連携している
- 市外の医療機関との連携については、主に電話連絡での対応となる
- 久留米市民が他市に里帰りした際に、里帰り先の医療機関から産婦健診の結果、メンタル不調が懸念されるといった情報連携を電話で受けるケースもある

支援のための
関係機関との
情報連携

【実施事業所との連携】

- 産後ケア事業利用時には、利用者の妊娠の経過、出産時や産後の状況などを事業所に伝達
また、実施事業所からは、気になる情報や産後ケア事業中の利用者の状況を市に報告
 - 産後ケア事業の実施報告書を通じて、利用者の状況なども市が把握できる体制となっている
 - 情報連携の窓口となる専門職は、事業所によって異なるが、助産師や看護師が多い。精神科医療機関ではソーシャルワーカーが窓口の場合もある

配慮が必
要な対象
者の受入

★流産や死産
等を経験された
方/医療的ケア、
その他

【メンタルに不調を抱える方】

- 精神科医療機関での産後ケア事業
 - メンタル不調を抱える方が利用を希望する際は、精神科医療機関の受診が適切か、産後ケア事業での対応が可能か精神科医療機関でアセスメントを行う
 - 精神科医療機関で産後ケア事業を利用する者については、産後ケアを実施した際の利用者の状況や診察結果等医療機関側と情報を連携
 - 家族からの相談や、利用者に精神科の既往があるケースなどの場合は、市から精神科医療機関での産後ケア事業利用を勧めることがあり、年間数件程度の産後ケア事業利用実績あり
 - 精神科医療機関では、産後ケア事業とは別にメンタルに不調を抱える方向けの教室なども独自に実施しており、産後ケア事業利用後にこれらの教室へ移行し、地域生活を継続するための支援も行われている

福岡県久留米市（3/3）

4.安全と質の担保に資する取組

評価指標 の運用	★評価指標・ 測定方法	【評価指標】 <ul style="list-style-type: none">● アンケート項目は、利用者の年齢区分、利用時期（産後何か月か）、産後ケア事業を知ったきっかけ、利用したサービスとその理由、利用後の効果・課題改善状況（5段階評価）、利用中に受けたケアの内容（休息、育児手技など）、利用したサービスの満足度、今後の利用意向、産後ケア事業に組み込んでほしいサービス 等● 利用したサービスの満足度等を評価指標に設定 【回答方法】 <ul style="list-style-type: none">● 令和5年度4月から利用者アンケートを実施。承認通知と同封して郵送し、アンケート用紙については二次元コードから回答
	★評価結果の 分析・活用	【分析】 <ul style="list-style-type: none">● アンケート結果は、産後ケア事業実施事業所との連携会議でフィードバックし、事業の改善や質の向上に活用● 「産後ケアに組み込んでほしいサービス」の項目より、乳房ケア（32.4%）、きょうだい児との同伴利用（31.7%）、アウトリーチ（28.9%）へのニーズが高いことが把握され、今後の事業展開に活用予定<ul style="list-style-type: none">➢ 乳房ケアについては、短い時間で乳房ケア単体で気軽に利用できるようにすることへのニーズが高い 【効果】 <ul style="list-style-type: none">● 利用後の効果・課題改善状況については、5段階評価で「改善された」「やや改善された」と回答した利用者が94.0%を占めており、事業の高い効果と満足度が確認されている。「改善されなかった」「あまり改善されなかった」と回答した利用者は1.7%に留まる。
マニュアル	マニュアルの 作成・周知方法	【作成方法・内容】 <ul style="list-style-type: none">● 県のマニュアルは、国のガイドラインをもとに県医師会や県助産師会の意見を聴取して作成され、安全対策など産後ケア事業の実施に関する基本的な内容を掲載。県のマニュアルをベースに、市で緊急時連絡体制など必要な項目を追加し作成<ul style="list-style-type: none">➢ 事業所とは緊急時の対応を整備していることを前提に契約を締結 【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業実施事業所との連携会議で、全産後ケア事業実施事業所に対して周知

沖縄県豊見城市（1/4）

取組のポイント



- ✓ 業務委託契約書において提供するケアの内容を詳細に規定、委託先事業所選定基準について契約時に現地確認
- ✓ 利用者アンケートの結果を実施事業所にフィードバック、改善に向けた提案を実施

1.自治体の基本情報

人口・出生数	人口：65,954人 (令和5年1月1日時点※) <small>※住民基本台帳</small>	出生数：663人 (令和5年1月1日～12月31日) <small>※人口動態調査</small>	産科医療機関/ 助産所数	産科医療機関数：1か所	助産所数：4か所
実施類型	ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型		委託先	産科医療機関：3か所（市外） 助産所：9か所（うち、市内4か所） その他：助産師へのアウトリーチ型委託2か所、産後ケア施設	

2.産後ケア事業に係る基本情報

★トピック項目

実施体制 の整備

★実施事業所 の確保

【委託先事業所選定基準】

- 安全性を担保するため、十分なスペースの確保、必要備品の配置等、施設基準を具体的に規定した「委託先事業者選定基準」を設定

➢ 契約時は市職員が実際に施設を訪問して、基準を満たしているか確認

<具体的な委託先事業所選定基準>

○ショートステイ型

- 居室：助産所の施設基準に則った専有面積（1組の母子入所で6.3平米以上）を確保する事
- カウンセリングを行う部屋、乳児の保育を行う部屋、その他事業の実施に必要な共有設備（トイレ、洗面所、浴室、乳児用沐浴槽、談話室等共有スペース等）を有する事

○デイサービス型

- ケアを提供する母子の人数に応じた十分な面積を確保できる事
- 個室、もしくはパーティション等により利用者毎に占有空間を設けている事
- 複数の母子が利用する際には、個別相談、授乳指導、授乳、休息等ができるスペースを確保できる事
- 休息が可能な簡易ベットを準備できる事
- その他事業の実施に必要な共有設備（トイレ、洗面所、浴室、乳児用沐浴槽、談話室等共有スペース等）を有する事

- 業務委託契約書の中で産婦の健康管理や生活面の指導など、提供するケアの内容について規定し、ケアの質を担保（詳細は、参考資料「豊見城市産後ケア事業業務委託契約書」を参照）

沖縄県豊見城市（2/4）

実施体制の整備	専門職の配置	【看護職以外の専門職の配置】 <ul style="list-style-type: none">● つかまり立ちや寝返りをすることも受け入れる場合は、成長・発達や安全性の観点から保育士を配置する事業者が多い● 一部産科医療機関では常勤の心理職があり、気になる産婦がいた場合に対応し、市と情報連携
周知広報	自治体の保健師等による周知	【母子との面会時の周知】 <ul style="list-style-type: none">● 妊婦を対象とした保健事業「プレママさんとご家族の会」（両親学級）にて周知● 妊娠届・出生届の提出時に利用を案内
申請・予約方法	申請	【方法】 <ul style="list-style-type: none">● 現在は紙の申請書と母子の体調に関する利用前アンケートを記入の上、市の窓口へ提出<ul style="list-style-type: none">➢ 市の他事業ではオンライン申請が多いが、産後ケア事業では市民の利便性向上のため、LINEの活用を検討しており、令和8年度から市の公式LINEによる電子申請が可能となる見込み➢ 申請の電子化後も乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や電話等で申請者と面談する機会は確保する予定● 妊娠中から申請可能としているが、妊娠中に申請した場合には、出産後に新生児の情報を記載する必要あり 【申請承認】 <ul style="list-style-type: none">● 申請内容に問題が無い場合は、市内の決済の後に申請者に承認通知を郵送
支援が必要な対象者の把握	支援のための関係機関との情報連携	【医療機関との連携】 <p>○産科医療機関</p> <ul style="list-style-type: none">● 妊婦健診時や出産時に気になる所見がある場合に情報連携を受ける<ul style="list-style-type: none">➢ 産後うつなどのメンタルリスクのみならず、家族計画や高血圧の妊婦など、保健指導・生活指導等のフォローが必要と思われる例については幅広くハイリスク者として情報連携を受ける 【実施事業所との連携】 <ul style="list-style-type: none">● 沖縄県が課題整理を進める中で、報告様式の統一等による事務の効率化が検討されている

沖縄県豊見城市（3/4）

3.事業対象者の考え方

対象者・利用要件	【利用要件】 <ul style="list-style-type: none">● 現在は利用回数全4回であるが、令和8年度は予算増額により全7回となる予定<ul style="list-style-type: none">➢ 都道府県負担の導入を根拠として、市の主計部に利用回数を増やすよう交渉● 事業の対象は出産後1年以内だが、産科医療機関では安全性確保の観点で生後4か月までが対象
支援が必要な対象者の把握	【産科医療機関との連携】 <ul style="list-style-type: none">● ハイリスク等地区保健師が関与するケースについて、産科医療機関へ情報連携● 電話等で医療機関から気になるケースについて情報提供を受けた場合には、市の産後ケア事業担当者から地区保健師へ連絡し連携<ul style="list-style-type: none">➢ その他、課内の養育支援担当、子育て支援センター、家庭児童相談室等とも気になるケースについて共有
きょうだい児・多胎児	【きょうだい児】 <ul style="list-style-type: none">● アウトリーチ型の場合はきょうだい児も対応可能● デイサービス型では事業者に交渉し、対応可能な事業所を1か所確保
里帰りしている母子	【他自治体へ里帰りしている方の利用】 <ul style="list-style-type: none">● 利用する事業所と個別に契約を締結して利用助成 【豊見城市に里帰りしている方の利用】 <ul style="list-style-type: none">● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や保健師による個別訪問で対応
配慮が必要な対象者の受入 流産や死産等を経験された方/ 医療的ケア児、その他	【流産や死産等を経験された方】 <ul style="list-style-type: none">● 流産や死産等を経験された方には妊婦のための支援給付金申請時に面談で産後ケア事業を案内<ul style="list-style-type: none">➢ 本人も産後ケア事業の対象であることを知らないケースが多い➢ 利用者の心情に配慮しつつ、過去の利用事例などを紹介し利用につながった事例あり<ul style="list-style-type: none">・ 当初は「産後」という文字に違和感を示されていたが、利用後はケアに満足している様子➢ 申請書や利用案内は新生児の欄や記載のない特別な様式を別途用意● デイサービス型あるいはアウトリーチ型で受入<ul style="list-style-type: none">➢ デイサービス型実施施設の場合には他の利用者を受け入れないよう、施設側に配慮を依頼➢ 母子手帳カバーを作成し、話をする中で想いや心の内を打ち明けてもらえるような場を提供している助産所も

沖縄県豊見城市（4/4）

4.安全と質の担保に資する取組

評価指標 の運用

★評価指標・ 測定方法

【評価指標】

- 予約手続きの利便性、産後ケア事業実施者の対応、施設内の環境、育児相談や授乳相談等の満足度、不安や悩みの軽減度、心や体の負担の軽減度等を指標に設定

【回答方法】

- 利用後アンケートとして二次元コードの付いた用紙を配布
 - 令和8年度はLINEにプラットフォームを移行予定

【分析】

- 産後ケア事業実施事業所との意見交換会の際に、アンケートの結果をフィードバック
 - 令和7年度は他項目と比べて予約手続きに関する満足度が低かったため、事業所に対してオンライン予約の導入に関して周知する等、改善のポイントについて説明

マニュアル

マニュアルの 作成・周知方法

【作成方法・内容】（詳細は、参考資料「産後ケア施設等における安全基準マニュアル」を参照）

- 市町村間でマニュアルにバラツキがあり作成が負担となっているという背景から、沖縄県が「産後ケア施設等における安全基準マニュアル」を令和6年12月に作成
 - 沖縄県が開催した作業部会にて市町村担当者や県助産師会の意見を収集して取りまとめ
- 国のガイドラインをベースに、食事を提供する上でのアレルギーや誤嚥、窒息防止に対する配慮等、安全に関する内容を独自に作成
 - 実施事業所が対応すべき事項をチェックリスト形式で掲載
 - 保育に関する安全配慮基準を参考に、産後ケア事業実施事業所に対し保育と同レベルの安全配慮基準を要求

【周知方法】

- マニュアルの導入にあたっては、全事業所を訪問してマニュアルの内容を説明
- 医療機関には別途、安全管理マニュアルが存在するが、産後ケア事業のマニュアルと併用するよう依頼

沖縄県豊見城市（参考資料）

産後ケア事業利用案内チラシ（母子向け）

豊見城市 **産 後 ケ ア 事 業** R7.12.3 更新

出産後のお母さんと赤ちゃんを対象に「産後ケア事業」を実施しています。助産師が心身ケアや育児のサポートを行い、利用にかかる費用の一部を豊見城市が負担します。

利用できる方
豊見城市に住み家がある方で、産後1年までのお母さんと赤ちゃん

ケアの内容
 ・産後のからだどこのケアや休養に関する相談
 ・赤ちゃんの健康や発育の観察や沐浴・授乳等の育児手技の相談
 ・生活環境に合わせた家事・育児の工夫・・・
 などのご相談に助産師が応じます。

利用の流れ

- ①利用相談 豊見城市役所子育て支援課まで「産後ケア事業を利用したい」旨をご相談ください。お電話、来所どちらでも構いません。
- ②利用の申し込み 「豊見城市産後ケア事業利用申請書」、「利用前アンケート」を提出します。申請には親子健康手帳をお持ちください。※外出が困難な方については、保健師が申請書を受け取り、ご自宅を訪問します。子育て支援課までお問い合わせください。
- ③審査 利用決定までには審査があります。結果は担当よりお電話でお伝えします。※利用が認められない場合は、「豊見城市産後ケア事業利用不承認通知」が届きます。
- ④利用の決定 「豊見城市産後ケア事業利用承認通知」をご自宅へ送付されます。内容をご確認ください。
- ⑤利用開始 利用者の実施機関が直接連絡をとり、産後ケア事業利用の日程調整を行います。利用施設に「豊見城市産後ケア事業利用承認通知」を持参し、自己負担額を直接、実施機関へ全額現金でお支払い下さい。

*利用時間：原則平日午前9時～午後5時まで（土・日・祝を除く）

▶注意事項

- ・乳児だけの見守り・買い物・掃除・洗濯等の家事は行いません。また、児が入院している等の事情がない限りは母のみの利用はできません。
- ・感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は対象外となります。
- ・利用時のキャンセル・延期連絡の期限について
 一キャンセルや延期は、訪問型については前日までに、通所型・宿泊型は2日前までに委託業者へご連絡ください。キャンセル、延期のご連絡が期限までにない場合は、キャンセル料が発生し、その分は利用したものとみなすのでご注意ください。

児の記載について調整

産後ケア事業利用案内チラシ（グリーンケア向け）

豊見城市 **産 後 ケ ア 事 業** R7.12.3 更新

助産師が心身のケアを行う「産後ケア事業」を実施しています。利用にかかる費用の一部を豊見城市が負担します。

利用できる方
豊見城市に住み家がある方で、産後1年までのお母さん

ケアの内容
 ・産後のからだどこのケアや休養に関する相談など
 助産師がご相談に応じます。

利用の流れ

- ①利用相談 豊見城市役所子育て支援課まで「産後ケア事業を利用したい」旨をご相談ください。お電話、来所どちらでも構いません。
- ②利用の申し込み 「豊見城市産後ケア事業利用申請書」、「利用前アンケート」を提出します。申請には親子健康手帳をお持ちください。※外出が困難な方については、保健師が申請書を受け取り、ご自宅を訪問します。子育て支援課までお問い合わせください。
- ③審査 利用決定までには審査があります。結果は担当よりお電話でお伝えします。※利用が認められない場合は、「豊見城市産後ケア事業利用不承認通知」が届きます。
- ④利用の決定 「豊見城市産後ケア事業利用承認通知」をご自宅へ送付されます。内容をご確認ください。
- ⑤利用開始 利用者の実施機関が直接連絡をとり、産後ケア事業利用の日程調整を行います。利用施設に「豊見城市産後ケア事業利用承認通知」を持参し、自己負担額を直接、実施機関へ全額現金でお支払い下さい。

*利用時間について：平日午前9時～午後5時の平日（ただし、利用施設と相談し、土・日・祝祭日に利用することは可能）

▶注意事項

- ・買い物・掃除・洗濯等の家事は行いません。
- ・感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は対象外となります。
- ・利用時のキャンセル・延期連絡の期限について
 一キャンセルや延期は、訪問型については前日までに、通所型は2日前までに委託業者へご連絡ください。キャンセル、延期のご連絡が期限までにない場合は、キャンセル料が発生し、その分は利用したものとみなすのでご注意ください。

豊見城市産後ケア事業業務委託契約書_別紙1：サービス内容の詳細（1/4）

出産退院の直後～出生後1年の母子を対象とするため、利用時期、母親の心身の状態及び要望等に合わせて、下記の内容を参考に必要なサービスを実施すること。

なお、医師の診察が必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨して下さい。

I 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

1 褥婦の健康管理や生活面の指導

（観察項目）

- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄（尿／便）など
- ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
- ・精神・心理状態（不安・ストレス）・・・表情、話し方、落ち着きなど
- ・乳頭・乳房の状態の確認・・・堅さ、亀裂、疼痛、排乳口数乳管の開口、
日数に応じた乳汁分泌／緊満／硬結、分泌／乳質など
- ・子宮の収縮状態（高さ／硬度、後陣痛）、悪露の性状（色／量）
- ・会陰部の状態（発赤／腫脹／疼痛）
- ・下肢の疼痛、圧痛、うっ血性浮腫

（生活指導）

- ・食事の量／栄養の必要性や食事の工夫／栄養を考慮した食事の提供
- ・口腔衛生について
- ・就業予定・経済状況について
- ・家族計画

2 乳房ケアや授乳の指導

（乳房ケア）

- ・乳房の型、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル（疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無）の観察・乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当
- ・乳頭・乳房マッサージ

（授乳の指導）

- ・授乳時の様子の確認・・・産婦の表情／言動
- ・母乳栄養の利点の説明
- ・人工乳の利用方法（作り方、飲ませ方、ほ乳瓶の消毒など）の説明
- ・発育に応じたほ乳量や回数の説明
- ・児の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
- ・具体的な手技の説明・・・姿勢／抱き方／乳頭の含ませ方／排気の仕方
／授乳にかかる時間／搾乳の仕方

Ⅱ 褥婦に対する療養上の世話

Ⅲ 産婦及び乳児に対する保健指導

【産婦】

- ・ 上記Ⅰ. 2 参照のこと

【乳児】

（育児方法の指導）

- ・ おむつ交換・・・手技の観察、助言
- ・ スキンケア（皮膚色、皮膚の状態、臍の状態の観察含め）
- ・ 外気浴など外出の目安
- ・ 環境整備（室内の適切な湿度、温度、衣類）

（沐浴）

- ・ 沐浴指導

IV 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

（観察項目）

- ・表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無など

（対応）

- ・傾聴、共感的な態度 など

V 育児に関する指導や育児サポート

（発達・発育チェック）

- ・一般的な児の発育経過の説明
- ・体重測定
- ・排泄（尿／便）・・・性状／回数
- ・栄養状況・・・直母／搾乳、人工乳、糖水、授乳回数、哺乳力／嘔吐

（産褥体操など）

- ・深呼吸、足の運動、腹部の運動、骨盤底の筋力引き締め運動、骨盤の運動、下肢を挙上する運動など
- ・輪状マッサージ（子宮底が高く収縮が不良の場合など）、腹部マッサージ（便秘時など）

I. 事業実施にあたっての基本事項

■ 事業開始前までに行っておくべきこと

- 委託契約書において、施設と委託市町村の責任関係を明示する。
- 利用者の症状の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健衛生面での助言が随時受けられる医師を確認しておく。
- 賠償責任保険へ加入する。
- 乳児や母親^②の容態の急変や事故発生時の対応や役割を明確にしておく。
- AEDの確保又は、施設内にAEDがない場合は、最寄りのAED設置場所の把握等を事前に確認しておく。
- 消火器の設置基準を確認し、基準に従って正しく設置しておく。
- 心肺蘇生法を始めとして、応急手当及び119番通報を含めた緊急事態への対応を確認しておく。
- 施設独自の緊急対応マニュアルを作成しておく。

■ 事業開始前から適宜行った方が望ましいこと

- ヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図る。
- 施設内にAEDが置かれている場合は、AEDの作動確認を定期的に行う。
- マニュアルを含め緊急時対応について定期的に確認する。
- 事故対応等の講習会へ定期的に参加する。（例：市町村から情報提供される研修や、日本赤十字社や地域の各消防署で開催されている講習会等）

AED 設置場所
沖縄県



^② 本マニュアルに関する「母親」は、
産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月）
P10 3 対象者（3）その他 に該当する者も含む

2 乳児の睡眠及び食事への対応

(1) 睡眠時

■ 睡眠前及び睡眠中の確認すべきこと

□ 睡眠前のチェック

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、仰向けに寝かせること。

※SIDS 乳幼児突然死症候群は、生後2か月から6か月までの、1歳未満での発症が多く、うつぶせ寝の乳児に発症頻度が高いことが疫学調査で確認されている！

□ 睡眠中のチェック

<目視確認> 5分毎

*母子が離れて助産師等のスタッフが別室で児を預かっている場合。
(母子同室の場合は、施設で状況に応じ行うこと)

- 顔色、くちびるの色、掛け布団や衣服などで口をふさいでいないか確認する。
- うつぶせ寝をみつけたら、直ちにおおむけに戻す。

<随時確認> 2~3時間毎

- 腹部などに手を軽く添えて呼吸状態を確認する。
- 体に触れて体温・発汗等を確認する。
- 観察結果を記録に残す。(記録すべき事項については、施設で判断するものとする。)

※乳幼児体動センサーの使用を禁止とはしないものの、乳幼児突然死の予防には無力であることを認識しておくこと！

■ その他の窒息リスクの除去について

- 乳児を一人にしない。
- 口の中を定期的にチェックする。(異物、ミルク、食べたもの、嘔吐物がないか。)
- 授乳後はげっぷを十分出してから寝かせる。
- 寝具は乳児の体格に適した大きさのものとする。
- 敷布団・マットレス・枕は固めのものを使う。
- 掛け布団は使用せず、服装で温度調節する。
- 乳児の周囲に玩具を含め物品(タオル、よだれ掛け、ぬいぐるみ等)を置かない。
- 寝台と敷物の間に、乳児が嵌入してしまうような隙間を作らない。
- 覆いかぶさりが発生するような、雑魚寝や添い寝の環境を作らない。

（2）食事中（誤嚥・窒息）

■ 食事を与えることに対する基本的認識

- 誤嚥とは、食べ物が食道ではなく気道に入ることである。気道が塞がることにより、新鮮な空気を取り込めず(窒息)、きわめて短時間で致命傷となる。
- 年齢や月齢にかかわらず、普段食べているどんな食材でも窒息につながる可能性がある。

→ 上記を踏まえ、食事中は、適切な食事援助や観察を行うことを基本とする。

■ 調理の際及び食事に気をつけるべきこと

■ 食材、調理方法に気をつける

- 子どもの口にあった量や大きさに調整する。
- 月齢や離乳食のすすみ具合にあわせた調理方法で行う。
- りんごや梨等の果物については、加熱して提供する。
- ぶどう等、丸くてつるつるしているものは危険なため、提供しない。

■ 乳児の状態や食べるペースを尊重し、安全に食べさせる

- ゆっくり落ち着いて食べさせる。子どもの意思にあったタイミングで食べさせる。
- 食べるスピードが速すぎないか。1回の量が多すぎないか。
- よく噛んで食べさせる。飲み込んだことを確認する。
- 上体を起こした姿勢で食べさせる。
- 食事に眠くなっていないか。眠くなっているときに無理に口に入れていないか。
- 食べ終わりに口の中が空になっていることを確認する。

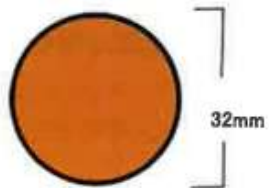
3 その他の乳児の誤飲・誤食、転倒等防止

■ 施設内で日ごろから気を付けるべきこと

■ 誤飲・誤食につながるものがないか常に施設内を確認する。

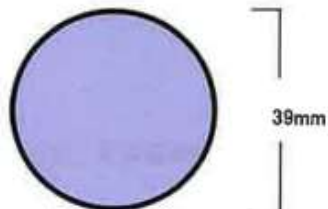
【乳児の最大口径】

ペットボトルのキャップの直径とほぼ同じ



【3歳児の最大口径】

トイレトペーパーの芯の直径とほぼ同じ



- 誤飲・誤食につながるものを施設に持ち込んだり、身に着けていないか。
- ボタンや髪留め、飾りやアクセサリー、ビニール袋が身近にないか。
- 子どもの手の届く場所に危険なものがないか。
- 乳児の手の中に、誤飲につながるものが握られていないか。
- ボタン電池を利用している器具のカバーが取り外せるようになっていないか。

■ 転倒・転落が起きないように備品や配置のチェックを行う。

- ベビーベッドを使用する時は、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビーベッドを選ぶ。
- 子どもが転落しないように、柵は常にあげておく。
- 子どもの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド柵と敷布団・マットレスの隙間をなくす。
- 子どもが摺まり立ちを行う場所を考慮し、摺まる場所がぐらついていないか確認を行う。
- 子どもが過ごす部屋に危険なものはないか確認を行う。
- 母親や支援者が子どもを抱っこしている時に、滑って転倒するような危険性がないか確認を行う。

こどもを事故から守る
事故防止ハンドブック
こども家庭庁



4 食物アレルギー（母子）への対応

■ 事故防止に向けた対応について

■ アレルギー反応による症状について

- 食物アレルギーは、特定の食物を摂取した後にアレルギー反応を介して、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じる症状。
- アナフィラキシーは、アレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態を指す。
- その中でも、血圧が低下し、意識レベルの低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である。
- 乳児期に起こるアナフィラキシーは、食物アレルギーに起因するものが多いことに留意が必要。

■ 一人ひとりの症状と対応を、全スタッフが理解する

- もし乳児や母親にアレルギーがある場合は、状況と施設の対応について、全スタッフが共通理解を行う。

■ 食材、食事の提供方法に注意する

- 食物アレルギーと診断がついている食べ物については、完全除去。
- 施設で「初めて食べる」を避ける。
- 母親がベビーフードなどの加工食品を持参した場合、アレルギー成分が含まれていないかをチェックする。

■ 緊急時の対応について、常に確認しておく

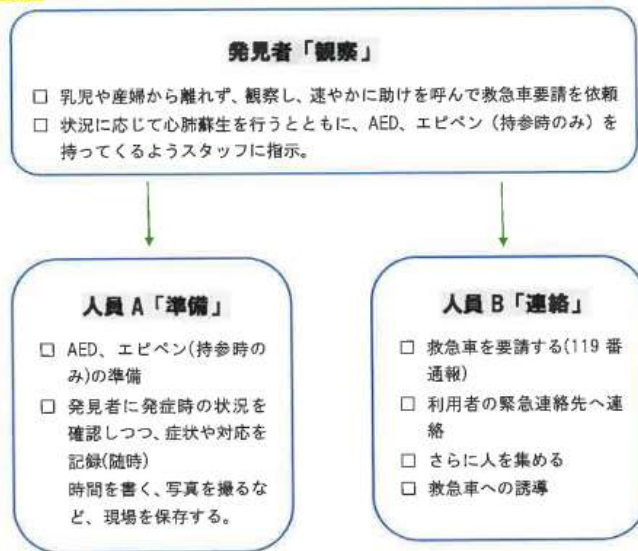
- 緊急性が高い場合、エピペンの持参がある場合はただちにエピペンを使用する。
※エピペン(アドレナリン自己注射製剤)は救急車が来るまでの応急措置として行う。
- 救急車を要請する。(119番通報)
- その場で安静にし、救急隊を待つ。

IV.事故等発生時の対応について

1. 対応フロー

- 施設独自の対応フローの作成を必ず行いましょう。
- 各々の役割分担を確認し事前シミュレーションを行いましょう。

<例>



※救急隊が到着したら、症状や対応状況を報告しましょう。

大人の救急蘇生法の手順
日本医師会



子どもの一時救命措置の手順
日本医師会



宮城県（1/3）

取組のポイント



- ✓ 集合契約締結に向け全市町村を集めた協議会を設置。集合契約締結にあたり、事業所の選定基準を作成
- ✓ 協議会においてより円滑な合意形成に資するよう、下部組織として各圏域の関係団体等から成るワーキンググループを設定

1. 基本情報

人口・出生数

人口：2,257,472人 ※住民基本台帳
(令和5年1月1日時点)※

出生数：12,328人 ※人口動態調査
(令和5年1月1日～12月31日)※

市町村数

35市町村

2. 都道府県として提供する支援（市町村の実施体制構築支援）

★トピック項目

広域連携 体制の 構築

★実施の 背景・ 経緯

【実施体制構築に向けた調整の経緯】

- 令和5年度：市町村の担当者会議、県医師会・県助産師会との調整、アンケート調査等を実施
- 令和6年度：集合契約を開始

【集合契約の状況】

- 令和6年度：22市町村、52事業所
- 令和7年度（12月末時点）：33市町村、67事業所
- 令和8年度には市町村数が34市町村に増加する予定。

➤ 担当者会議や協議会の開催は、県下の全市町村に周知しており、契約の趣旨や改定の状況などを説明

★集合契約 の内容

【集合契約で統一した内容】

- 令和6年度より、委託料の上限額を統一
(参考資料：令和6年度産後ケア事業 集合契約の手引き (委託料の上限額統一に関する記載の抜粋))
 - 委託料の統一に伴い、事業類型・時間を7種類に統一
 - ・ ショートステイ型は1種類、デイサービス型・アウトリーチ型であれば時間ごとに3種類に設定
(例：デイサービス型は2時間、4時間、6時間 アウトリーチ型は2時間、3時間、4時間)
 - **一部の産後ケア事業実施事業所では調整の結果、従来の委託料より減額されるケースもあるが、事業所側にも集合契約に加入することによる事務負担の削減や、利用者数の増加等のメリットを説明し、加入の検討を依頼**
- 産後ケア事業所からの要望や物価高騰の影響などを考慮し、令和7年度より、委託料の上限額を再検討
 - 委託料の上限額改定の検討に当たり、委託契約に参加している産後ケア事業実施事業所だけでなく、市町村判断で今後新たに参加の見込みがある事業所も含めた、アンケート調査を令和7年度に実施。**実施類型ごとに計上すべきコストの状況を事業所向けアンケートで把握**
 - ・ アウトリーチ型は交通費、ショートステイ型は光熱費等の施設管理料等の費目ごとに分析
同類型内においても計上すべきコストにばらつきがあったため、**物価上昇による出費増加額を指標として検討**
 - 回答内容から判断して委託料の上限額を現在の1.3倍程度の価格改定を実施する予定で、現在は市町村側で予算確保等の準備を行っており、令和9年度からの改定を目標としている。

★連携体制 構築の上での 仕組み・体制

【協議会の設置】

- 令和6年度より「産後ケア事業協議会」(以下、「協議会」という。)を開催し、市町村の有する課題について共有
 - 協議会は、管内市町村、県医師会、県助産師会等で構成。さらに令和7年度より、**協議会の下部会議体としてワーキンググループを設定**
 - **ワーキンググループについては、協議会において、より円滑な合意形成に資するよう、圏域ごと1か所以上の自治体、県医師会、県助産師会等で構成されており、小規模の検討メンバーで、課題の洗い出しや次年度の方針を検討**
 - 自治体については利用者数や所在事業所数の大小等を勘案して決定
 - ワーキンググループで検討した内容を、協議会で共有

宮城県（3/3）

3.安全性の確保・質の担保に向けた取組

事業所の 選定基準 の提供	★選定基準の 内容	【産後ケア事業事業所選定基準の作成】 <ul style="list-style-type: none">● 国のガイドラインをもとに、最低限遵守すべき項目を選定し、県として統一のチェックリストを作成● 上記のチェックリストを活用して、市町村が管内の産後ケア事業実施事業所の状況を確認<ul style="list-style-type: none">➢ 確認方法は市町村に委ねている（電話や対面による事業者からの聴取や現地確認など）➢ 令和8年度から契約更新する事業所に対しても年1回程度の確認を市町村に求める予定➢ 各事業所が提供するサービスの安全や質を担保するとともに、事業所と市町村が相互に相談できる機会を創出するねらいもある。
マニュアルの 作成・ 提供	マニュアルの 作成方法・ 内容	【作成方法】 <ul style="list-style-type: none">● 国のガイドラインに加え、県内自治体の既存マニュアルを参照し、県としてのマニュアルのひな形を作成 【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">● 集合契約に係る事務処理の手順について図を用いてわかりやすく記載● 支援の必要性の高い利用者を把握した場合は、市町村と産後ケア事業実施事業所の双方に情報共有を依頼
	マニュアル の周知方法	【周知方法】 <ul style="list-style-type: none">● 協議会にて、マニュアルの改定箇所や安全管理上の対応フロー等を説明<ul style="list-style-type: none">➢ 協議会で市町村や産後ケア事業実施事業所からあがった課題を踏まえ、優先順位をつけて順次マニュアルの改定も実施（令和8年度改定では、加算の算定要件の変更や、定期的な施設確認の実施を従来の運用に追加したことなどを反映）➢ 市町村ごとにマニュアルを別途作成するか、県マニュアルを活用いただくかは各市町村に一任

3 サービス類型と事業費

- ・ サービス類型と事業費上限額は下表のとおり
- ・ 事業費は、上限額の範囲内で各事業所が定め、その内訳（利用者負担額と市町村負担額）は各市町村が定める。
- ・ 事業費には、食費、光熱費、燃料費等を含む。利用者が持参すべきものについては、各事業所が利用者への説明に努めること。各市町村の実施要綱に定める内容以外で、事業所が独自にサービスを提供する場合は、その内容や費用について十分に説明し、同意を得た上で、利用者から追加料金を徴収できる。
- ・ 利用予定前日（前日が土・日・祝日・施設の休診日の場合は、その前の平日）の午前10時以降に利用予約のキャンセルが発生した場合、事業所は各市町村が定めるキャンセル料を利用者または（及び）市町村に請求できる。

サービス類型 注1		事業費上限額	参考：こども家庭庁のサービス類型
A	宿泊型 1日	30,000円	短期入所（ショートステイ）型
B	通所型 6時間	18,000円	通所（デイサービス）型
C	通所型 3時間	10,000円	
D	通所型 2時間	7,000円	
E	訪問型 4時間 注2	15,000円	居宅訪問（アウトリーチ）型
F	訪問型 3時間 注2	12,000円	
G	訪問型 2時間 注2	10,000円	

4 加算

上記3の事業費に加え、要件を満たした場合に加算できる項目は下表のとおり。

項目	算定	対象類型	算定要件	加算額
多胎児加算 [県独自]	必須	訪問型	対象児が多胎であるとき ただし、訪問型4時間において多胎児に対応する助産師が2人体制の場合は、多胎児加算を算定せず、1件分（助産師1人分）の事業費を請求できる	多胎児2人目以降 1人あたり（日額） 1,400円
兄弟や 生後4か月 以降の児の 受入加算 [国支分会要綱]	必須	宿泊型 通所型	① 対象児以外の兄弟（多胎児2人目以降を含む）を受け入れたとき ② 生後4か月以降の児を受け入れたとき （兄弟の食費は別途利用者負担）	兄弟または 生後4か月以降の児 1人あたり（日額） 宿泊型 5,200円 通所型 6h 2,100円 通所型 2h 3h 700円
緊急加算 [県独自]	市町村 ごとに 選択可	宿泊型 通所型 訪問型	市町村が、母親の身体状況や精神状態等を踏まえ、早急に産後ケア事業を利用することが必要と判断して事業所と調整し、（利用決定日を1日目として）3日目までに当該利用者を受け入れたとき	2,000円/回

上記以外に、市町村が独自の加算を設定している場合がある。

算定例：兄弟や生後4か月以降の児の受入加算（宿泊型の場合）

生後6か月の対象児（双子）を受け入れた。



☑多胎児2人目以降1人あたり5,200円/日×1人
☑生後4か月以降の児1人あたり5,200円/日×2人
計 15,600円/日

6か月の対象児1人と兄弟1人を受け入れた。



☑生後4か月以降の児1人あたり5,200円/日×1人
☑兄弟1人あたり5,200円/日×1人
計 10,400円/日

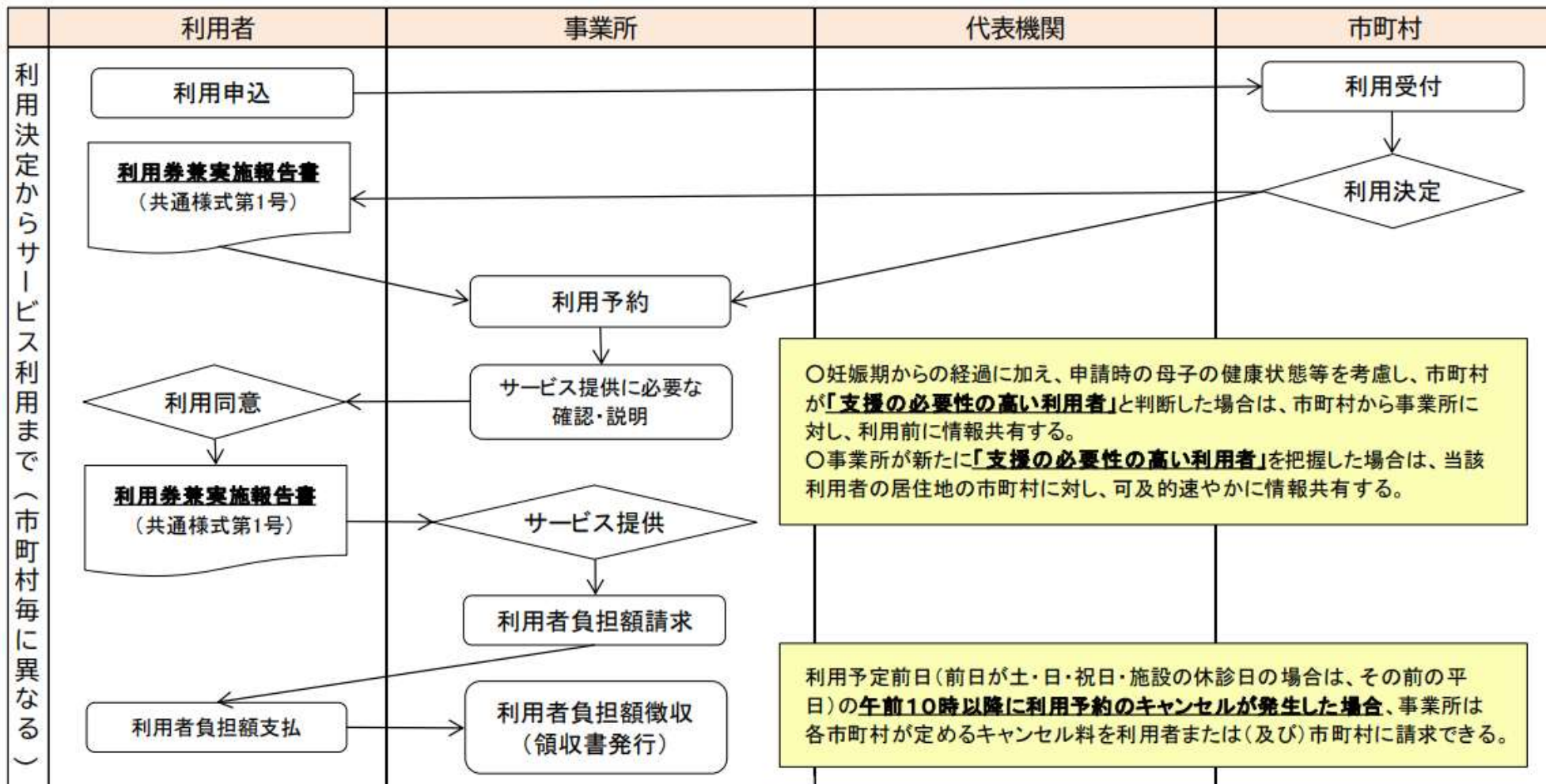
3か月の対象児1人と兄弟2人を受け入れた。



☑兄弟1人あたり5,200円/日×2人
計 10,400円/日

宮城県（参考資料）

産後ケア事業 集合契約の手引き（利用に至る手続き面抜粋）



兵庫県（1/4）

取組のポイント



- ✓ 市町から契約締結の委任を受けた県と、事業所から契約締結の委任を受けた県医師会・助産師会で集合契約締結
- ✓ 対象者やケア内容、契約金額、委託先事業所選定基準等を統一
- ✓ 集合契約後、協議会を開催：協議会開催前に、市町や事業所に対し、複数回の調査を行い事前に合意形成を促進

1. 基本情報

人口・出生数	人口：5,459,867人※住民基本台帳 (令和5年1月1日時点)	出生数：32,615人 (令和5年1月1日～12月31日)※人口動態調査	市町村数	41市町村
--------	--------------------------------------	---	------	-------

2. 都道府県として提供する支援（市町村の体制構築支援）

広域連携体制の構築

★実施の背景・経緯

【体制構築に向けた調整の経緯】

- 産後ケア事業における市町及び産後ケア事業実施事業所（以下、事業所）の課題を把握
 - 市町の課題：「事業所偏在で委託先確保が困難」、「個別契約の事務が煩雑」、「里帰り等のケースで他市町利用できない事が多い」
 - 事業所の課題：市町が設定するサービス提供時間等が異なり、複数市町と個別契約することで負担増
- 市町に複数回意向調査を行い、課題への対応案を示した上で関係団体と調整
 - 調査の前後には、毎回関係団体(県医師会・県助産師会)と検討し、了承を得た上で実施

調整の流れ

- 令和5年8月：市町に対し集合契約の希望調査を実施（1回目）
24/41市町が希望するも、関係団体と検討した結果、全市町が産後ケア事業を実施していない状況や課題等が未把握であることから、引き続き実態把握を行う方向へ
- 令和6年7月：市町に対し課題及び集合契約の意向調査を実施（2回目）
- 令和6年9月～：関係団体に対し、産後ケア事業の課題や集合契約の課題とその対応案、集合契約の説明を開始以降、令和7年3月に至るまで、資料案（産後ケア事業のフロー等含む）や、集合契約書案等を作成し、調整継続
- 令和6年9月：事業所に実施状況及び集合契約の意向調査を実施、集合契約の説明資料案を添付
- 令和6年10月：市町に対し集合契約の意向調査を実施（3回目）
集合契約の説明資料案（産後ケア事業のフロー等含む）や集合契約書案に加え、事業所の意向や実施要綱ひな形、各種様式案、委託先選定のための確認項目を作成・提示し、市町の意向を確認
- 令和7年3月：産後ケア事業の集合契約に関するWeb説明会
- 令和7年4月1日：集合契約の締結（34市町、127事業所）
- 令和7年7月：産後ケア事業協議会の開催

★集合契約のスキーム

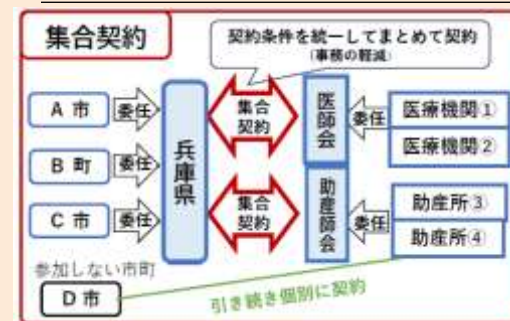
【集合契約の形態】

- **市町から契約締結の委任を受けた県と、事業所から契約締結の委任を受けた県医師会・県助産師会の間で集合契約を締結する方式**
 - 集合契約に参加した市町は、参加事業所すべてと契約を締結した扱いとなり、市町域を超えてすべての事業所のサービスが利用可能
 - 事業所が集合契約に参加するためには、県医師会・県助産師会の会員であることと、所在地市町の承認(適切な実施が可能)を要件とし、質を担保

参考：契約内容の詳細等

HP：[兵庫県／【実施機関向け】産後ケア事業の集合契約について](#)

図表：集合契約締結スキーム



【集合契約で統一した内容】

- ①対象者、②ケア内容
 - 国のガイドラインを参考に要件を提示
 - 時間を要するオプションサービスは、産後ケア事業（補助対象）のサービス時間に含めないよう規定(国からの回答)
- ③契約金額（総額）等、④加算、⑤支払方法（スキーム）
 - **令和6年度の市町の契約額の平均値を基に契約金額を統一**
 - 市町の財政状況が異なることより、委託額・自己負担額の割合は市町が定めることとした
 - **各市町の利用上限や自己負担額を一覧にし、県HPで公表し、事業所へ情報提供**
 - 事業所の受入可能な時間が異なることより、デイサービス型とアウトリーチ型については時間単位の単価を統一
 - 多胎児加算と要支援加算を統一
 - 事業所は請求書に利用報告書を添付し、1か月分をまとめて利用者の住所地市町に請求するように統一
- ⑥安全管理（確認書）
 - 国ガイドライン・国要綱等を踏まえ、確認書を作成し、チェックボックス形式で所在地市町が確認できるよう整備
- ⑦参考様式（利用報告書・請求書等のひな形提示）
 - 県がひな形を市町に提供し、それを基に市町が実施要綱を定め、各市町のHPに公開し、事業所が活用

【課題】

- キャンセル料の発生基準が事業所によって異なるため、トラブルが生じる可能性がある
 - キャンセル料は補助対象外であり、事業所HP等の周知と予約時に丁寧な説明を行い、利用者の了承のもと予約するよう徹底が必要
- 委託料の増額、予約報告の方法や利用報告書・請求書の様式が市町ごとに異なる

★集合契約の内容

兵庫県（3/4）

広域連携体制の構築

★連携体制構築の上での仕組み・体制

【協議会の設置】

- 令和7年度より、年1回県内の集合契約参加市町と関係団体（県医師会・県産婦人科学会・県助産師会・県看護協会）が参加する「産後ケア事業協議会」を設置し、事業における課題や集合契約に関して統一すべき事項を協議
 - 対面とオンラインのハイブリッドで開催（集合契約参加事業所もオンライン視聴できるよう工夫）
 - 集合契約参加自治体には必ず参加できるよう日程調整し、**集合契約未参加市町もオンライン参加可能**としている。

★実施の上での工夫

【円滑な合意形成】

- 市町や事業所に対して事前にアンケートを複数回行うことで、早期に市町・関係団体の意向等を把握することができ、円滑な意思決定・合意形成を促進
- 調査の前後には、毎回**関係団体（県医師会・県助産師会）**と検討し、了承を得た上で実施
- 産後ケア事業協議会開催後、協議結果を県HPに掲載し、市町・事業所へ周知

事前調査の例：委託料の補助対象経費の明確化、増額に向けた検討について（令和7年度）

令和7年	調査	市町	事業所・関係団体
4/21	第1回	議題照会、集合契約後に寄せられた課題(補助対象経費、加算設定等)に対する市町判断を照会	議題照会、きょうだい児利用時の金額設定状況の照会
6/6	第2回	第1回調査で提出された議題に対する市町の判断を照会、第1回調査結果の情報提供	キャンセル料統一の意向を照会
7/8	第3回	市町の判断が分かれた項目の再調査	—
7/29	産後ケア事業協議会		

事業実施状況の把握

把握している内容

【事業実施状況の把握】

- 市町ごとの類型別実施状況や利用者数、個別・集合契約協力機関数を調査し、一覧にして市町にフィードバック
- 集合契約参加34市町の委託額と自己負担額、利用上限を調査し、県HPに掲載

関係機関との連携

精神科医療機関との連携

- 県内精神科・診療所に対し「妊産婦の対応の有無／診療可能内容」を調査し、妊産婦等のメンタルに関する診療が可能な医療機関を一覧にして県HPで公開
HP：[兵庫県／妊産婦等のメンタルの診療が可能な精神科医療機関について](#)

兵庫県（4/4）

3.安全性の確保・質の担保に向けた取組

事業者の 選定基準 の提供	★選定基準の 内容	【委託先事業所選定基準の作成】 （詳細は参考資料「産後ケア事業確認書」参照） <ul style="list-style-type: none">● チェックボックス形式の「産後ケア事業確認書」を作成<ul style="list-style-type: none">➢ 参加要件確認のみならず、「ケアの質を保つためのマニュアル」「安全に関するマニュアル」として位置づけ（ただし、上記を踏まえ、市町が独自にマニュアルを策定することも可能）➢ 緊急時フロー、ハザードマップ確認、重大事案発生時の連絡先、キャンセル料の規定等についても記載➢ 業務上のリスクを適切に補償するため賠償責任保険への加入を義務付け➢ 協議会の結果等により確認書の構成・項目等が加わった場合は記載を更新
	★事業者選定の 運用	【委託先事業所選定基準の運用】 <ul style="list-style-type: none">● 事業所が参加する際は事前に自己点検し、所在地市町が委任状・申請書・確認書等をもとに承認判断<ul style="list-style-type: none">➢ 全チェック項目を満たし、所在地市町のサービスとして認められる（適切に実施が可能）と判断した場合に承認➢ 確認書の内容変更が必要な場合は、所在地市町に変更内容の承認を受け、関係団体へ変更申請を提出● 単年契約であるため、毎年、委任状(変更があれば申請書・確認書)の提出の際に、所在地市町が都度承認判断
研修の 提供	対象者と 実施体制	【産後ケア事業研修会】 <ul style="list-style-type: none">● 協議会とは別に年1回程度市町及び事業所を対象にした研修会を実施<ul style="list-style-type: none">➢ 集合契約の参加有無にかかわらず全自治体が対象➢ 市町の母子保健・産後ケア事業担当者、健康福祉事務所、事業所の職員（医師、助産師、保健師、看護師等）、産後ケア事業に参加を検討している事業所の職員が対象
	研修の内容	【研修の内容】 <ul style="list-style-type: none">● 令和6年度には県の周産期メンタルヘルス関連の予算の中で、産後ケア事業の質の向上を目的とした研修を実施<ul style="list-style-type: none">➢ 研修参加者は212名。（事後オンデマンド配信視聴含む）➢ プログラムの内容は、効果的な産後ケア事業の推進に関する講演、市町・実施施設の担当者による実践報告と、講演・実践報告に関するグループワーク（情報交換・意見交換）の3点● 令和7年度には、周産期メンタルヘルスに関する研修を実施● 令和8年度は、集合契約締結後の委託元としての責務を明確化し、事業運営に役立てるため、弁護士による契約上の法的責任と対応等について学ぶとともに、実践報告を通じて、市町ごとの支援体制の強化促進を目的に実施する方針 【研修の効果測定】 <ul style="list-style-type: none">● 研修アンケートの分析・考察を行い、事業評価の一環として次回研修の内容検討に活用

兵庫県（参考資料）

産後ケア事業確認書（1/3）

業務上のリスクを適切に補償するため賠償責任保険への加入を義務化

産後ケア事業確認書

(R8. 3. 6改正様式)

市(町)長 様

年 月 日

サービス提供場所	産後ケア事業協議会の結果等を基に改正
実施機関名	
代表者名	

兵庫県の産後ケア事業の集合契約に参加するにあたり、国の産後ケア事業ガイドラインを遵守します。ついては、市(町)のサービスとして承認をお願いします。

サービス種別	宿泊型	通所型	訪問型
対象月齢	か月 ~ か月	か月 ~ か月	か月 ~ か月
提供時間	時 ~ 翌時	時 ~ 時	時間
受入れ可能人数	1日受入れ： 人	1日受入れ： 人	1日受入れ： 人
勤務体制	看護職の3交代制 看護職の2交代制 その他 ()	日勤のみ その他 ()	
実施体制 (実施担当者)	助産師 人 保健師 人 看護師 人 心理士 人 保育士 人 管理栄養士 人 その他 人 ()	助産師 人 保健師 人 看護師 人 心理士 人 保育士 人 管理栄養士 人 その他 人 ()	助産師 人 保健師 人 看護師 人 心理士 人 保育士 人 管理栄養士 人 その他 人 ()

(参考) 産後ケアガイドライン：R7年3月
* 母子保健法施行規則：第7条の4
(産後ケア事業の実施基準)

下記の全てに☑が入るよう体制を整え、所在地の市町に連絡の上、申請書と確認書を持参し承認を得てください。
全ての機関：Ⅰ-1~14、Ⅲ-1~13、Ⅳ-1~20、Ⅴ-1~2
上記に加え、宿泊型はⅡ-1~4、Ⅴ-3、通所型は、Ⅱ-5~8、Ⅴ-3
※市町においては、別途書類の提出が必要な場合があります。

I 実施体制

- 医療法（昭和23年法律第205号）に定める県内に所在する病院、診療所及び助産所（助産師出張業務届出者含む）である。
- 産後ケア事業を管理する者を定める。*
事業の管理者名 () (職種)
- 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置する。*
- 出産後0~4か月頃までを対象に含む場合、原則、助産師を中心とした実施体制とする。
(対象が、5か月以降であり、0~4か月を対象としない)
- 宿泊型の場合は、1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置する。(宿泊型の実施なし)

- 市町等が開催する産後ケア事業に関する関係者の連絡会議等の開催案内があれば出席に努める。
- ケアの質を保つための市町村マニュアルを遵守する。
- 宿泊型の場合は、分娩施設での延長入院（産婦入院）とは区別する。(宿泊型の実施なし)
- 産後ケア事業の実施にあたり、賠償責任保険に加入する。
- 産後ケア事業に携わる専門職、非専門職それぞれに事業の趣旨、内容が理解できるよう研修を行う。
- 本事業に携わる職員が、利用者に寄り添い、支援することについての理論と技術を習得するために定期的に学べるような必要な研修を実施または、受講させ、資質向上に努める。
- 宿泊型の場合は、食事の提供ができること。(宿泊型の実施なし)
- 通所型サービス提供時間に食事時間帯を含む場合は、食事の提供ができること。
(食事時間帯を含む通所型の実施なし)
- 流産死産の方を受入れる場合は、他の妊産婦や乳児等に出合わないようにする、赤ちゃんの泣き声が聞こえない環境づくり及び、赤ちゃんをイメージするものは視界に入らないようにするなどの適切な配慮を行う。(流産死産の方を対象としない)

流産・死産についての対応可否を申請書で確認し、リスト化し、県HPで公表

国実施要綱・国ガイドラインに記載はないが、対応が必要な項目を追記(青字)

II 設備 産後ケア事業の区分に応じてそれぞれ該当規定に定める設備を設置する。*

- | | 宿泊型 |
|---|--|
| 1 | <input type="checkbox"/> 病院、診療所、助産所のほか、次の①から③までの設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する施設。
ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本事業運営に支障がないと認められる範囲で、協働で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。
<input type="checkbox"/> ①居室* (室) <input type="checkbox"/> ②カウンセリングを行う部屋*
<input type="checkbox"/> ③乳児の保育を行う部屋* <input type="checkbox"/> ④その他事業の実施に必要な設備* |
| 2 | <input type="checkbox"/> 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する |
| 3 | <input type="checkbox"/> 同時に概ね20人以上の妊産婦を入所させない* |
| 4 | <input type="checkbox"/> 施設内の衛生管理に努める。 |
| | 通所型 |
| 5 | <input type="checkbox"/> 授乳スペース |
| 6 | <input type="checkbox"/> 必要に応じて、個別相談、授乳指導、休憩等ができる |
| 7 | <input type="checkbox"/> 実施場所は、下記の①②③のいずれかである。
<input type="checkbox"/> ① 病院、診療所、助産所
<input type="checkbox"/> ② こども家庭センター、保健センター
(集団型実施に当たっては、国ガイドラインP14の工夫点を参照)
<input type="checkbox"/> ③ ①②のほか、個別に産後ケアを適切に行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設
ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。 |
| 8 | <input type="checkbox"/> 利用者が、飲食物を持参した場合は、冷蔵庫を利用する等食品の衛生管理に留意する。 |

ケアの質を保つための市町マニュアルに位置付けている（国ガイドラインを基に作成）
 ※記載内容を踏まえ、市町が独自にマニュアルを策定することも可

産後ケア事業確認書（2/3）

Ⅲケアの内容 〔ケアの質を保つための市町村マニュアル〕

①～④のケアすべてを実施することができる

①母親への保健指導、栄養指導

1)保健指導（母親への身体的ケア）

産後の腰痛や尿失禁等へのケア（治療を必要とする場合は除く）

- 1 骨盤底筋体操の指導
- 2 日常生活動作における身体の使い方指導、正しい姿勢の保持
- 3 腹圧をかけない日常生活動作の指導
（腰に負担のかからない児の抱き方、授乳の姿勢、沐浴の方法など）

2)栄養指導

- 4 妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）を参考に指導

②母親の心理的ケア

- 5 精神状態を把握するためのスクリーニング（EPDS）を実施する。
- 6 食欲や疲労の有無、睡眠がとれているか、周囲のサポート状況、児への接し方など確認し、アセスメントを行う。
- 7 周囲のサポートが得られない状況を把握した場合は、早めに市町へ連絡し、地域の子育て支援サービスを利用できよう支援する。
- 8 精神科医療機関等との連携が必要と判断された場合は、本人の同意のもと、速やかに市町に情報共有を行う
- 9 妊産婦メンタルヘルスマニュアル（令和2年）も参考にする。

③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

- 10 母乳・育児用ミルクに関わらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し、育児に自信をもたせることを基本とする。
- 11 これまでの発育経過を踏まえ、授乳回数や授乳量、排尿排便の回数や機嫌等の児の状況に応じた支援を行う。
- 12 授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）も参考にする。

④育児の特技についての具体的な指導及び相談

- 13 児の抱き方やオムツ交換、沐浴、寝かしつけなど、母親のニーズを踏まえつつ、児の月齢、発育段階に応じた情報提供及び支援を行う。

Ⅳ安全に関する留意事項 〔安全に関するマニュアル〕

※市町と事業者双方において内容の確認・共有

①事故防止及び安全対策

- 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- 2 窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に挙げておく。
- 3 敷布団・マットレス・枕は固めのものを使う。
- 4 めいぐるみなどの口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない。
- 5 ヒヤリ・ハット事例の収集を行い、必要に応じて市町と要因分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図る。

感染症対策

- 6 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを事前に説明する。

②児を預かる場合の留意点

（ 児の預かりをしない ）

- 7 短時間であっても児のみの状況にならないようにする。
- 8 児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に見視等で呼吸状態を観察する。
- 9 別室で児を預かる場合は、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制を実施する。
- 10 勤務交代による送り等の関係で、児の見守りができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からないなどの対応を講じる。

③緊急時の対応体制

- 11 緊急時の対応等を含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保する。*
- 12 利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をする。

対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置をする ・ かかりつけ医、連携医療機関など受診先への連絡・調整 ※必要に応じて、救急車の要請 ・ 受診結果の確認
報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録、管理者への報告 ・ 事故及び重大事案等発生時、速やかに事業所の所在地市町へ電話で報告 その後、書面報告 ※報告先は、IV④を参照

- 13 ケアに従事する職員に、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を実施又は、受講させる。
- 14 AEDの設置 もしくは 最寄りのAED設置場所の把握
（場所： ）
- 15 災害発生時の対応体制や感染症への対応についても、日頃から備えておく。
 ↓
 災害発生時の対応体制
- 16 事業所所在地のハザードマップを確認している。
- 17 避難経路、避難先を職員間で共有し確認している。

想定する避難先

〔児童福祉施設等災害時情報共有システム〕 訪問型のみであり対象外

- 18 宿泊型・通所型は、所在地の市町を通じて児童福祉施設等災害時情報共有システムに登録し、訓練にも対応すること。

システムからの連絡用メールアドレス

- 19 災害時は、兵庫県から児童福祉施設等災害時情報共有システムへの被災状況入力依頼があれば、必ず入力を行うこと。

安全に関するマニュアルに位置付けている（国ガイドラインを基に作成）
 ※記載内容を踏まえ、市町が独自にマニュアルを策定することも可

国実施要綱・国ガイドラインに記載はないが、補足する形で追記（青字）

兵庫県（参考資料）

県が市町に提示する利用報告書の参考様式

(様式6号)

〇〇市(町)産後ケア事業 利用報告書

参考様式
R7.12.8改正

〇〇市(町)長 様 令和 年 月 日

事業所名 _____
担当者 _____
電話番号 _____

下記利用者に対し、産後ケア事業を実施したので、実施結果を報告します。

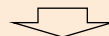
発行番号			
利用者氏名	生年月日	年	月 日
児氏名	生年月日	年	月 日 (月齢 ヶ月)
住所	電話		

種別	利用日・時間			
<input type="checkbox"/> 宿泊型	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊 日)			
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊 日)			
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊 日)			
<input type="checkbox"/> 通所型	令和 年 月 日 : ~ : (時間)			
	令和 年 月 日 : ~ : (時間)			
<input type="checkbox"/> 訪問型	令和 年 月 日 : ~ : (時間)			
	令和 年 月 日 : ~ : (時間)			

要支援加算 有 ⇒ 有の場合、裏面の記入をお願いします(※市(町)から依頼があった場合のみ加算対象)

実施内容	①産婦への保健指導・栄養指導 <input type="checkbox"/> 体調管理 (内容:)) <input type="checkbox"/> 栄養指導 (内容:)) ②産婦への心理的ケア (内容:)) ③適切な授乳ができるためのケア(乳房ケア含む) <input type="checkbox"/> 乳房ケア <input type="checkbox"/> 授乳相談 <input type="checkbox"/> その他()) ④育児の手技についての具体的な指導及び相談 <input type="checkbox"/> 離乳食相談 <input type="checkbox"/> 育児相談 <input type="checkbox"/> 沐浴指導 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他:本事業の対象内容()) <input type="checkbox"/> その他オプション ())
------	---

R7.7.29産後ケア事業協議会において、県の参考様式をもとに各市町が異なる様式を作成しているため、事業所から完全統一を求める声



【検討結果】各市町における制度設計や会計上の規定等事情が異なるため、完全統一は困難

【対応方針】各市町の修正案をもとに参考様式の改正を行い、R8年度より利用報告書(様式6号)、請求書(様式7号)は**“できるだけ県の参考様式を利用する”**ことに決定

産婦の状況	体調: <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 (身体面:)) 睡眠: <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 (精神面:)) EPDS: 点 (項目数 点) ※実施した場合記載 乳房の状態:)) 育児の協力者: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()) 特記事項: <input type="checkbox"/> 別添記録添付あり
児の状況	体重: g (1日体重増加 g) 栄養: <input type="checkbox"/> 母乳 回/日 <input type="checkbox"/> 人工乳 cc × 回/日 発達状況:)) 特記事項: <input type="checkbox"/> 別添記録添付あり
実施結果 (課題解決状況等)	産後ケア事業で継続支援の必要性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ())
〇〇市町への引継ぎ事項 ※フォローが必要な場合は、速やかに連絡ください	<input type="checkbox"/> フォロー不要 <input type="checkbox"/> 要フォロー ⇒ <input type="checkbox"/> 連絡済 (/) ※連絡方法をチェックしてください 【連絡方法】 <input type="checkbox"/> 養育支援ネット <input type="checkbox"/> 電話(〇〇市(町)〇〇課 電話番号:))

産後ケア事業利用時に、アセスメントを行い、継続フォローが必要な場合は、速やかに市町と連携できるよう記載欄を作成

兵庫県（参考資料）

県が市町に提示する請求書の参考様式

(様式7号) ○○市(町)産後ケア事業 請求書

参考様式 R7.12.8改正

○○市(町)長 様

産後ケア事業(○年○月分)について、下記のとおり請求します。

請求額 ￥ 0 円

令和 年 月 日

請求者 所在地 〒

名称	
発行責任者部署・氏名	
発行担当者部署・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

【振込先】

金機関名	銀行・信用金庫	支店	口座種別	1普通 2当座
(フリガナ) 口座名義人		口座番号		

事業所及び市町より事務処理上の誤りを削減するため、自動計算としてほしい旨の要望を受け、参考様式を改正

【工夫点】入力規制（青枠内）を設定し、誤りなく記載された場合に、市町への請求額が自動で算出

【集計表】 ※黄色セルは自動計算のため入力しないでください

発行番号	利用者氏名	所得区分		利用数		加算		委託料				合計請求額		
		課税世帯	非課税・生活保護世帯	宿泊型 延日数	通所型 延時間数	訪問型 延時間数	多胎加算	要支援加算	基本額		加算			
									宿泊:延日数金額	通所:延時間金額	訪問:延時間金額		多胎(課税世帯)	多胎(非課税世帯)
1								宿泊	0	0	0	0	0	
								通所	0	0	0	0		
								訪問	0	0	0	0		
2								宿泊	0	0	0	0	0	
								通所	0	0	0	0		
								訪問	0	0	0	0		
3								宿泊	0	0	0	0	0	
								通所	0	0	0	0		
								訪問	0	0	0	0		
								宿泊	0	0	0	0	0	
								通所	0	0	0	0		
								訪問	0	0	0	0		
10								宿泊	0	0	0	0	0	
								通所	0	0	0	0		
								訪問	0	0	0	0		
合計		0	0	0	0	0	0						総合計金額	0

※市町記入欄

型ごとの延人数					宿泊型 円/日
基本額(課税)	基本額(非課税・生保)	多胎加算(課税)	多胎加算(非課税)	要支援	
					円/時間
					円/時間

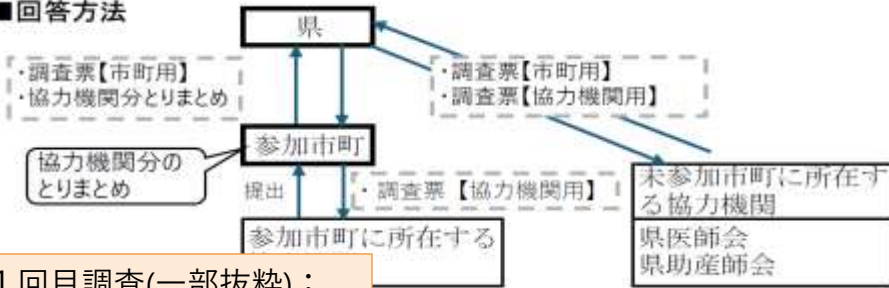
【工夫点】赤枠内は自動計算

【工夫点】水色部分に市町の委託額を入力できるようにしており、市町により委託額が異なる場合でも活用可

兵庫県（参考資料）

協議会実施前に各自治体に配布する調査票のイメージ

■回答方法



1 回目調査(一部抜粋)：

議題照会に加え集合契約後に県に寄せられた課題に対する市町判断を照会

(2) 補助対象経費に含めるかどうかについて

下記一覧の項目について、補助対象経費するかどうかご回答ください。
また、下記一覧以外で補助対象としている項目があれば、空欄に追記をお願いします。
加えて、「○：補助対象」とした項目について、協力機関が追加徴収（全額自己負担の加算）することを認めるかどうかの判断をご回答ください。
※回答欄のタグから選択してご回答ください。
○：補助対象、×：補助対象外、△：助産師・保健師・看護師が提供すれば補助対象
可：協力機関での追加徴収可能（全額自己負担）、不可：協力機関での追加徴収不可

項目	補助対象	追加徴収の可・不可
食費		
多床室		
個室代（特別室除く）		
光熱水費		
寝具		
消毒		
交通費（訪問型）		
人件費		
衛生用品		
特別室		
スタッフの部屋代		
家賃		
寝具等の洗濯代		
利用者の衣類等の洗濯代		
寝衣		
アロママッサージ		
マッサージ（むくみ、肩こり、ペビーマッサージ）		
親子ヨガ		
親子ピラティス		
離乳食教室		
宿泊の事前説明のための通所利用		

市町：委託額の対象経費の明確化と事業所による追加徴収を認めるかどうか統一を希望

市町：事業所は、産後ケア事業として実施しているが、市町として補助対象外と判断し、その都度事業所に指導している項目について統一を希望

【参考：R7年度国実施要綱】
産後ケア事業の内容
(1) 褥瘡及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージ含む）
(2) 褥瘡に対する療養上の世話
(3) 産婦及び乳幼児に対する保健指導
(4) 褥瘡及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
(5) 育児に関する指導や育児サポート
下記は、対象から除外する
①講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
②新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
③子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
④一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

【参考：国「ドライブ」（令和7年3月）】
ケア内容
①母親への保健指導、栄養指導
②母親の心理的ケア
③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
④育児の手技についての具体的な指導及び相談

2 回目調査(一部抜粋)：1 回目調査で提出された議題に対する市町判断を照会

8 令和8年度～委託単価の増額について

今年度はR6年度の各市町の産後ケア事業委託料の平均値及び中央値より算出した単価としていますが、物価高騰等も踏まえ、委託単価の増額意見が出ています。
(参考) R7年度 宿泊型：31,000円/日、通所型：3,400円/時、訪問型：5,000円/時

【宿泊型】

第1
第2
第3
第4

事業所：ショートステイ型とデイサービス型の契約金額の増額要望あり
複数案とその積算根拠を例示し、市町の判断を照会
⇒補助対象経費として、助産師人件費、補助者等人件費、食費、部屋代、光熱水費、寝具、消毒等に分けて積算し提示

(1) 委託料の増額案

タグ：①案1、②案2、③案3、④案4、⑤R7年度と同様、⑥その他

【宿泊型】

回答（タグを選択）：
「⑥その他」を選択した場合、その内容：

【通所型】

回答（タグを選択）：
「⑥その他」を選択した場合、その内容：

3 回目調査(一部抜粋)：市町の判断が分かれた項目の再調査

4 協力機関が作成する利用報告書（参考様式6号）、請求書（参考様式7号）の様式を、県内共通の統一様式とすることについて

県の参考様式をできるだけ使用していただく方針としますが、いただいた様式の改善案が様々のため、全て網羅することが困難であり、統一は不可能であることが分かりました。つきましては、貴市町のご意向の確認ですが、<①県の新・参考様式（案）をそのまま使用、②県の新・参考様式（案）に項目を少し加えて使用、③独自様式（参考様式に大幅に項目を加える、又は項目を削除する等）を使用>のいずれかについてご回答をお願いします。
※新・参考様式（案）は各市町

【回答欄】

回答（タグを選択）：
回答理由（必須）：
*②と回答された場合は、新

市町における事情が異なり、様式の完全統一は困難であるが、市町の意見を踏まえ県様式の改正案を示し、改正案が利用可能であるか再調査を実施
【調査結果→協議会結果】県様式を改正し、できるだけ県の様式を利用することに決定

5 令和8年度～契約金額の増額について

契約金額の増加をせずR7年度と同様という回答が多かったですが、関係団体及び協力機関より、契約金額の増額の要望が多く寄せられています。物価高騰の社会情勢、産後ケア事業に従事する助産師の人件費に必要額を踏まえ、増額を希望している等要望がある

(参考) R7年度
(今年度はR6年度)

契約金額の増額について、市町の判断が分かれたため、再度調査を実施

【調査結果→協議会結果】令和7年度と同額

鳥取県（1/3）

取組のポイント



- ✓ ネットワーク会議を立ち上げ、集合契約に向けた、委託料の調整、安全管理等について議論する場としている
- ✓ 県独自に産後ケアコーディネーターを配置し市町村や産後ケア事業実施事業所支援を行うほか、利用者の相談にも対応
- ✓ 県独自に、ヒヤリ・ハット報告様式等を掲載したマニュアルを作成し、県下の市町村に提示

1. 基本情報

人口・出生数

人口：546,558人 ※住民基本台帳
(令和5年1月1日時点) ※

出生数：3,263人 ※人口動態調査
(令和5年1月1日~12月31日) ※

市町村数

19市町村

2. 都道府県として提供する支援（市町村の実施体制構築支援）

★トピック項目

広域連携体制の構築

★実施の背景・経緯

【実施体制構築に向けた調整の経緯】

- 妊娠・出産に係る支援において、医学的知見・技術の進歩に伴いより高い専門性が必要となっており、併せて妊産婦の心身のケアの質の向上が求められていることから、令和4年度頃より、検討会を設置
- 地域における身近な相談の場の充実と、地域と専門機関とが連携した重層的支援の整備を推進する目的で、妊娠～周産期の包括的な支援体制を構築する協議体の立ち上げについて議会で合意が得られ、令和5年度より広域連携体制を構築するための「**願いに寄り添う妊娠出産ネットワーク会議**」（以下、「**ネットワーク会議**」という。）を設置

★連携体制構築の上での仕組み・体制

【協議の場の設置】

- ネットワーク会議では、5つのテーマ（プレコンセプションケア、出生前診断の相談体制、不妊・不育症の支援、産後ケアの推進、死産・流産への心身のケア）を設定
- ネットワーク会議は、現状と施策の推進状況を共有する「全体会」と各テーマを取り扱う「作業部会」で構成される。「**全体会**」は**全てのテーマに関連する機関・団体（医療機関、県助産師会等）の代表が参加**、「**作業部会**」は各テーマに**直接関連する機関・団体等に加えて県内全市町村が参加**
(以降は、「産後ケア作業部会」に関して取り組みを紹介)

鳥取県 (2/3)

広域連携体制の構築

★実施の上での工夫

【委託料等の調整】

● 集合契約への意向を見据えた議論を開始

- 委託料、利用料の調整、安全管理等、集合契約への移行を見据えた議論を開始
委託料の算出根拠・考え方について管内市町村や関係団体等で合意形成がなされれば、今後集合契約への移行も視野に検討
 - 委託料の調整について、県助産師会の要望を受け、県において事業運営に最低限必要なコストを算出七、市町村に提示しそ協議を実施
- 産後ケア事業実施事業所が利用者のケースについて、作業部会参加者に共有
- 令和2年度に県内において産後ケア事業の利用料を無償化して以降、県内の利用者数は大幅に増加
 - 3類型合わせた年度別の利用延人数の合計値は、令和2年度から令和6年度にかけておよそ6倍以上に増加

事業実施状況の把握

把握している内容

【事業実施状況の把握】

● 管内市町村の利用者数や事業所の設置数を集計し、地区別の利用状況を分析

産後ケア事業実施事業所の分布によって利用者が伸び悩む地区があるのではないかと課題を想定し、分析を実施

関係機関との連携

情報連携体制の構築

- 緊急時の連携先の医療機関については、国のガイドラインで予め定めるように求められているため、その設定に向けて市町村に働きかけを実施

委託先確保に向けた支援

【産科医療機関・助産所以外の既存施設の活用を検討】

● 令和8年度から、県として月1~2回程度、県内の宿泊施設（温泉旅館）などの既存施設を活用し、デイサービス型を提供できないか検討

- 県内の全市町村の利用者が利用できるような場所で検討

図表：産後ケアコーディネーター案内文



その他市町村支援

★自治体伴走支援

【産後ケアコーディネーターの設置】

● 令和7年度から「産後ケアコーディネーター」の役職を設け県助産師会に委託

- 鳥取県または管内市町村と協働して、「産後ケア等の支援又は育児支援に関連するイベントを実施したことがあること、看護師職等が所属していること」を条件に募集
- 県助産師会が受託し、1名の常勤助産師が活動
- 県助産師会と県、市町村の橋渡し役として機能
- 産後ケアコーディネーターが各市町村や産後ケア事業実施事業所を巡回し、利用者や関係者の話を聞きながら仲介役として課題解決をサポート
 - 県民からの相談（例：1人目は産後ケア事業利用できなかったが、2人目では利用したいなど）に対し、市との間に入って調整を行った例もあった
 - 産後ケア事業実施事業所ごとに、産後ケアコーディネーターとの協議の場を設定

鳥取県（3/3）

3.安全性の確保・質の担保に向けた取組

マニュアルの作成・提供	★マニュアルの作成方法・内容	<p>【作成方法】</p> <ul style="list-style-type: none">● 県独自の安全マニュアルを作成し、各市町村にそれをベースとしたマニュアル作成を促進（参考資料：安全管理マニュアル）<ul style="list-style-type: none">➢ 鳥取市が先行して安全マニュアルを作成しており、他市町村から「県としてのモデル版を作って欲しい」という要望があり、作成に至った➢ 県職員として勤務する母子保健分野の研究者が監修 <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none">● 国のガイドラインを参考に、注意すべき点や、事故発生時の対応（連絡ルート、報道対応等）などを規定● ヒヤリ・ハット事例の報告様式もマニュアル内で規定● ヒヤリ・ハット事例の報告においては、 事業所側が市町村に報告⇒市町村が県に報告⇒県が県助産師会を通じて他の事業所へ周知するルートを構築
研修の提供	対象者と実施体制	<p>【従事者向け研修】</p> <ul style="list-style-type: none">● 令和7年度から産後ケア事業に関わる研修を実施<ul style="list-style-type: none">➢ 基本的には産後ケア事業実施者を対象としているが、市町村担当者も参加可能➢ グリーフケア研修は、精神科医療機関の職員も対象として実施
	研修の内容	<p>【研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">● 令和7年度は産後ケア事業ガイドラインに関する県からの説明後、グリーフケアをテーマとした研修を実施<ul style="list-style-type: none">➢ 「妊婦のための支援給付」が流産や死産等の場合も支給対象となったことや、ガイドラインの改定により、市町村からも流産や死産等を経験された方への対応ニーズが高まっている一方、県内で対応可能な産後ケア事業実施事業所は少ないという課題意識から県が実施➢ 他県で研修実績のある民間事業所に依頼し、「グリーフケアとは何か」という基本的な理解からスタート

鳥取県産後ケア事業事故対応に係る安全管理マニュアル

令和7年3月14日
(令和7年6月4日一部改正)
鳥取県子ども家庭部家庭支援課

1 目的

市町村が産後ケア事業を実施するに当たり、母子への安全面（窒息や転倒、転落等）について十分な配慮を行うとともに、事故対応において県（家庭支援課）、市町村及び産後ケア事業者が行うべき役割・内容等について、産後ケアに携わるすべての者が共通理解を図り、事故発生時対応等を定める。

2 日常的な事故発生防止の取組について

県、市町村及び産後ケア事業者は、日常的な事故防止の取組に際して以下の点に留意すること。なお、毎年度、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月）」（令和7年3月28日付こ成母第402号子ども家庭庁成育局母子保健課長、以下「ガイドライン」という）及び「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）に定める「教育・保育施設等事故報告書」（以下「事案報告書（様式1）」という。）及び「産後ケア事業 事案等発生時報告様式（様式2）」について、国（子ども家庭庁）への第1報が原則として事故発生の当日（遅くとも事故発生翌日まで）に行われるよう市町村と認識を共有するものとする。

(1)産後ケア事業を実施する上での留意事項

産後ケア事業を実施するに当たっては、次の点に留意すること。

- 産後ケア事業者は、産後ケア事業に関する記録について、対象者の基礎情報やアセスメント内容、提供したケアの内容等を適切に記録し保管すること。なお、個人情報となるため、保管方法及び保存期間については、委託元の市町村に確認を行いその指示に従うこと。
- 産後ケア事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましいことから、委託契約書において、市町村と産後ケア事業者との責任関係を明確に記載すること。

(2)新生児及び乳児の留意点

新生児及び乳児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の児の対応をする場合等においては、リスクの高い場面であることから、次の点に留意すること。

- 新生児及び乳児の睡眠中は、乳幼児新生児及び乳児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせること。（参考1～3参照）
- 窒息事故防止のため、ベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと。
- 敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛布団は軽いものを使い、ぬいぐるみなど口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりするものは置かないこと。

(3)新生児及び乳児を預かる場合の留意点

産後ケア事業者は、一時的に新生児及び乳児を預かる場合は、次の点に留意すること。

- 短時間であっても新生児及び乳児のみの状況とならないように留意するとともに、新生児及び乳児の顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- 別室にて、新生児及び乳児の預かりを行う場合は、可能な限り預かっている新生児及び乳児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や新生児及び乳児のケアを行う者との複数体制とすること。
- 宿泊型産後ケアの場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で、新生児及び乳児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ産後ケア利用者に確認し、その時間は預からないなどの対応を行うこと。
- 乳新生児及び乳児用体動センサーは、異常を早期発見した症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものでないため、定期的に目視での確認を行うこと。

(4)事故防止及び安全対策

産後ケア事業者は、事故防止及び安全対策として次の措置を講じるものとする。

- 事業実施に当たっては、産後ケア利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先、事故時の報告・連絡・相談のルート、災害時の対応、感染症への対応などについてあらかじめ定めておくこと。また、事故や災害等が発生した際に対応する者をあらかじめ定めておくこと。（別添1、2参照）
- 産後ケア利用者の症状の急変等に際し、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医療機関をあらかじめ決定しておくこと。
- 「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所を事前に把握しておくこと。（別添2参照）
- 緊急時の対応に備え、一時救命措置救急対応（BLS：Basic Life Support）等の実践講習等を定期的に受講することが望ましい。（参考1参照）

(5)ヒヤリ・ハット及びインシデント事例の報告

産後ケア事業者は、ヒヤリ・ハット体験した場合又は想定されるヒヤリ・ハット事例を提案する場合は、報告書（様式4）を作成して市町村へ提出すること。

市町村は、内容を確認し県へ報告すること。

県は、収集したヒヤリ・ハット事例を適宜、市町村等に共有するとともに、必要に応じて検証会を開催して市町村、産後ケア事業者と対策検討し対策を講じるものとする。

【例示】

(ヒヤリ・ハット事例)

沐浴のお湯の温度を間違えた、児の名札が外れていた、
机で伝い歩きしてバランスを崩した 等

(インシデント事例)

児の名札の貼り間違い、伝い歩きでバランスを崩し転倒した 等

✓ ヒヤリ・ハット事例の報告様式と収集する事例についての記載

3 事故発生時の対応

(1) 事故発生直後の対応（応急処置及び状況把握）

産後ケア事業者は、事故発生直後、まず事故に遭った利用者（以下「母子」という。）への応急処置を行う。施設の長、他の職員と連絡をとり、緊急時の役割分担表等に基づき各職員が事故対応に係る役割分担をする。

なお、重大事故（重大事故の定義はP5参照）が起きた時、迅速な対応の手順に基づき対応するものとする。あわせて、以下の点に留意すること。

- ・母子の生命と健康を優先し、応急処置は迅速に行う。
- ・受診の判断に迷う場合は受診する。
- ・職員は事故の状況や母子の様子に動揺せず対応する。

【迅速な対応の手順】

- ① 心肺蘇生・応急処置、緊急時に対応を依頼している医療機関又は119番へ通報をする。
- ② 事故の状況を的確に把握する。（けが人、現場・周囲の状況等）
- ③ 利用が乳児に限る場合は、母子に事故の発生について連絡し、現在わかっている事実を説明する。

(2) 事故直後以降の対応（関係者へ連絡、現場の保存等）

各機関は以下の点について留意して対応する。

【産後ケア事業者】

- ① 事故現場を現状のまま保存し、事故の状況について市町村へ報告する。
- ② 事故発生施設での事業の継続を判断する。
- ③ 事故発生施設を他の母子が利用している場合は、利用中の他の母子の意向を確認し、他の事業者での受入れが必要な場合は市町村へ連絡する。

※事故対応を行う職員と事業継続等の対応を行う職員は、可能な限り別人を配置する。

【市町村】

市町村は、事業における母子の事故を把握した場合、次のとおり対応する。

- ① 事故に遭った母子及び利用中の他の母子への対応や状況等を確認し、その対応について事業者へ適切に助言・指導等を行う。
- ② 死亡事故等重大事故の場合、事故の連絡を受けた後、可能な限り早期に職員が事業者を訪問するなどの支援を行う。

(3) 事故状況の記録

各機関は以下の点について留意して対応する。

【産後ケア事業者】

産後ケア事業者は、事故が発生した日のうちできるだけ限り早く、各種報告書に事実を記録し市町村へ報告する。なお、報告様式は、ガイドラインに基づき次のとおりとする。

- 乳児等における事故の場合：事故報告書（様式1）及び事故状況報告書（様式2）
- 母親のみの事故の場合：事案報告書（様式3）及び事故状況報告書（様式2）

【市町村】

- ① 事業者に対し、事故の記録を適切に行うよう指導する。
- ② 事故現場にいた事業者の職員一人一人が、できるだけ状況を具体的かつ時系列に記録できるよう助言・指導をする。
- ③ 事業者の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて、事実関係を整理した上で県へ報告する。

【県】

市町村からの報告を踏まえ、今後の事故防止策等について検討を行い、その結果等を市町村及び産後ケア事業者に周知する。

(4) 事故等に遭った母子への対応

各機関は以下の点について留意して対応する。

【産後ケア事業者】

事故の発生状況等について、正確な報告及び必要な情報提供を行う。なお、不明な点や確認中の点については、その旨を伝える。

【市町村】

- ① 産後ケア事業者に対し、死亡事故等の重大事故に遭った母子以外の母子や報道機関に事故について伝えるに当たっては、事故に遭った母子の了承を得るよう助言する。
- ② 必要に応じて、産後ケア事業者による母子説明会の開催について早期に開催するよう助言・指導する。なお、死亡事故等の重大事故の説明については、説明会の開催の有無も含め、あらかじめ事故にあった母子の意向を尊重した対応をするよう助言・指導する。
- ③ 産後ケア事業者に対しても精神面でのフォローが必要な場合は必要な支援を行う。
- ④ 死亡事故等の重大事故以外の場合にも、必要と判断される場合には、当該事故に準じた対応を行う。

(5) 報道機関への対応

報道機関などの外部への対応については、情報が混乱しないように、県、市町村、産後ケア事業者で調整の上、窓口を一本化するよう調整する。なお、断片的な情報を発信して誤解を与えることがないよう、県・市町村は産後ケア事業者に対して助言する。

4 事故報告

【報告対象となる事業の範囲】

市町村が実施する産後ケア事業（母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に定める事業）

【報告の対象となる重大事故の範囲】

- (1) 死亡事故
- (2) 治療に要する期間が30日以上となる負傷や疾病を伴う重篤な事故
(治療期間は見込みも含む。)

※事故発生時の医療機関受診等において、治療に要する期間の判断が困難でも、継続治療・療養が必要と診断された場合には報告すること。

- (3) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）

(4) 救急搬送を要すると判断される事故（次の例示のような事故が想定されるが他の事例も含む。）

- 【例示】・お風呂による事故・屋外活動時の事故・玩具による事故
・アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状

【報告の取扱い・報告期限】

(1) 第1報

産後ケア事業者は、原則として事故発生当日に、事案報告書（様式1又は様式3）及び事故状況報告書（様式2）を市町村へ提出すること。市町村は、産後ケア事業者からの事案報告書（様式1又は様式3）及び事故状況報告書（様式2）提出後、速やかに内容を確認し、県へ報告すること。※アウトリーチ型産後ケアの実施先などにより、期限までに事案報告書（様式1又は様式3）の提出ができない場合は、電話により市町村へ報告することとし、市町村は、電話聴取により事案報告書（様式1又は様式3）を作成し、県へ報告する。

(2) 第2報

産後ケア事業者は、第1報から原則として1か月以内に、事案報告書（様式1又は様式3）及び事故状況報告書（様式2）に事故状況の変化や発生の要因分析、検証結果を追記した上で市町村へ報告すること。市町村は、内容を確認した上で、速やかに県及び消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）へ報告すること。県は内容を確認し、国へ報告する。

※状況に大きな変化が生じた場合や必要に応じて、適宜追加の報告を行うこと。

【鳥取県及び消費者庁の報告先】

鳥取県子ども家庭部家庭支援課	消費者庁消費者安全課
TEL：0857-26-7572	TEL：03-3507-9201
MAIL：kateishien@pref.tottori.lg.jp	MAIL：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

産後ケア事業における重大事故発生時の報告の流れ



「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）の別添2「報告ルート」参照。

(3) 第1報

産後ケア事業者は、原則として事故発生当日に、事案報告書（様式1）及び事故状況報告書（様式2）を市町村へ提出すること。市町村は、産後ケア事業者からの事案報告書（様式1）及び事故状況報告書（様式2）提出後、速やかに内容を確認し、県へ報告すること。※アウトリーチ型産後ケアの実施先などにより、期限までに事案報告書（様式1）の提出ができない場合は、電話により市町村へ報告することとし、市町村は、電話聴取により事案報告書（様式1）を作成し、県へ報告する。

(4) 第2報

産後ケア事業者は、第1報から原則として1か月以内に、事案報告書（様式1）及び事故状況報告書（様式2）に事故状況の変化や発生の要因分析、検証結果を追記した上で市町村へ報告すること。市町村は、内容を確認した上で、速やかに県へ報告すること。県は内容を確認し、国へ報告する。

※状況に大きな変化が生じた場合や必要に応じて、適宜追加の報告を行うこと。

5 事故再発防止（予防）のための取組

(1) 県と市町村、施設・事業者との連携及び事故発生時の対応のための体制整備

県、産後ケア事業で死亡事故等の重大事故が発生した場合、他の産後ケア事業者においても事故の防止に役立つような共有すべき内容（重大事故の内容や原因、再発防止策として取り組んだこと、類似の事故の発生頻度等）について、個人情報等を十分に考慮した上で、市町村及び産後ケア事業者に対して共有する。

(2) 事故後の検証

市町村は、乳児等の死亡事故等の重大事故の発生要因や再発防止のための検証を「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）に基づき行い、再発防止を検討する。なお、母親のみ事故が発生した場合においても同様に取り扱う。

県は、死亡事故等の重大事故については、原則として、「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（CDR:Child Death Review）」により、調査・検証を実施する。

(3) 明らかな危険要因への対応

県・市町村における検証の対象となる死亡事故等の重大事故であっても、明らかに危険な要因や速やかに対応できる対策については、検証結果が出る前に施設・事業者において具体的対策を取るよう指導するとともに、県内全ての施設・事業者に注意喚起する。

(4) 産後ケア事業者の資質向上

県は、各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村に制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう促し、施設・事業者が子どもの安全確保に関する研修に参加するよう促す。

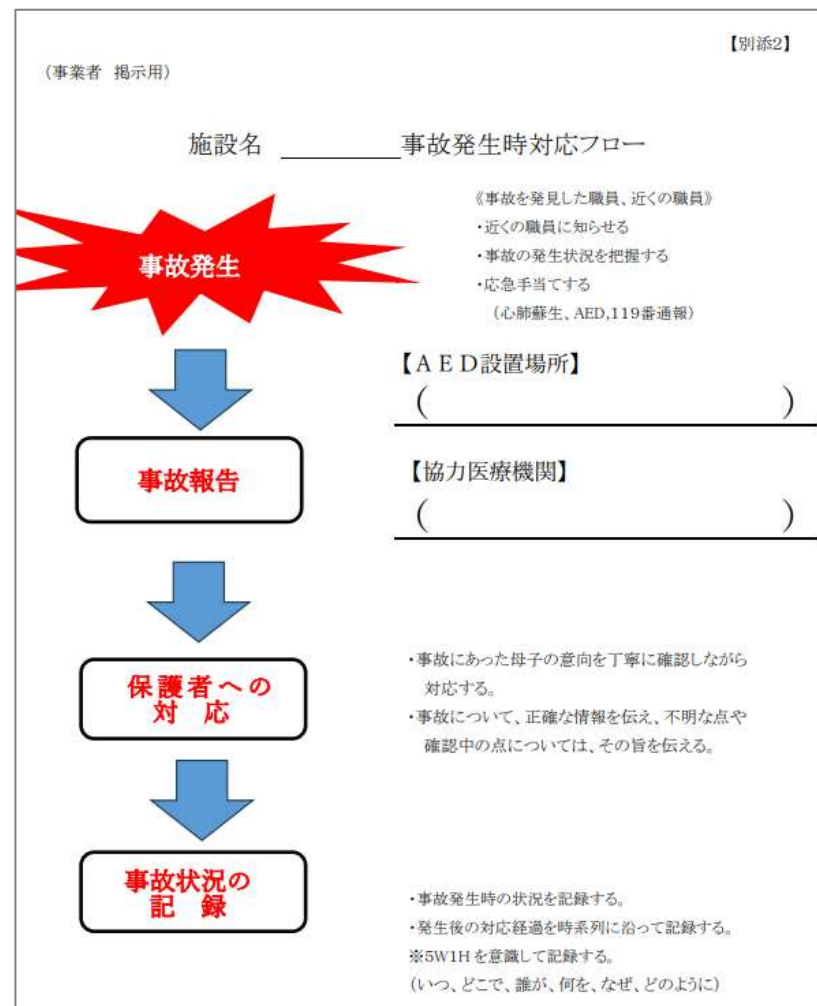
✓ 事故発生時の事業所・市町村・県の対応フロー

【別添1】

【事故発生時の段階的な対応】	事業者の対応	市町村の対応	県の対応
【事故発生直後】 応急処置 状況把握	・心肺蘇生、応急処置 ・緊急時に対応を依頼している医療機関 119 番通報 ・事故の状況を的確に把握する ・母子へ連絡	—	—
【事故発生直後】 関係者へ連絡 事故発生現場の現状保存	・市町村へ連絡	・役割分担をして対応 ・可能な限り早期に職員が事業者を訪問 ・県へ報告	・市町村の要請に応じた支援
【事故発生直後】 事故発生施設の事業継続または中止の判断	・事業継続または中止の判断 ・事故に遭った母子以外の対応 ・利用中の他の母子の意向を確認し、他の事業者での受入が必要な場合は市町村へ連絡し対応、中止の場合は帰宅をお願いする	・事業者が事故に遭った母子及び利用中の他の母子への対応を行っているか確認 ・事業者が事業継続を判断した場合、事故後の事業の継続に支障がないか確認 ・支障がある場合、他の事業者での受入が必要な場合は調整、中止の場合は帰宅の確認をする ・他に同日利用予定していた母子へ中止の連絡をして対応する	—
【当日】 事故状況の記録	・事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く記録	・状況を時系列に記録する等適切に記録できるよう助言・指導	—
【当日】 母子等への対応	・事故の発生状況について的確に報告する	・事業者と母子の間でトラブルが発生しないよう配慮する	
【当日】 報道機関への対応	・報道機関への対応窓口の一本化	・報道機関への窓口の一本化 ・報道機関への対応の留意点等について、事業者へ助言	・報道機関への窓口の一本化・報道機関への対応の留意点等について、事業者へ助言
【当日～1か月後】 事故報告 ※第1報は当日中	・市町村へ事故報告	・県へ事故報告	・国（こども家庭庁）へ事故報告
【当日～1か月後】 事実関係の整理	・記録の内容をもととした市町村からの聞き取りに対応する	・事業者の職員の記録や現場確認の結果を取りまとめた事実確認を整理	・市町村と協力して事実関係の整理
【当日～1か月後】 明らかな危険要因への対応	・速やかに対応できるものについては具体的に対応をとる	・全ての事業者に対し、危険要因について周知する	・全ての事業者に対し、危険要因について周知する
【当日～1か月後】 事故後の検証	・死亡事故等の重大事故以外の事故の検証を実施	・死亡事故等の重大事故について検証を実施	・死亡事故等の重大事故について検証を実施 ・再発防止策の検討

【本文中の用語】

- ・母子…事故に遭った子の母子、母が事故に遭った場合はそれ以外の母子
- ・事業者…委託している産科医療機関及び助産所
- ・市町村…産後ケアを実施している市町村



鳥取県（参考資料）

安全管理マニュアル（一部抜粋）（5/5）

(様式4)

ヒヤリ・ハット報告書

報告日 〇年〇〇月〇〇日
所 属 _____
氏 名 _____

施 設 名	
発 生 場 所	
利 用 者	
内 容 ・ 事 例	
原 因	
対 策	
特 記 事 項	